

平成21年12月9日（水曜日）

○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保健環境課長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外喜夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

// 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第1号)

平成21年12月9日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

- ・議案第55号～議案第60号
- ・請願第4号～請願第13号

提案理由説明

午前10時00分 開会

◎開 議

○議長（藤本一義議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しております。

ただ今から、平成21年第8回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤本一義議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番 宮本空伸議員、13番 若狭明彦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤本一義議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの10日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの10日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（藤本一義議員） 日程第3 議案の

一括上程

議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算

議案第56号 平成21年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第57号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第58号 平成21年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第59号 町道路線の認定について

議案第60号 町道路線の変更について

請願第4号 後期高齢者医療制度の即時廃止並びに75歳以上と子供の医療費無料化を早期に実現を国に求める請願

請願第5号 消費税によらない「最低保障年金制度」の早期実現、生活費に見合う年金の引き上げを国に求める請願

請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願

請願第7号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する請願

請願第8号 悉皆（しっかい）方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願

請願第9号 新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める請願

請願第10号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める請願

請願第11号 平成22年度予算の年内編成を求める請願

請願第12号 高速道路原則無料化の撤回を求める請願

請願第13号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願

以上、議案6件、請願10件を一括議題といたします。

町長から議案について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

提案理由の説明をおこないます。

本日ここに、平成21年第8回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたしました議案の審議をお願いするにあたり、町政運営にあたっての所信の一端を申し上げます。

今年も、余すところ1ヶ月足らずとなりました。

今年を振り返りますと「新型インフルエンザの流行」や「政権交代」「経済危機」の3つの出来事が町民の皆様方の暮らしに大きく影響を及ぼした年でありました。

まず、新型インフルエンザにつきましては、中能登町内の保育園では現在まで約3割の園児が感染しました。

なお、保育園の対応として元気よく登園された園児の健康観察に全力を挙げ、感染症状が表れた園児は別室に待機させ保護者に連絡をするなどの感染の拡大防止に努めました。

次に、小中学校においては、約4割に近い児童・生徒の皆さんが感染し、これまで学級閉鎖や学年閉鎖の対応を行ってまいりました。

このことにより、12月に入り、1日7時間限の授業を行うとともに、始業式を早めるなどの日程を変更し、授業時間数の確保に取り組んでいるところであります。

また、新型インフルエンザのワクチン接種につきましては、優先接種対象者に順次接種を呼び掛けるとともに、先の臨時議会で議決をいただきましたワクチン接種助成と組み合わせ、接種率を高め、重症化の防止を図っております。

次に、国政においては鳩山内閣が発足し「政権交代」がなされました。

新政権では、行政刷新会議において事業仕

分けが行われ、国の補助金政策が大きく転換されようとしています。

特に、中能登町にもこれまで深く関連した農業に対する各種施策をはじめ、土木や教育に関連する数多くの事業が見直しの対象となり「廃止」や「縮減」、「見直し」等の評決がなされています。

国の平成22年度予算編成では、行政刷新会議での結論を重視して予算が編成されることですので、今後とも国の動向には十分に注意をし、情報の収集と状況に応じた的確な対応を図っていくこととしております。

最後に、「経済危機」につきましては、世界的な長引く不況と、デフレの進行により中能登町内の経済も大きく影響を受けております。

中能登町においては、先に成立した国の平成21年度第1次補正予算での経済危機臨時交付金及び公共投資臨時交付金を活用した取組みを進めております。

また、追加経済対策として、これから国の第2次補正予算案が提出される見込みであります。その素案では「雇用対策」、「環境対策」、「景気対策」、「地方支援」及び現行の高齢者医療制度の負担軽減措置などの「生活の安全確保」等の対策費が計上される見込みであります。

こうした新たな経済対策の動きにも歩調をあわせながら、中能登町の将来を見据えて町民憲章の理念に基づき、「人間性豊かで活力あるまちづくり」を目指して、心の絆を深め、産業の振興に努め、健康で安心して暮らせるまちづくりを実現しなければなりません。

このことから、今回の補正では「なかのど道の駅」計画策定業務や県営ほ場整備等の農業政策、道路新設改良事業、保健事業特別会計への繰り出しによる支援を行うこととしております。

また、新たな展開として、20万点のプリ

ントデザインコレクションを活用した平成21年度「ジャパン・ブランド育成支援事業」が中部経済産業局の戦略策定支援事業として中能登町商工会が採択を受けました。

繊維産地の強みを活かした中能登ならではの「ものづくり」開発を、商工会の皆様方と協議を重ねながら事業の支援を行っていきたいと考えております。

そして、統合中学校建設事業についても地元的地権者の皆様方へ事業の説明を行うとともに、統合中学校建設委員会で先進事例の中学校を視察するなど、統合中学校建設に向けて様々な角度から検討を開始しております。

こうした、新たな動きも含めて、地域経済の情勢や中能登町の現状、緊急性がある案件、行政の継続性として必要な案件、地域の懸案課題等に対応する案件について提案を行うものであります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容について、順次ご説明いたします。

最初に、議案第55号から議案第58号までの平成21年度補正予算に関する議案についてご説明いたします。

まず、議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,964万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,756万9,000円とするものであり、第2表地方債補正につきましては事業費の増減により必要限度額を計上するものであります。

次に、歳入の主なものは、地域活力基盤創造交付金3,660万円、地籍調査負担金232万5,000円、防災情報通信整備事業交付金260万円を増額したほか、寄附金として、小学校・中学校並びにふるさと応援寄附金として10名の皆様方より、それぞれご寄附をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

その他、収支の均衡を図るための財源として、財政調整基金繰入金や町債などを充てるものであります。

次に、歳出の主なものは、「古墳公園とりや」に隣接した用地取得費として1,399万7,000円、町商工業制度資金信用保証料補助金として100万円、企業誘致事業費補助金として300万円、なかのと道の駅計画策定業務委託料として1,820万円、久江地内の消雪工事費として2,300万円、全国瞬時警報システム整備工事費として273万円を計上いたしました。

次に、議案第56号 平成21年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,070万4,000円とするものであります。

次に、議案第57号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、保険給付費等の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,792万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,126万円とするものであります。

次に、議案第58号 平成21年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出において、配水・給水管及び施設等修繕費の増額等により530万円を追加し、支出総額を3億3,905万3,000円とするものであります。

次に、議案第59号 町道路線の認定についてであります。

この路線は、新庄地内の県道から「古墳公園とりや」を連絡する道路であり、今回、新たに町道として認定するものであります。

最後に、議案第60号 町道路線の変更についてであります。

この路線は、金丸地内の農道を町道に編入

し、町道の終点を変更するものと、新庄地内において県営ほ場整備事業により町道を廃止するものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきその大要を説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤本一義議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎散 会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、10日、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時17分 散会

平成21年12月10日（木曜日）

○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保健環境課長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外喜夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

// 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第2号)

平成21年12月10日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

- ・議案第55号～議案第60号

日程第2 常任委員会付託

- ・議案第55号～議案第60号
- ・請願第4号～請願第13号

日程第3 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎ 開 議

○議長（藤本一義議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案質疑

○議長（藤本一義議員） 日程第1 議案質疑

これより議案第55号から議案第60号までについて、一括して議案の質疑を行います。

事前に通告を受けておりますので、議長において指名をいたします。

質疑の順序は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより質疑を行います。

最初に、議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算、歳出における民生費中、児童福祉費について、質疑を許します。

議案書は13ページであります。

16番 坂井幸雄議員

〔16番（坂井幸雄議員）登壇〕

○16番（坂井幸雄議員） おはようございます。質疑をさせていただきます。

議案第55号 第3款歳出 児童福祉民生総務費でございます。子育て応援特別手当支給事業でございます。1,928万3,000円。

前の政権の第1次補正予算でこのことが決定されましたが、政局が変わり事業仕分けということで廃止されました。その間、事務運営並びに経費がかかっております。

これまで、その経費までも返済しなければならないかということでございます。全国的に自治体からこの事務費だけは進んでいますので、それは堪忍してくれという話があるそ

うでございますので、その点、事務費まで返還しなければならないのかお聞かせ願いたいと思います。

また、新政権に代わりまして、まだ案でございますが、子ども手当事業の新たな案が分かったら説明を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

〔坂井信男福祉課長登壇〕

○坂井信男福祉課長 坂井議員の質疑にお答えさせていただきます。

子育て応援特別手当支給事業についてでございますが、国の追加経済対策として2009年度第1次補正予算に小学校就学前3年間に属する子、3歳から5歳になりますが、全員に一人当たり36,000円を支給する子育て応援特別手当が決定をされました。

町においてもこれを受けまして、子育て応援特別手当支給事業として9月補正予算に1,928万3,000円を計上し、子育て応援特別手当を支給することとしていました。

この子育て応援特別手当支給事業は、全額、国からの交付金で手当される事業であり、また一回限りの措置であります。政権交代に伴い執行停止となったことから、9月補正予算においてお認めいただきました予算を全額減額し、事業をとりやめるものでございます。

事務費につきましても、準備経費として既に執行済みのものでも国から全額事務取扱交付金として手当されることになっております。

当町におきましても事業推進のため、電算システム改修等の事前打ち合わせを実施し、準備を進めておりましたが、契約をし執行したものはありません。

また、その他の経費につきましても、町広報での周知、チラシ、ポスターの作成等につきましても、見直される可能性があったため先送りした経緯もございますので、準備経費

は発生しておらず、また、国からの交付金を受領していないことから返済はございません。

次に、新政権の代替案についてでございますが、来年度、平成22年度から中学卒業までの子供全員に月額26,000円、初年度につきましては半額の13,000円でございますが、支給される子ども手当が新たに実施される予定となっております。

○議長（藤本一義議員） 続いて、同じく議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算、歳出における民生費中、児童福祉費について、質疑を許します。

議案書は、13ページであります。

10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） それでは、児童福祉費についてお尋ねいたします。

まず、これを質問しようと思いましたが、平成21年11月12日の新聞記事を見まして、インターネットで調べてもみました。それに基づいてお尋ねいたします。

平成19年度病後児保育事業が旧鹿西保健センターに新設されました。これは、その前は包括支援センターのところでございます。予算書を見ますと、新病後児保育とその横の方に申請2,000円となっております。これは例規集の申請が1件2,000円です。それだけしか書いてございません。この年の保育園運営費の国の補助金は3,800万円でございます。今回返還するのは244万8,000円と大変なパーセントでございます。しかも、この返還する244万8,000円というのは執行部の説明では2分の1であると言われております。そうしますと国の方へ出された申請、それと返還しましたものの中には保育士、看護師は当然含まれております。それと施設管理費も含まれていると思います。その内訳を説明願います。

なお、詳しいことに関しましては、一般質

問でお尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 武田議員の質疑にお答えさせていただきます。

病後児保育事業についてでございますが、本年1月21日に実施されました厚生労働省所管事務に係る平成19年度次世代育成支援対策交付金事業の会計検査院実施検査を受け、その検査結果が11月11日に会計検査院から公表されまして、翌日、新聞報道されました。

実施検査で受けた指摘事項及び検査結果についてでございますが、指摘を受けましたのは、平成19年度の病後児保育事業に係る経費であります。病後児保育事業の交付要件として看護師、保育士1名の配置が定められており、これに従い事業を実施してきたところ です。

その経費の算出にあたり、病後児保育利用日数に関係なく配置職員の年間人件費を事業費に算入し、国に交付金の交付申請をし確定通知をいただきました。

しかしながら、会計検査院の実施検査では、実際に病後児保育の利用のあった日数によって、按分すべきであるとの判断が示され、その差額について返還を求められたものです。

検査結果についてですが、病後児保育事業の事業費を算定するにあたり、交付の対象とならない通常の保育等に係る事業費を含めていたため過大となっていた。このため国庫補助基本額が過大に算定されていて、交付金交付額合計1,023万7,000円のうち244万8,000円が過大に交付されているとの指摘を受けまして、これを返還するものでございます。

この事業費には、人件費と消耗品費、備品の一部が入っておりまして、管理費等につきましては含まれていないものであります。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 課長の答弁によ

りますと、1,203万円が病後児保育の申請金額であると。先ほど申し上げましたように、保育園運営費の国の補助金は3,800万円でございます。いかにこの額が大きいかということが分かると思います。

もう一つ、保育士、看護師は国の方針では1名ずつというふうに言われておりますけれども、この取り扱い方に関しましてもう少し厳しい制約があるのではなかろうかなと思います。保育士は2人でしか病後児に対して保育できないというふうになっているかなと思います。

もし、今、差し支えなければ答弁を願います。詳しいことは先ほど申し上げましたように一般質問の中でお尋ねいたしますけれども、今の私の申し上げたことに対して答弁を願います。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 武田議員の質問にお答えさせていただきます。

病後児保育の実施につきましては、先ほど申し上げましたが、保育士と看護師の配置が義務付けられています。そういったことで、利用日数によって按分されたわけですが、実際に勤務された時間によりまして、その人の時給を算出いたしまして、病後児保育にかかった時間を掛けたものが事業費として算入されたわけでございます。

そういったことで、病後児保育の実施につきましては、急に申し出られる場合が多いものですから、臨時的にその日数分の保育士、あるいは看護師を明日からお願いしたいということにはなりませんので当然、年間、人件費を計上して事業を進めていってもいいという判断で、厚生労働省の方でもそういう判断をしていただいたものであります。会計検査院の検査では、それはおかしいといった指摘を受けたものでありまして、担当課長としては残念に思っています。

○議長（藤本一義議員） 続いて、同じく議

案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算、歳出における民生費中、児童福祉費について、質疑を許します。

議案書は、同じく13ページであります。

3番 諏訪良一議員

〔3番（諏訪良一議員）登壇〕

○3番（諏訪良一議員） 質問事項は、武田議員と同一でありますので略しますが、質問の内容が異なりますので質問したいと思いません。

会計検査院から指摘の上に、交付金の一部を返還しなければならないといった事態に陥ったことは誠に遺憾に思います。

この件については、事業の実施要領や実施要項等を十分に理解していなかったことに起因しているものと思われま

す。ともあれ、執行にあたっては、当然ながら上司の決裁があったものと推察します。これらを踏まえてどのように受け止め、今後どのように対処していこうとおられるのかについてお伺いします。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 諏訪議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、内容につきましては武田議員にお答えさせていただきました。これをどのように受け止めどう対処されるかということですが、保育園の職員は児童数や保育事業内容によって配置人数が定められているため、配置上、病後児保育を兼務することはできません。

また、予測できない申し込みに対応するためには、常勤職員の配置が必要であると判断し、病後児保育を取り入れました。こうした理由から、利用日数に関係なく、人件費を事業費とし、また、少ないですが利用日数も正しく厚生労働省に報告しております。

しかしながら、このたび過大交付との指摘を受けましたことは、事務の慎重さに欠ける面もあったかと思っ

す。

今後は、県及び国と十分に協議を行い、適正な事務の執行に努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 先の件で、上司の判断等の内容の答弁漏れをここでお願いします。杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 この問題につきましては、病後児保育を取り入れることによって、看護師、そして保育士の2人を入れまして、そして県・国との指導のもとで取り入れました。厚生省と今の会計検査院の中で、これがおかしいのではないかとということですが、町には一つも責任はないと思っておりますし、今の厚生省だけではなく、国交省、あるいは農林水産省もこういう問題はいくつも出てきております。1ヶ月間契約をしてお金を払った。そうしましたら会計検査院は1ヶ月分はおかしいのではないかと。働いた分だけしか認められないという案件でありまして、国と会計検査院の問題であります。町・県はこれに対しては一つも悪いところはないと思っておりますし、県も同じ見解でございます。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 今ほどの町長の答弁では、さも町に責任はないような答えでありますけれども、会計検査院は指摘の段階でそれを説明されれば、当然それを理解されるはずですが、指摘の中で返還をしなさいという声が出てくること自体が何がしかの町にも責任があるものと思っております。この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この問題につきましては、あくまでも県・国の指導によって予算を付け実行して、その後で厚生省と会計検査院の話の中で出てきた問題でありまして、町の責任はないものと思っておりますし、先ほどもお話ししましたように厚生省だけではなく、国交

省、あるいは農林水産省、いろいろな各省で今の問題が出ておりまして、一昨日、農林水産省へ私も行ってきたんですけれども、やはりこういう問題はいくつか指摘された訳ですけれども、今の会計検査院の方がおかしいのではないかということで、会計検査院とこれからお話をするという説明でありました。

1ヶ月間契約してお金を払って終わったものが、会計検査院では働いた分だけしか認められないという事例でありまして、町は一切今の件に関しては悪いところはないと思っております。

○議長（藤本一義議員） 続いて、同じく議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算、歳出における農林水産業費中、農業費について、質疑を許します。

議案書は、15ページであります。

11番 上見健一議員

〔11番（上見健一議員）登壇〕

○11番（上見健一議員） これは、「川田古墳公園」の増設に関して、そのための公有財産購入費1,399万7,000円の増額の補正であります。

増設してどのような公園にするのか。それが今なぜ必要なのか。今後、そうすることによっての維持費というものをどれくらい見込んでいるのか。また、購入価格の妥当性を説明していただきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

〔表辰祐農林課長登壇〕

○表辰祐農林課長 お答えいたします。

今、なぜ必要なのかということからでございますが、土地改良事業を進めてきた上での必要性をまずお話させていただきたいと思っております。

県営ほ場整備事業の烏屋北部地区で進めてきましたが、平成8年度に採択をされました。その川田工区の地権者の中に、採択された翌年に地権者の方がお一人亡くなられました。その方の農地が全部で今回買収を予定し

ています15,381㎡でございますが、その農地はその方が死亡された後、相続が放棄をされました。その方の農地は川田工区全体で15.6haのうちの1.53haでございますので、川田地区全体の9.85%にあたります。

そうしますと、約10分の1の農地が相続が放棄されてほ場整備もできないという事態になりましたので、地元の方ではどうしてもほ場整備を進めたい。では、どうすればいいのか。その方の農地をほ場整備をしますと、当然、工事の負担金がかかってきます。工事の負担金は当時、10aあたり約200万円が想定されておりましたので、この方の農地を全てほ場整備をしますと、単純計算で工事負担金が300万円ほどかかることとなります。

集落の方で検討されました結果、先ほど言いましたその方の農地は地区内に約1割ある。ところがその方は、田んぼ1枚、あるいは田んぼ2枚、3枚、4枚、5枚とそれぞれかたまっているのが地区内で11箇所もあつたんです。地区内にそれぞれ11箇所もあつて、その方のほ場整備ができなければ、地区全体ができないということでありまして、その方の農地をどこか工事をしないで負担金がかからないで、しかも1箇所に集めようというところで古墳公園の前に集められました。それは地区が選択したことでございます。

ただ、換地の精算金については、それは少額でございますので工区で支払おうということになりました。

そのようなことで、その方の財産管理人となられた弁護士がとられた行動の一つ、それは非常に重要なことなんですけれども、相続財産管理人というのは、その地区の要望を受けてほ場整備ができるように弁護士の権限外行為の許可の申し立て案件を家庭裁判所に起こされました。

結果、その地区の要望を受け入れて、家庭裁判所では弁護士の権限外行為に同意をすることを許可しました。つまり、ほ場整備がそ

の地区で導入されてもいいということになりました。

そういったようなことで、その15,381㎡はその地区のほ場整備事業をやることになったわけなのですが、当初、地区が要望したとおり、登記完了後においては、それほどここに取得してもらわなければならないということで、当時から弁護士が町に対して打診していた古墳公園の隣りでもありますから、町が取得をしていただけませんかということで、当時からそうした管財人としての弁護士と町との間の約束事として今日まで進めてきました。それが土地改良法上の必要性であろうかと思われま

それから、構想につきましては、これは直接私どものところではございませんし、今後の維持管理費につきましても、これは後ほど公園管理担当課長から答弁をしていただきたいなと思います。

それから、用地価格の妥当性ということのお尋ねでございますが、それは私どもの方でございますのでお答えさせていただきます。

平成19年9月19日に財産管理人であります弁護士から、近隣の買収単価とそれを証明する関係書類の提出を求められております。

当時、上司の決裁を得て、単価として坪3,000円を提示いたしました。その根拠といたしましては、古墳公園の用地買収単価の一覧表をまず付けました。それと二つ目は、県営ほ場整備事業の川田工区の評価基準書、いずれも単価の明細書が付いております。

その後、財産管理人であります弁護士からその金額についてもう少し高い単価が設定できないのかという問い合わせもありましたし、それからまた、その方の農地は抵当権等の設定している債権者もおいでましたので、その債権者の方に直接、あるいはまた後日、代理に立たれた方の要望等も何度かありましたけれども、最終的には平成20年1月に弁護士、それから代理人の方、いわゆる債権者

の方が、今回、用地取得費でお示しをしております1㎡あたり910円の単価を了解するという返事がありましたので、この金額については妥当であると思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 今ほどの上見議員の質疑の中で、もし整備したあとの管理運営費というような質疑もございましたので、直接まだどういふふうに整備するかは決まっていないと思っています。ただ、隣りの古墳公園の芝生広場の管理をしていますので、もし芝生として整備するのであればという前提でございますが、今、「古墳公園とりや」では、総面積13,940㎡の芝生が植えられております。その年間の管理費ですが、施肥、目土、除草剤、殺虫剤等の施行も含めて芝刈りは概ね年6回実施しております。

それで、管理費でございますが、264万6,000円かかっております。13,940㎡の整備に対して年間の管理費は264万6,000円の運営費がかかっています。

その整備方法等については、まだ具体的な話は私のところへはないという状況であります。

○議長（藤本一義議員） 上見健一議員

○11番（上見健一議員） 購入価格の面で以前に古墳公園の跡地を買った値段、近隣のほ場整備の売買の値段を参考に教えていただきたい。それと私の聞いている維持費に関しては、例えば計算をしていただけないかなど。全体にこれだけあって、これがいくらかかりますと。ほかのものはいくらだから、按分するといくらになるかという計算をして推測される金額を言っていただきたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 先ほど、財産管理人である弁護士にお知らせをいたしました古墳公園

用地買収単価はいくらかというご質問でございますが、古墳公園買収単価は1㎡あたり1,200円、中には850円というものもありますが、1,200円という金額をお示ししました。2種類あります。一筆だけ850円、あとは全て1,200円でございます。

それから二つ目にお示しをしました川田工区の評価基準書につきましては、1㎡あたり910円でございます。

○議長（藤本一義議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 上見議員の再質問ですが、整備内容が現時点でははっきりしていません。それで芝生を植えるのか植栽するのかというものを含めまして、先ほど言いましたのは参考ということで推測しかできないということで、例えば芝生を植えて管理するのであればという前提でお話をしました。それで先ほど言いましたように13,940㎡の芝生の管理に264万6,000円かかっているということで推測するしかないのかなと思います。整備内容がはっきりすれば具体的な積み上げができると思いますが、現時点では積み上げはできないような状態であります。

○議長（藤本一義議員） 引き続き、同じく議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算、歳出における土木費中、道路橋梁費について、質疑を許します。

議案書は、17ページであります。

11番 上見健一議員

○11番（上見健一議員） この予算は、先の議会で調査費として300万円をうった「なかのと道の駅」の引き続いての1,820万円の増額の予算であります。

前回うった300万円の調査費は、どの辺まで調査が進んでいるのか。また、これが承認されてできるとしたら、この運営主体はどこになるのか。採算等も調査費の中に入っているのかどうか。そういう点を果たして儲かるのか、損するのか、また全然分からないのか。そういう点で運営主体、誰かに任せるの

か町がやるのか。採算をどうみているのか。調査費の結果とこの三つをお答え願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 出雲土木建設課長〔出雲修土木建設課長登壇〕

○出雲修土木建設課長 上見健一議員の質疑にお答えいたします。

今回の補正について予算計上させていただいております「なかのと道の駅」計画策定業務委託費1,820万についてでございますが、事業全体に係る連動性がありますので、基本構想、基本計画についてご説明させていただきます。

まず、基本構想の業務内容についてでございます。道の駅計画策定に伴い、国庫補助事業採択を目的とした国土交通省並びに石川県等へ提出する予算要望資料等の作成に必要なコンセプト、配置計画、概算工事費、鳥瞰図等の作成について業務委託をしております。

現時点における基本構想の明確な柱として、道の駅整備によって道路利用者の休憩場所として安心・快適な環境を構築すると共に、当町の代表的なPR塔として町観光拠点の一角を担う施設整備を目指すものであります。

また、このことによりましてシティーセルス、即ち町の魅力を効果的に発揮することができ、地域の活性化に大きく寄与するものだと考えております。

次に、基本計画についてでございます。今ほど申し上げました、基本構想をもとに基本方針と地域振興施設における導入機能や規模を検討することとしております。

また、使用施設の配置検討を行うなど、基本計画業務を現在行っております。

なお、両策定業務ともに連動性が高いことから、平成22年3月末日まで業務委託期間となっております。今回の予算計上につきましては、基本計画をもとに道の駅に関する基本設計と現況測量関係等が実施予定となって

おります。

具体的に申し上げますと、基本計画においては現在検討しております基本計画に示された道の駅のコンセプト、具備する機能、外観イメージなどについて形状を具体化させ、配置計画、平面計画などの設計を行います。

また、敷地の形状や地盤高、支出の条件、交通条件、法的規制等の計画の前提となる諸条件を踏まえて検討を図り、そこで必要とされる測量業務も行います。

以上が今回の補正内容であります。議員の質疑にありました運営主体、調査費の結果、採算性につきましては、現在基本計画内容を検討中でありまして、鋭意努力を重ねておりますが、現在そこまで踏み込んだ段階に達しておりません。

しかし、今後、総合的に検討精査を図った上で、議会にもお諮りをさせていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 次に、議案第57号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算、歳出における保険給付費中、高額療養費について、質疑を許します。

議案書は、32ページであります。

20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をいたします。

議長が言いましたように32ページでございます。特別会計であります。国民健康保険療養諸費の中の高額医療費の問題でございます。

当初予算には、1億3,373万6,000円を予定しておりましたが、今回補正といたしまして、2,226万4,000円を予算化するわけであります。

お聞きいたしたいのは、この2,226万4,000円の中で、具体的にお医者さんにかかれた主たる医療の内容でございます。それ

ともう一つ、件数が何件あったのか。これをお尋ねいたします。

また、これと同じように、2目にも退職者保険者等の高額医療費がやはり補正に354万円上がっているわけであります。今後、中能登町としてこれらの国保の中で、高額医療の内容等にどのように対処していくのか。やはり以前から私は言うておりますように、そのようなことにならないように事前に審査をし、そして医療を受けるということが大事ではなかろうかと考えておりますので、それらについての施策等もあわせて答弁を願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長
〔大森一義保健環境課長登壇〕

○大森一義保健環境課長 杉本議員の質疑にお答えをいたします。

今回の12月の補正では、国保の会計の中で一般被保険者の高額医療費といたしまして、1,282万円の増額の計上をお願いしているものでございます。

ご質問の中で、高額療養費として支出した医療費の内容、また今後の現状等についてのご質問でございますがお答えしたいと思ます。

中でも今年度につきましては、高額療養費としてお支払いをいたしました医療の内容については、特にお一人の被保険者の方に支払われた医療費につきまして、1ヶ月に要した医療費が200万円以上と高額であった内容について説明したいと思います。

今年度につきましては、現在までにすでに11件という件数がございます。その内、5件が心臓の病気で手術等をされたものでございます。またその5件のうち2件につきましては、300万円から400万円というような医療費も含んでいるわけでございます。

中でも心臓の病気だけではなく高血圧、また糖尿病、脳の血管疾患といったような病気もあわせて持たれている方が多いわけござ

いまして、そういったような状況もレセプトから読み取ることができるわけでございます。

昨年度のレセプトの枚数といたしましては、年間85枚ございましたが、現在は今の時期で昨年度を超える97枚のレセプト枚数という状況になっているのが現状でございます。

今申し上げました、全部で11件のうち、ほかの6件につきましては、脳の血管疾患、また整形外科的な病気の治療、そういったケースが主なものでございます。

次に、高額療養費から見た中能登町の医療の現状についてのご質問でございますが、過去3年間のレセプトから見ていきますと、高額な医療を要するものとしたしましては、心臓病、また脳梗塞、脳出血等の脳血管疾患、次に悪性真性物でありますガン、また整形外科的な病気の手術です。整形外科的な手術といたしますのは、脊柱管の狭窄症とかすべり症とか、また人工的な骨等の造作、そういったものが主なものでございます。

特に心臓病や脳血管疾患の方には、高血圧や糖尿病を既にもっている傾向にあるわけがあります。更にこれからは、慢性的にこういったものは進行しやすい病気であることから治療も大変長期に及ぶということもありまして、今後は重症化をさせないということが大切な問題かと思っております。

特にこれからの町の取組みといたしましては、現在もやっているわけではございますが、高血圧、また糖尿病、脳血管疾患、そういった予防可能な病気がございます。

今後は、住民の皆様にも定期的に検診をいただくよう周知をしていくとともに、こういった検査の結果を踏まえまして、ご自分の身体の健康管理をしていただけるような支援体制の強化もしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤本一義議員） 以上で、通告によ

る質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

再開は、11時10分にします。

午前10時58分 休憩

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時12分 散会

午前11時10分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第55号から議案第60号までの議案6件及び請願第4号から請願第13号までの請願10件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎休会決定の件

○議長（藤本一義議員） 日程第3 休会決定の件について、議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、12月11日から15日までの5日間、休会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。よって12月11日から15日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

平成21年12月16日（水曜日）

○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	農 林 課 長	表 辰 祐
副 町 長	小 山 茂 則	上下水道課長	長谷川 良 次
教 育 長	池 島 憲 雄	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼総務課長	永 源 勝	保健環境課長	大 森 一 義
参事兼監理課長	澤 賢 造	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	教育文化課長	堀 内 浩 一
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	生涯学習課長	吉 田 外喜夫
情報推進課長	澤 伸 一	教育委員会委員長	濱 田 繁
税 務 課 長	大 村 義 一	農業委員会委員長	杉 本 孝 一
土木建設課長	出 雲 修		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

// 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第3号)

平成21年12月16日 午前10時開議

日程第1 一般質問(第1日目)

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（藤本一義議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（藤本一義議員） 日程第1 一般質問

これより、一般質問第1日目をを行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは通告順に質問を許します。

19番 作間七郎議員

〔19番（作間七郎議員）登壇〕

○19番（作間七郎議員） それでは3点について通告してありますので、質問をいたします。

まず1点目は、新型インフルエンザについてということで、今年4月にメキシコでの流行が認知されたあと世界的にも流行し、6月12日、世界保健機構は世界的流行病であることを宣言し警戒水準をフェーズ6に引き上げました。

そこで、小中学校の児童生徒にも感染があったが、マスクでは各学校の学級閉鎖が報道されたが、当町の小中学校の現状はどうなっているのかをまず聞かせて下さい。

それから、学級閉鎖によって授業日数不足ということで、その対応についてということで、学級閉鎖をすると4日間休むということを知っておりますので、その不足の対応につ

いて教育委員会として小中学校にどのような指導をし、対応をしているかということを知らせて下さい。

それから、中能登町には公・私立の保育園が6園ありますが、保育園児にも感染されたと聞いておりますので、その状況についてもお聞かせ下さい。

それから、ワクチンの接種時期と優先接種対象者の助成に係る費用について、町でどのように思っているかということについて、4点について聞かせて下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 作問議員の質問にお答えをいたします。

まず、新型インフルエンザに関する質問ですが、1番目及び2番目の質問につきましては、後ほど教育委員会の方から答弁いたしますので、3番目の「保育園児の状況について」から答弁させていただきます。

私立・公立6箇所の保育園の合計においてピークとなった11月11日には、感染による欠席者が61人いたのに対し、12月10日現在では5人にまで減少しております。

また、これまでに感染した児童の実人数は221人であり、入園児童数の29%に及んでおります。

流行初期にあたる8月19日から27日の8日間、1箇所の保育園において、児童3人の集団感染が発生したため、登園の一斉自粛を保護者をお願いをいたしております。

その後、本格的な流行期に入ってから、保育園全体の休園及びクラス単位の休園は行っておりません。

保育園では、新たな児童の発症を一刻も早く発見することに専念をしております。毎日、全児童の検温を行うとともに、常に児童の健康観察に目を配り、感染が疑われる場合には、直ちに医務室に移し、早期受診の必要を保護者に連絡しております。

発症した児童の安全を図るとともに、他の児童への感染を最小限に留めるためであります。

また、通常から行っている「うがい」や「手洗い」の励行、園内の消毒についても、より念入りに実施をしておりますし、各種行事についても感染の状況に応じて中止や延期を検討いたしております。

次に、4番目の質問についてお答えいたします。

まず、新型インフルエンザワクチンを接種できる方、すなわち優先接種対象者についてご説明いたします。

ワクチン接種は重症化を防ぐことを目的とされているもので、医療従事者、基礎疾患をお持ちの方、妊婦、1歳から高校生相当の年齢の方、1歳未満の乳児の保護者、さらに65歳以上の方と国で定められております。

そして、ワクチンの接種時期についても国で定めたスケジュールに従って進められており、石川県では既に10月19日からは医療従事者、11月2日からは基礎疾患を持っている方や妊婦の方、今月に入ってから1歳から小学校低学年の児童も医療機関へ予約をとったうえで順次接種が行われております。

これは、当初2回の接種が見込まれていたものが、成人などについては1回の接種となり、前倒しされてきたことによるものであります。

現在では、小学校の高学年と中学生、1歳未満の乳児をもつ保護者の予約も医療機関で受け付けている状況であります。

次に、町のワクチン接種の助成に係る費用についてお答えをいたします。

この件に関しましては、先に行われました臨時議会で認めていただいたものであります。助成の対象者は、医療従事者を除く全ての優先接種対象者で、町民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する方には全額助成、そのほかの方は一部助成とし、全額助成では1

回目が3,600円、2回目が2,550円、一部助成では1回目が1,800円、2回目が1,200円の額を助成させていただいております。

この助成事業に係る予算の総額は1,621万9,000円で、助成単価に見込みの人数を掛けて積算した額であります。

見込みの人数は優先接種対象者数に接種率を掛けて求めたものであります。

接種率は、新型インフルエンザに罹る率が高い傾向にある基礎疾患をお持ちの方、妊婦、1歳から小学校低学年、さらに1歳未満の乳児をもつ保護者の方々は8割として見込み、小学校高学年、中高校生は接種時期が流行のピークを過ぎると予測されることから7割とし、さらに65歳以上の方は、毎年行っている季節性のインフルエンザ接種率の6割を参考に見込みました。

先にも申し上げましたが、作間議員の1番目と2番目の質問につきましては、教育委員会から答弁をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 引き続きまして、新型インフルエンザについてのお答えをいたします。

順番は少し逆になったんですけれども、1番目の小中学校の学級閉鎖の実施状況についてです。

昨日、12月15日現在で町内の小学校、学級数は合わせて42学級あります。その内、35学級までが学級閉鎖を実施しております。

中学校の方では合わせて19学級あり、その中で12学級について学級閉鎖が行われました。

小、中合わせますと、61学級中47学級。率では77%の学級が学級閉鎖を行ったことになります。

学級閉鎖は土曜日、日曜日、それから祝日

も含めまして原則連続4日間ということにしております。

患者数でいいますと、昨日12月15日現在で、全児童生徒数1,584名中756名が新型インフルエンザに感染したことになります。率にして48%であります。

この学級閉鎖措置につきましては、学校における新型インフルエンザの感染状況や児童生徒の健康状態をしっかりと把握いたしました。患者数の割合が1割から2割を目途に学校医の先生方の指導、教育委員会との十分な話し合いをもとに、最終的には学校長が総合的に判断して決定しております。

それと、これまでに鳥屋小学校と鹿島中学校では、全ての学級で学級閉鎖が行われました。

また、越路小学校では1年2組と6年のクラスはそれぞれ2回ずつ学年閉鎖をいたしました。

12月に入ってからは、患者数、学級閉鎖数ともに減っておりますけれども、ここに来てまた再び増え始めております。

昨日、町内の小中学生合わせて新たに14人の子供たちが感染していることが確認され休んでおります。

それと、越路小学校の方では、第一波が9月末にやってきました。少しおいて第二波が10月末にやってきました。そしてさらに第三波が先週から始まりまして、2年2組が第三波として学級閉鎖を行い、今日も1年2組のクラスが学級閉鎖を行っているところで

す。まだまだ50%以下ですので、余談を許さない状況だなというふうに思っています。

○議長（藤本一義議員） 濱田教育委員長

〔濱田繁教育委員長登壇〕

○濱田繁教育委員長 授業日数不足の対応についての作間議員のご質問にお答えいたします。

学級閉鎖が8割近くの学級に及んだため、

通常の授業日や時間割では授業時数が不足する状況となっております。

そこで、教育委員会では、必要な授業時数を確保するため、学校管理規則の所要の改正を行い、学校が不足する授業時数を確保できるように体制を整えております。

学校においては、学校毎や学級毎に不足する時間数が異なりますので、それぞれの学校で対応は異なっておりますが、主な対応方法としまして、1日5時間の日を6時間としたり、1日6時間の日を7時間とするなど、1日の授業時間を増やして対応する方法、また、冬休みに授業日を確保して対応する方法、さらにこの2つの方法を組み合わせて行う方法など、学校または学級の状況に応じた対応をしております。

一方、保護者の皆様には、各学校が対応方法についての説明会を開催したり、文書でご案内を差し上げるなど、保護者の方々のご理解をいただいた上で適切に対応しております。

今後とも、どのような事態が起こればしても、児童生徒の学力の低下にならぬよう細心の配慮をしながら対処してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 先ほどの町長の答弁の中に、優先接種対象者の助成額を町はこれだけ臨時議会で提案して認めていただいているということで数字を言われましたけれども、この接種優先者は分かるんですけどね。町民の中にはこれに該当していない、接種対象者でない方も沢山おいでるんですね。その点について、町として何かを考えているのか聞かせていただきたいと思っております。

それから、先ほど池島教育長、濱田教育委員長からもいろいろ聞いたんですけども、私どもも議会においてこういう大変なことは今までにないんですね。毎月、常任委員会もし全協もやっている中で、町の状況がどう

なっているのかということをお聞かせしてほしいですね。そういう機会がなかったので、私は一般質問であえて教育長なり教育委員長がどのような対応をしているのかということをお聞いたので、こういうことは発生してから議会にいろいろ会合する機会がありますから、その都度教育長なり教育委員長が呼ばれて説明をするように努めていただきたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、少し下火になってきたということがありまして、議会で説明して認められた以外の方については、今のところは考えておりません。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 町長は考えていないということですが、各家庭に配布されているチラシを見て、助成額の対象外の人たちからすると「おらちも町民や。こんなこと考えているのか、考えていないのか」ということで心配される方もおいでしますので、現在のところは考えていないということですが、先ほどの池島教育長の話では、下火かと思ったらまた越路の方で学級閉鎖をしているということで、風邪は流行ですからいつどんなことになるのか分かりません。町の予算のこともありますので、そういう優先順位に該当しない人のこともまた内部で検討し議会に相談をしていただきたいと思います。

次に2番目の複式学級についてお尋ねをいたします。御祖小学校の複式学級の支援についてということで通告してありますが、中能登の5つある小学校の中で久江が今年から滝尾に統合したということで、複式学級だったんですけれども無くなりました。唯一あるのは御祖小学校なんですね。御祖小学校は去年から複式学級をやっております。去年は2、3年生。今年は3、4年生。3年生が8人、4年生が6人ということで17人以上いけば複式学級にならないんですけれども、現状は

8人と6人ということで複式学級でやっているということです。

そこで、池島教育長とも話をしたり御祖小学校へ出かけて校長さんの話も聞いたりしたんですが、現在のところ保護者の方、PTAから複式学級が2年目になり、高学年になるにつれ算数も難しくなってくる。昔の久江小学校の場合は1学年2人、3人と少人数の複式学級だったけれども、これは複式でも人数が多いんですね。もう少しで複式ではなくなるんだけれども、先生が大変だろうということで補習をしてもらえないかという声があがって、池島教育長は御祖の校長さんと先生方とも話し合った結果、校長先生に聞くとPTA・保護者の方からそういう不安があるなら学校では担任の先生がきちっと教職員あげて勉強に不足がないように一生懸命指導をするけれども、保護者の方でそういう心配があるのであればということでPTAの皆さんと会合をされて9月から補習をやるかということで、保護者の方からもぜひやってくれということで、実際10月に入ってから3年生は月曜日、4年生は水曜日に講師の先生が対応していただいています。

その講師の先生も、1週間に20時間以内という決まりがありますので、多分、講師の先生には時給いくらかで払っていると思います。時給も安いし気の毒だなと思います。ご縁があって御祖の小学校へ講師できたということで、保護者の方がそういう思いなら私がやりますということでやってくれている先生がおいでです。PTA、保護者の方は大変喜んでます。これは10月からやっていますが、来年度から正式に複式の不安のないように何か対応をする考えがあるのかなということをお聞かせ下さい。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 それでは、今ほどの複式学級についてのご質問にお答えをいたします。

作間議員さんのお話で、大筋その通りなんですけれども、御祖小学校では3年生が8人おります。4年生が6人おります。となり合う学年の人数を足して17人にならない場合は複式授業をしなければならないという制度がありますので、平成20年度から御祖小学校に一つだけ複式学級が誕生しております。

ただ、去年もそうでしたけれども、今年も県の方から非常勤講師の先生、正式には小学校6学級級外非常勤講師といいますが、1人配置されました。そして、一番心配であります複式授業のところに講師の先生に入っていました。4月からは国語と算数と社会と理科の4教科につきまして、複式学級の解消を図って、それぞれ3年生、4年生別々に学年ごとに授業をしてまいりました。

ただ、講師の先生の持ち時間数が決められておりますので、年間を通して調整のために9月からは算数だけ複式授業で行うことになったわけです。担任の先生も複式学級の進め方に従いまして、いろいろと指導の仕方、あり方などを研究し工夫をしてとても熱心に頑張ってくださいしております。

学習効果も非常に順調に上がっており、私たちが喜んでいるわけですけれども、決して複式授業をしているので学力が大変なことになっているという実態はありません。全く心配はないと思っています。

ただ、複式授業の形態そのものを不安視され、心配される方も一部おられるんだろうな、それも仕様のないことかなというふうに思いますので、町の教育委員会では学校と相談をいたしまして、今ほど言われましたように3年生と4年生、各学年単位で週に1回ずつ補充学習を実施しているところであります。

学習内容は、授業に習ったことのドリル的なこと、練習問題、さらに子供たちがよくできるようになった場合には発展問題などを中心にして放課後に補充学習を行っております。

保護者の皆さんにもとても好評であり、喜んでおられるなというふうに思っています。

今後も要望があれば、教育委員会といたしましても学習に必要な支援を十分に行っていきたいなというふうに思っております。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 今、教育長から要望があれば教育委員会として取組んでいきたいというお言葉をいただきましたが、うちの町では現在、特別教育支援ということで、これは教育の免許の資格がない人でもいいんですけれども現在8名います。特に先生は勉強するために身体的障害や知的障害、情緒不安の方のサポートをする方々が8名ついています。この方々の予算に940万8,000円うってあります。8名のうち、時給700円掛ける8時間で年間210日ということで、またそれぞれ早く終われば8時間勤務ではなく4時間で終わる人もいますけれども、そういう特別支援ということで教員の資格のない人の予算をうってありますが、県では指定モデル校として鹿西小学校に「学習補助サポーター」として1名、20年度、21年度と派遣されていますね。今年度でこの事業は終わります。これは御祖小学校ではいけないんでしょう。中能登の小学校へこういうサポーターということで、何をするかというと授業で習ったことを復習するとか難しい問題に取組むということを補習で教えているんですね。鹿西小学校の3年生に週2回、4年生に1回ということで指定校ということで取組んでいます。そういう制度もありますから、うちの町にも特別教育支援委員という制度で予算をうってあるんですけれども、県の類似したようなサポーター制として教育免許を持っている方、例えば退職された方、教員だったけれど家庭の都合で今は家においでの方とかに、複式の講師の先生は時間的にも縛りがあります。講師の先生をいつでも派遣してくれ

るかどうかわかりませんから町独自のサポーター制、支援という形ではなく正式に資格を持った人が放課後に補習的に教えている方をサポーター制で採用して、先生の資格も持っておいでるのですから少し時給も上げて来ていただいて、学校の先生はいくら複式にしていようと私たちは一生懸命いしているから、子どもは一生懸命がんばっているから、能力は落ちていないといわれるけれども、保護者の方の心配を解消するためにも町として独自の制度をつくるという考えがあるのかなのかということを知りたいと思います。要請があれば教育長はやりたいと言いましたが、教育長がやりたいと言っても町長部局の方で予算をつけないと絵に描いた餅になりますので、町長もその点を「それはいいことだ。それなら又、検討してそのことも考えてみる」という考えがあるか、それから「いやいや、よいことだからぜひ取組みたい」ということを言われるのか、その点についてお答え下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 教育というものは大変大事なものでございますし、中能登町におきましても教育が一番大事な基本の一つだと考えております。そういう中で、教育委員会の方でいろいろ協議されまして、どうしても必要であるということであれば予算を認めていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） それでは、最後になりますけれども農地取得についてということで、下限面積、農地法の改正による農業委員会の対応と耕作放棄地に係る通知書内容ということで、今日は農業委員会の杉本会長にも来ていただいておりますので、下限面積ということでもまずお聞きします。

各在所によって田んぼを買うときは5反歩、4反歩などいろいろあります。私も御祖地区ですから5反歩なければ用地取得ができないという思いでいたんですけれども、ある

議員の皆さんと休憩時のときにその話題になったとき、「うちの所は3反歩や、うちは4反歩や」とばらばらでした。農業委員会として中能登町が合併してから農地法改正が一番近いところで平成19年4月21日に行われています。そのときのままのばらばらだということで、これは下限面積といいますが、本来は5反歩なんですね。ところがこれは農地法の例外ということで、知事が指定した場合は農地法第3条第2項第5項の下記の書で定める面積についてはその地区ごとで下限面積が決まっているんですね。そこでばらばらに中能登町はなっているということです。

今年、農地法の改正がありますね。その時に農地法の改正をされるときに、今、現在ばらばらの下限面積を農業委員会として一本化するよう話し合いをされているのか、どうするのかということについて会長にお尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本農業委員会会長

〔杉本孝一農業委員会会長登壇〕

○杉本孝一農業委員会会長 下限面積について作間議員さんの質問にお答えいたします。

農地法では取得後の耕作面積が50a未満の場合は、農地の権利移動は認められないことになっております。

しかし、知事が、これとは別の面積を定めることができるということにもなっており、これまで旧町で別々の面積が定められておりました。

今年の6月に交付された農地法の一部を改正する法律が12月15日に施行され、それによって農地取得の下限面積を、別途と定めることのできる権限が知事から農業委員会に移ることになりました。

つまり、将来、知事が定めた下限面積の「別段の面積」は廃止され、施行後はももとの法律の定める50aに戻るということになります。

そこで、国は、農業委員会が別段の面積を定める場合は、農業委員会自らが地域の実情に応じて判断し、遊休農地の解消や農地の効率的利用の観点から定めることになりました。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 私の認識不足と会長も同じ認識のもとで、農地法改正によると、今までは知事が特別に認めてくれていたけれども、これからは地元の農業委員会が自分で決めなさいと。決められないのならオール50aにしますという制度ですね。

そこでうちの農業委員会として、それをどのようにしていく考えなのかを聞いているのでその点お願いします。

それと耕作放棄地に係る通知書の内容についてですが、そのことを杉本孝一会長名で土地所有者、権利者様ということで約1,000名あたりに文書が出ております。その内容についても説明をしていただきたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本農業委員会会長

○杉本孝一農業委員会会長 農地法改正による農業委員会の対応についてお知らせいたします。

11月の農業委員会総会で協議した結果、町内統一の面積を設定することが望ましいのではないかという結論になりました。

今月25日の農業委員会総会にて議決した後、公示することになります。よろしく願いいたします。

次に、3番目の耕作放棄地に係る通知書内容についての質問にお答えいたします。

昨年、国の指導により全国の市町村が耕作放棄地の全体調査を行いました。

調査の目的は、増加する一方の耕作放棄地に対し、食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保とともに、耕作放棄地を解消することが重要であることから、耕作放棄地を一筆ごとに把握し、解消計画の円滑な実施に

役立つことを目的としております。

調査により、中能登町においては赤色に区分してある、いわゆる「森林化・原野化しているなど、農地に還元して使用することが不可能な土地」が118ha存在していることが分かりました。

今回の通知は、これまで農地となっていたもののうち、長年の荒廃や植林等により、既に農地の様相でなく、農地として復活することが不可能と判断される土地について、所有者の方に案内して確認いただき、所有者の理解のもと、農業委員会に備え付けの農地基本台帳に「非農地」の表示をさせていただくものであります。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 今の会長のお話では、農業委員会で話し合いをして町で一本化するということでもとまったということですが、今月の25日に総会に決めたいということですが、その前に、例えば、5反歩、4反歩、3反歩とばらばらになっているものを今この場で発表はできませんか。できなければできないでもいいですが、会長が内々に総会にかける案があればお示しをしていただきたいと思います。

農業基本台帳で、今、転作関係で田畑が山林化されているということで調査をされたということで、その際には緑、黄色、赤と仕分けしたと思います。この調査はどなたがしたんですか。その点を教えて下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本農業委員会会長

○杉本孝一農業委員会会長 下限面積は今月の25日の総会に中能登町として3反歩に統一したいと思っております。よろしく願いいたします。

この非農地の耕作放棄地を調べたのは役場の職員さんです。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 今度の農業委員

会で、町は一本化し3反歩ということで統一するということで分かりました。今、荒れ地ということで文書を出して農地基本台帳を整理するために農地と非農地の仕分けをするために色付けをして調査をしたということですが、どなたがしたかということで私は農業委員の皆さんがしたかと思っておりましたが役場の職員がしたという会長の答弁でございました。会長にもこの機会ですので私の知っている限りを言いたいと思います。

うちに選挙管理委員会がありますね。それも独立したもので委員長さんがおいでます。その時に役場の職員を使う場合にはこういう辞令を出すんですね。会長名から。例えば、永源勝参事兼総務課長の辞令を中能登町選挙管理委員会書記長を兼ねて任命するという辞令を選挙管理委員会からそういう辞令を出すんですね。そしてそれを受理する。そして選挙の時には職員が大勢出ますし、そういう時には「開票事務従事者に選任します。なお、これをもって辞令といたします。よろしくお願ひいたします」と、堂々と辞令を出して仕事をして下さいと言うんですね。今、会長はこの調査は誰がしたのかと聞いたら役場の職員がしたということで、そういう勝手に役場の職員が軽々に行動するのはおかしいと思います。会長名からこういうわけで調査したいんだということで辞令を交付して、堂々と役場の職員はすべきだと思います。農業委員の方々が出したのなら私は何も思いませんが、正直に役場の職員がしたということですので、会長の辞令を正式に出してお願いしますとか、農業委員会は事務局長という名称を使っているか分かりませんが、辞令を出して大いに職員を活用して農業委員会のために取組んでもらいたいと思いますので、あえてこういう例を会長にこの場でお示しをします。

そこで、職員がしたということなんですけれども、課長、農業委員会では農地基本台帳

しか持っていないですね。何を基本に調査をされたのか聞かせて下さい。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

〔表辰祐農林課長登壇〕

○表辰祐農林課長 お答えいたします。荒廃農地全体調査の基といたしましたのは、農地基本台帳を基にして調査をいたしました。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 表農林課長は農地基本台帳に基づいてと言いましたが、本当にそれなんですか。本当に農業委員会の基本台帳だけで調査されたんですか。正直に言って下さい。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 お答えいたします。農地基本台帳によって本当に調査をしたのかと言われることでございますが、実は3町が合併をした後に、農地基本台帳の一本化を図るために平成19年に一本化にするための資料を寄せました。といいますのは、旧3町のそれまであった農地基本台帳に加えて、中能登町になりましてからの住民基本台帳と固定資産税台帳の付き合わせをさせていただいて、新たに農地基本台帳の原版となるものを作成いたしております。それを使用いたしました。

ただ、調査の段階になって、その時に原版として作成いたしました農地基本台帳が必ずしも加除的なことで完璧な状態になっておりませんでしたので、とりあえず全体調査については田畑が対象でございますので、田畑全てを網羅している固定資産税台帳の中から課税額とかそうしたものに今回の調査には必要ないものは削除させていただいて、田畑と名前、住所、地番、面積等々の情報を税務課から20年6月30日でございますが固定資産のデータ作成依頼書というものを作成いたしました。もちろん、そのデータは目的以外には使用しない、個人情報保護法にも十分配慮して行く、という約束事で使用させていただいたものでございます。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 課長、それを先に言って下さい。あなたのところから税務課へこういうデータで資料を出してくれと言っているんです。それを農地基本台帳を基にやりましたと言うからおかしくなるんです。だから私はそれが本当なのかと聞いたんです。ありのままを言えばいいんです。去年の6月30日に農林課から税務課へ頼んで、今、言われたデータを他の目的には使わないと言っていますが、本来は農業委員会が法務局へ行って閲覧してくればいいんです。税務課にある資料をいろいろの課が使うということは目的外で本当は駄目なんです。いくら役場の職員同士であろうと資料を貸してくれというのはおかしいことです。自分たちが自ら法務局へ行って閲覧してくれば一緒のものが出てくるんです。税務課の資料をもっているからと言っても。ですから今の調査については町民の方から疑われているんです。だから私はこの調査は何の調査だと言っているんです。例えば、雑草地にしたら固定資産税が上がって税収が増えるから農業委員会と農林課と結託しているのではないかと。それに税務課も荷担している恐れがあるということを私は耳にし、私のところにも「こういう調査の書類が出ているがどういうことか」と。10月に残暑の候・・・というこういう文書が出ていると。これも多分役場の職員がしたことだろうけれども、こんな文書の出し方はどこにあると。そういうことで何か不自然です。

それから、この調査は農地基本台帳でそういうことで決めたいんだと。非農地になった場合は、雑草地とか、3種類の色で分けたという段階とは違うと思います。こういうふうになった場合は評価額も変わりますということを文書として出せば皆さん分かるんです。何の目的でこれを調べているのか。それも役場の職員がきて調べていたと。それで文書は農業委員会の会長名で出ていると。大変不自然

然だけど機会があったら執行部に農業委員会の会長さんに出てきていただいてその点を明確にしてほしいと言われましたので、今日はケーブルテレビで流れていますからこのやりとりを関心をもって皆さん聞いていると思います。大変不審に思われています。この文書の出し方、単純に農地、非農地の仕分けを簡単にという思いはそれでいいんですけれども、非農地になった場合は評価額も変わりますよということも文書に書いておけばいいんです。そしたらみんな理解するんです。

先ほど、会長が答弁されるのかと思ったら農林課長が答弁しました。課長は多分、部下にさせたと思うんです。この文書を確認して、約1,000名近くの人に出しています。スケジュール表によると去年の8月、9月について耕作放棄地全体調査ということで今年の9月末に1,000名当たり発送しています。10月に所有者から疑義の問い合わせ。疑義のないものは非農地として取り扱うということで、役場へ何人もどんな調査なのか疑義のある方は行っていると思います。行ってきた人が私に「農林課では何も答弁できない。何をしているのか」という言葉を聞いております。11月中旬までに再調査をして所有者へ回答することになっています。11月15日、農業委員会総会で非農地について承認をします。この調査の結果に疑義のある人には何か対応をしていると思いますが、非農地が雑草地になったりすると、田畑より評価額が上がるという認識のない方が沢山おいでます。疑義の申し込みのない人ですよ。そういうことで、課長の説明のような取り方で一般の通知をもらった方はそのような認識はないんですね。会長は簡単に農地基本台帳を作りたいために農地と非農地の区分けをしたいためにそうしたということなんですけれども、非農地になった方々、なる可能性のある方々が不信感を持っています。例えば相続を受けて「あんな所に畑があるなんて知らなかった。初め

て分かった」という人もおいでました。これを機会に分かったということです。

そこで農林課の課長ということで答弁にこられました。あなたは多分辞令をもらっていないけれども慣例上、農業委員会の局長になっているのではないですか。そこでこへ来られて答弁をしたと思います。この文書の出し方で注意が足らなかったという認識をしていますか。この文書で大丈夫なんだと。理解できない方がおかしいと思っていますか。この点を答弁して下さい。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 お答えいたします。何点かのことについてまずお答えいたします。

先ほど言いました固定資産税台帳の閲覧等につきましてでございますが、これは勝手に使用したわけではございません。農業委員会等に関する法律第30条におきまして、公簿等の閲覧というものがうたわれております。農業委員会の委員及び職員は法務局、登記所ですね、または市町村の事務所において無償で農業委員会の所掌事務を行うため必要な簿書の閲覧、または謄写を求めることができると法律でうたわれておりますので、その法律に基づきまして私たちはきちっと申請をさせていただいて使用させていただきました。

それからもう一つ、事務局での任命につきましてでございますが、農業委員会事務局長を命ずるといふ任命はいただいております。私は農林課へきたときに、町長から農林課長を命ぜられました。という辞令のもとで来ております。

ただ、農業委員会、これは独立した行政委員会でございますので、本来は組織とか人事等といったことははっきりと定めておかなければならないと思われま。ただその場合は、町長部局と連携を密にして定める必要があります。私たちは農業委員会等の法律に基づきまして、これは町の農業委員会、それからその上級の石川県の農業会議。そして一番

上は全国農業会議のあるべきことをうたわれている法律でございます。その全国農業会議所がこの人事等に関することもマニュアルとして示している中に農業委員会と町長部局が協議をして、そして本来は農業委員会の職員は定めておくと、それは議員もご存知のように中能登町では3名と、これは条例でうたわれておりますが、その任免の方法につきましては、双方が任免することが望ましいであろうと。つまり町長が私に対して農業委員会へ命ずる。それから農業委員会の会長が農業委員会事務局長として命ずる。その2つを出していただければいいんですが、実は農業委員会事務局の、つまり、長い間の慣例もありまして、事務局長というのは必ずしも必要ではないと。その理由は、中能登町処務規定におきまして、農林課の中に農業委員会に関することというのが含まれているんです。ですから、農林課長を命ずるといふ任命書をいただいた時点で、農業委員会は自分の職務であるというふうに解されます。

ただ、今回の質問によって、きちんと出された方がいいのではないかと。ということであれば、上級の団体に相談をして改善すべきところは改善をしていきたいと思っております。

それから、非農地の件でございますが、今回は農林水産省の規定どおりに行っておりますが、結論としては、今回、非農地としてなされたものについては、農地基本台帳の中で農地の欄に「これは非農地である」という簡単な印をつけさせて今回の作業は終了すると。それ以後の件については新たに上級官庁の指示によって行っていきたいと思っております。

文書の中身については、農林水産省のマニュアルどおりにやっております。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 課長はマニュアルどおりと言いましたが、これで全部完璧なんですか。上からきたものは丸写しでやっているんですか。自分で精査する能力はないん

ですか。マニュアルどおりにやっているというのは聞き直りもいいところです。今後気をつけますとかいう言葉が適当でないんですか。

6月30日に農林課から税務課へ申請があったから出したと言っているんです。そうすると上司に全部決裁をもらっているんですか。町長、副町長、総務課長など全部決裁書が回って税務課へ申請したんですか。あなたは全部決裁をもらってやっていると言っていますけれども。

○議長（藤本一義議員） 作間議員、誠に恐れ入りますが、時間がきましたので、この返答については後日お答えします。

○19番（作間七郎議員） いやいや、最後それだけの答弁をお願いします。そういう聞き直りの答弁ですから私は言っているのです。決裁どおりに私はやったと言うのですから、私は正当性を言っているのですから。本当に町長、副町長、総務課長、この去年の6月30日農林課は税務課は農林課から申請があったから出したと言っているのですよ。課長は、今決裁をもらって正当にきちっと間違ったことはやっていないと言っているのですよ。その点答えてください。

○議長（藤本一義議員） 暫時休憩します。
午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番 坂井幸雄議員

〔16番（坂井幸雄議員）登壇〕

○16番（坂井幸雄議員） それでは質問をさせていただきます。作間さんの質問は議員らしき議員の質問であったと思います。緊張が執行側に漂った発言だったと思います。それに比べて私のは半身の質問でございますのでよろしくお願いいたします。

中能登町ふるさと検定の創設についてでございます。「学びの輪（和）」は世代を越え

てということでございますので、この点に関して質問したいと思います。

中能登町は、文化財や伝統行事などが点在しております。旧3町において知れわたっていないことが往々にあります。そのことで、いにしへの昔の逸話などが数々あり、多くの方々に関心を持ってもらうことが大切なことだと思います。県ではふるさと検定、ジュニア検定ということで、金沢市をはじめとして小松、津幡、七尾、珠洲が取り組んでいる前例がございます。

そこで、高齢者と息子並びに孫、ひ孫などが同じ問題に臨み、ふるさとに愛着を持ち、先々は「学びの輪（和）」として、同じ課題に対する対話も生じると思います。伝承を言い続けることも大切であります。ふるさと検定について、ここで一つ取り計らっていただきたいということでございます。よろしくお祈りします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の中能登町ふるさと検定の創設についての質問にお答えいたします。

近年、石川県内においても金沢検定をはじめ、小松商業高等学校の生徒さんが作成されたという小松検定などが知られております。いずれも、ふるさとの歴史や文化、経済、産業などを町民の方々に理解を深めていただけるようにと作成されております。

中能登町においても、合併を機に町の観光協会によって「中能登町なんでも知っとこ〜」という旧3町にちなんだ問題集を作成しております。これは、中学生等が職場体験などに役場などに来られたときとか、観光などの出前講座などに職員が出向いた折に現在も使用しております。

坂井議員ご質問の「中能登町ふるさと検定」の創設については、中能登町の文化、歴史を学び、ふるさとの愛着と誇りを再認識するためにも是非前向きに検討させていただき

たいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 今、町長の答弁は前向きということでございますので、そのようにした方が対話が生じて家族の勉強にもなるかと思えます。

そこで、ケーブルテレビでは、そのことに関してちょこちょこ放映されて問題提起などを字幕を使ってやっていただければ、より家族が学ばれると思えますので、ケーブルテレビの中でも問題並びに現在の状態などを放映していただければ幸いかと思えます。

その次いきます。農業問題についてでございます。先ほど作間議員さんが農作耕地などの質問をしておられましたが、今、新政権にかわりまして、新政権のマニフェストということで政府が担当されて農林水産省では2010年度の予算の2本柱として米の戸別所得補償制度モデル事業ということと、水田で作る麦、大豆、飼料米などの自給力向上の推進ということで、このことが2本柱かと思えます。不特定要素が十分あるかと思えますが、知り得る範囲内でお聞きしたいと思います。

当町における事項について変わる点、また内容などがありましたらお知らせ願いたいと思えます。

2点目ですが、需給調整対策の減反制度でございます。今年度の米の作況数は前年度に比べて2%減であり、98という6年ぶりのやや不良になったことを報じております。需給調整対策の減反制度は、数量にあわせた面積が割り出させるわけではありますがどのようなになっているかお聞きしたいと思います。

それと21年度の米、大豆、麦等々の数量と面積がいかほどかということと、併せて特産品の振興作物として掲げる品目の数量と面積をお聞きしたいと思います。この項目について麦、大豆、飼料作物の21年度までの助成制度や各種支援制度がどのような現状で

あったかもお聞かせ願いたいと思えます。

それと、直播栽培の特徴と利点でございますが、直播栽培農家と契約消費者の間で飼料米、米粉などがどのような関係にあって、どのような特典が生じるのか併せてお聞かせ願いたいと思えます。よろしく願います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 農林水産省では、農地法などの改正4法が6月24日に公布され、この12月15日に施行されたところであります。

この間、政省令や運用指針となるガイドラインの案が示されましたが、パブリックコメントといいまして、11月10日正午までという期限をつけて、広く農業者一般から意見を公募しておりました。

つまり、公募いかんによっては、原案がそのまま適用されることになるけれども、農業者や農業者団体の意見は、広く受け付けて聞くというものであります。

12月8日に、北陸農政局の説明会が行われたと報告を受けておりますので、ご質問については、農林課長から答弁をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 坂井議員の需給調整対策の減反政策は、どのようなになるのかということについてお答えいたします。

生産調整につきましては、来年度からは強制されることはなく、個人の選択肢に任されるといったような情報がこれまで流されたことがあります。農業者の方は混乱しておりましたけれども、農林水産省では、結果的には、11月26日に「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を決定いたしました。

それによりますと、平成22年産米の全国の需要の見通しは、昨年より8万トン少ない813万トンとし、11月27日付けで都道府県別の生産数量目標を決定いたしております。

石川県へは、21年産米生産数量目標よりも270トン減、面積で150ha減少されており

ます。

中能登町の配分につきましては、本日新聞で報道されておりましたが、昨年から0.1トン減、基準反収が495キロから1キロ上がりまして496キロになりました関係で、面積は2.4haの減と本日の新聞で発表されております。

農業者、農業者団体、行政が適切に連携して、生産数量目標の達成に向けて取り組むことはこれまでと変わりありませんので、これまでどおりご協力をお願いいたします。

ただ、これまで生産調整実施者に対して交付されておりました産地確立交付金は、今回の改正によりまして廃止されることとなります。

そのかわり、自給力向上を図るために麦、大豆、米粉用米や飼料用米等の生産や利用の拡大に対する助成体系が見直しされることとなっております。

一つは、議員も先ほど申されました米の戸別補償モデル事業の創設でございます。この事業は、米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家に対して標準的な生産に要した費用と標準的な販売価格との差額を、全国一律で直接支払いをするというものでございます。

現時点では、支払額の根拠となる生産費、あるいは全国一律という額が果たしてそれによいのかという議論がなされておまして、まだ決定には至っておりません。

また2つ目といたしましては、水田利活用自給力向上事業が創設されます。水田を有効利用して麦、大豆、米粉、飼料用米の生産を行う販売農家に対しまして、主食用なみの所得を確保しようというもので、それを直接支払いによる交付をするというものでございます。

自給力向上のために行われる助成措置でありますので、米の生産数量、目標の達成に関わりなく、対象作物の作付面積に応じて、こ

れもただいまのところでは全国一律の額で助成するということになっております。10a当たりの単価が麦、大豆、飼料作物については35,000円、米粉用や飼料用の新規需要米については80,000円、二毛作助成といたしましては15,000円と示されております。

これまで取組まれてきました麦、大豆の助成単価が減額となりますので、麦、大豆集積が進んでいる中能登町の各集落営農等への地区の影響も懸念されるところでございます。

新たな制度につきましては、まだ不確定要素が多分にありますので、今後も国の動向を見ながら県、農協、町と連携いたしまして、農業者の所得が確保されるように安定的に営農が継続できるように対応していきたいと思っております。

それから2番目の、平成21年度の米、大豆、麦等の面積と数量についてでございますが、主食用の水稲につきましては販売農家が611戸、作付面積が1,141.9ha、出荷数量が3,266.9トンとなっております。大豆は25戸、作付面積は113.7ha、出荷数量は84,120キロでございます。麦につきましては5戸、25.8ha、65,307キロとなっております。

次の特産品目を掲げる品目の面積と数量でございますが、白ネギにつきましては45戸、作付面積が8.9ha、出荷数量は48,564キロでございます。小菊カボチャにつきましては11戸、1.8ha、23,960キロとなっております。それから能登娘につきましては4戸、0.2ha、出荷数量は、ただいま出荷中でございますので合計は出ておりません。

ご質問の4番目でございますが、直播栽培の特徴と利点、飼料用米と米粉の関係についてでございます。直播栽培の特徴と利点につきましては、特徴といたしましては従来行われている移植による栽培のように苗を育てて、それを水田に植えるのではなく、水田に直接種を蒔く方法でございます。

メリットとしては3つ考えられます。まず、省力化でございます。2つ目は生産コストの低減でございます。3つ目は作業集中の回避でございます。

七尾鹿島地区では、直播栽培の振興のために県、農協、町、そして生産者が「能登わかば水稻直播き研究会」を設立しております。中能登町でも21人が会員となっております。今後とも、技術確立を図るとともに定着に向けて普及を推進していきたいと思っております。平成21年度は16人の方が32.8haを栽培されております。

それから、飼料用米と米粉の関係でございますが、この飼料用米と米粉につきましては、今年の7月1日に「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」というのが新たに施行されました。米穀につきましては、米粉用や飼料用といった用途への利用を促進し、重要な食料生産基盤である水田を最大限に活用して食料の安定供給を確保しようとすることを目的としたものでございます。

現在では、国内の水田面積の6割でもって主食用米の需要を賄えるだけの量が生産できると言われております。

しかし、残る4割の水田においては、湿田である等の理由で必ずしも有効にされていない状況でございます。

水田における大豆、麦、飼料作物等の生産に加え、米粉用や飼料用といった新しい用途への拡大、定着に取り組んでいく必要があるわけでございますが、しかし、これらの生産につきましては、現時点では需要の確保、拡大がはっきりしておりません。需要が少ない現状では、契約の相手方を見つけるということにも限界があるかと思えます。

取組みの拡大につきましては、全国段階での需要者の掘り起こしが必要であるかと思われます。

当町を含めて今、石川県内で取り組んでいる市、町があまり思うように進んでいないと聞

いておりますが、当町においてもこれから他市町のことも眺めながら、また県の動向も踏まえて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 一つ疑問点がありますのでお聞きしたいと思います。

米、麦、大豆などの数量は分かったんですけども、この作物で団地化とかブロックテーションということで栽培されておりますが、4町歩が団地化されて、その間に道路を隔てれば団地化にならないのかどうかでございます。隣接した場所でございますが、道路を挟んだ田んぼで大豆、麦などは団地化の対象にならないのかどうかということでございますし、もう一つは、現在の米は別にして、麦、大豆に関する補償制度、また助成制度はどのようになっているのか。新政権になったらどのように変わるのか。

先ほどお聞きしましたが、新政権になった場合には減額の方向に向いているのではなかろうかと思うんですけども、もう一つはその点お聞かせ願いたいと思えますし、米の所得補償制度で自家消費の分はどのような対応になっていくのかお聞かせ願いたいと思えます。数量的には面積にカウントされるのか、自家消費は除かれるのか分かったら併せてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 団地の判定でございますが、真ん中に道がある場合の判定でございますが、これまでは基本的には線と線が接していれば判定をする。しかし、点と点であれば、それは団地化の判定はできないというふうになっております。

ただ、その道につきましても幅等の関連で、また協議会の判定も詳細にどういう状況なのかみてから判定すると思えますので、それは後ほどでもいいんですが、実例をお知らせいただければ事務局の方で判定させていた

できます。

麦、大豆等の補助制度でございますが、先ほども言いましたように、新しい制度におきましては、これまでの生産調整絡みではなく、国内の自給力を向上させるために麦、大豆等を作った場合には、その方が生産調整が達成されていなくても支援は出すというふうなことでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

なお、そのほかの点につきましては、先ほど言いましたように不確定要素のために決定されていないと思われまので、また決定次第説明をさせていただきます。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） もう1点お聞かせ願いたいと思っております。

12月の広報で町のニュースのお知らせという欄がございました。その欄で「能登ネギ栽培者募集」ということで、新規生産者に対して「助成制度や各種支援制度が準備されています」ということでありましたが、言葉ではなくて金額的にどのような制度になるのかお知らせ願いたいと思っておりますし、また、同欄において平成21年度新品目作付予定土壤改良事業ということで、新規カラー野菜の作付けを行う用地には、土壤改良活動として助成するということが書いてありました。1 a、1万円以上、5 a以上の土壤改良を実施するということですが、土壤改良というのはどのようなことを言っておられるのか。例えば、耕作放棄地に砂などを入れる場合も土壤改良でありますし、堆肥などを入れるのも土壤改良であるんですけども、その点詳細なご報告を願いたいと思っております。

これは、昨日までが締め切りだったと思いますが、すぐにはなかなか数字の把握はできないと思いますが、この件についてお知らせ願いたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 広報なかのとのPRに関

しましてお答えいたします。

まず、1点目の能登白ネギの新規生産者を募集しているという記事の中で、助成制度や各種支援制度が準備されていますと掲載いたしました。助成制度につきましては、1 a 4,000円でございます。それから、各種支援制度は何を指しているかといいますと、これは能登白ネギの作付けしている各支部ごとに移植機、あるいは管理機、収穫調整機というようなものを保有いたしておりますので、それらを新規の人に貸し出すという支援制度を意味しております。

それからもう1点、新品目作付予定地土壤改良事業のことにつきましては、これまで新品目、いわゆるカラー野菜を作付けしたことの無い人が、作付けを目的として土壤改良をしたときの支援措置でございます。1 a 当たり1万円、上限は5万円でございます。

今年度は一応3名の農家の方を予算化をいたしておりますが、これまでのところまだ申し込みはありません。1月15日までという募集期間で再度PRをさせていただいているものでございます。

なお、土壤改良の内容につきましては、除草、耕起、施肥等々として、使用する肥料の一部に堆肥を使うことをお願いしております。申請がありましたら、県の農業振興部の専門委員と町と農協が3者で立ち会いをして、このほ場にはどれほどの堆肥、砂を入れればいいのかという相談をさせていただいてから事業に入りたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 私も少し趣味の園芸でございますが作っているわけでございます。野菜などはなかなか難しいと思っております。季節性があり、またナマモノでありますので大変難しいと思っております。できるだけいい製品を作っただけであれば幸いですし、それともう一つは、規格外の商品に關す

る対策でございますが、正規のものを作ればいいんですけども、どうしても規格外のものが出ます。今の時点ではそれを捨てなければいけないかなということでございますが、先日、内灘の五郎島金時でも規格外を低価格で集めて処理しているわけでございますが、反面、その規格外製品も多々出るとお思いますので、その点もいろいろと考慮していただきたいとお思います。自分の思いでは、白ネギを作っているわけですが、曲がったものなどいろいろ不揃いがございます。それである農協の人に話をしたら、カット野菜は中国から入ってくるようでございますし、それに対抗するのはなかなか難しいということでございますので、規格外製品も何か対応策として考えていただきたいという要望でございます。

その次、3番目でございますが、昨日、川田公園を一巡してまいりました。この質問のためにどのような状態か見て回ったわけでございますが、第1次補正予算での臨時経済対策交付金では、川田古墳公園の施設並びに水上歩道橋や管理棟、横の櫓などが九分九厘仕上がっております。天候が悪いのでペンキの塗装の乾燥がなかなか思うようにいかないということでありましたが、その時にはもう少し納期を・・・ということで、できるだけ頑張っていきますが納期ということを気にかけていました。その時にも白鳥や白鷺も3羽ほど餌を拾っています。いい場所で心が和む所であります。そこで質問をさせていただきます。

旧鳥屋北部地区川田工区ほ場整備事業に関して、石塚川の代替地として古墳公園の緑の広場の前の方に寄せてあります6,207㎡、これは石塚川の代替地の集積だと思っておりますし、それとあわせて、今定例会に議案が提出されております購入用地15,381㎡を合わせた利用計画をお聞かせ願いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 これは、県用地6,207㎡と今回購入予定面積15,381㎡を合わせた21,588㎡についての今後の土地利用計画についてのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

まず、県用地6,207㎡につきましては、「川田工区ほ場整備事業」で集積をいたしました旧石塚川の用地であり、新二宮川改修工事のおりの町有地と県の間で等価交換をする予定の土地でございます。

次に、今回購入予定の土地につきましては、ほ場整備で換地された財産管理人が管理をしている土地でございます。

平成20年12月議会においても坂井議員の質問に答弁をさせていただきましたが、この土地については隣接する古墳公園を視野に入れながら、町民の憩いの場となるような土地利用をさせていただきたいと思っております。

町といたしましても、今後利用計画を立てるにあたっては、地元の声やまた古墳公園を利用されている方、また各種の団体、町民の方々の声も参考にしながら計画をさせていただきたいと思っております。

また、計画案などがまとまりましたら議会にも相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

反問権ということではありませんけれども、ずっと坂井議員には質問もされておりました、もし坂井議員の意見と利用計画がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 今、町長からのお答えを聞いたわけですが、最近の反問権ということで、反問権になるかならないか分かりませんが、自分の思いだけ述べさせていただきます。それでは述べさせていただきます。

この用地に関しては、平成16年6月11日から17日の旧の鳥屋町の定例会に一般質問

をさせていただいております。この時の答弁としては、川田古墳公園の広場の増設ということで、今の事業が平成8年から採択されて、20年完成の予定ということで18年に排水事業が終わるということであります。何分調査が終わりましたら少し遅れるかもしれませんが、川田古墳の拡張ということで張り付きたいという答弁でございました。それにあわせて、先ほど、合併してからもこの質問をさせていただいたわけでございますが、その時には杉本町長が長屋さんからのお話は聞いているということでありまして、その順序を手繰っていきますと広場の拡張ということになろうかと思っております。

そこで、広場の拡張ということでの思いでは、現在は非常に高齢化が進んでおります。男性の65歳以上の方が2,341名、女性が3,309名、5,650名という、約住民の4分の1の方が65歳以上の高齢者でありますし、65歳から69歳は1,350名、70歳から74歳が1,250名、75歳から79歳が5年毎ですが1,200から1,300人の人口層でございます。健康であればいいんですけども、要介護支援の方が900名ほどおられます。そこで今、民主党のいう子ども手当も結構でございますが、高齢者が健康でいることも大変大切でなからうかと思っております。

そこで、20年度の決算に社会保障制度の累計をみますと、国民健康保険が18億9,000万円、介護が15億9,000万円、後期高齢者が2億5,000万円ということで、やがて社会保障制度に37億9,000万円ほど使っているわけでございます。できたらこれを少しでも先延ばし、健康で少しでも自分の事ができるようにしていただけるのが本来の手当ではないかと思っております。高齢者の手当としては、私はもっと高齢者の健康保持のために力を注いでいきたいと思っておりますので、この点一番いいのは、社会福祉協議会ではお世話して各種大会が催されておりますが、大変健康のた

めに努力をされております。

そこで、散策もいいしウォーキングもいいんですけど、私としてはグランドゴルフ並びにパークゴルフなどが緑の広場に適しているのではないかと思いますので、芝を貼り付けて緑の広場ということでお願いしたいわけでございます。

そのことが、住民の健康の維持には一番手っ取り早いのではないかと思いますし、拡張すれば公園機能がより一層高まるということでございますし、今、御池並びにバーベキュー、管理棟、櫓のようなものも建っておりますが、あの辺は中能登では一番いい憩いの場になろうかと思っております。碁石ヶ峰もありますけれど、平生はなかなかスポーツができていく所でございますが、グランドゴルフのいいところは、大会は沢山あります。その大会にあわせて練習をされております。例えば、川田古墳公園では、年間約40回以上の大会がありますし、その成績も各新聞社で掲載していただきます。その掲載することもより元気につながるのだと思っておりますので、できたらグランドゴルフ並びにパークゴルフの併用した緑の広場にできないかということです。これは私の意見であります。その点町長はどう思われますか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、古墳公園の緑の芝を植えてある所と買収した所を入れますと、運動公園の約4倍ほどの面積になります。何をやるにしても、これからなかなかあれだけの面積は一つにまとめられない。そういう中で、どうしたら有効活用できるか。町民の皆さんの憩いの場になることができるのかということで、今、いろんな方々からご意見をいただいているところでありますし、また、各団体からも要望書もきているところであります。

今、坂井議員からは、グランドゴルフやパークゴルフはどうかというような提言もいただきました。それらも参考にしながら、ま

た、先ほども申しましたように、各種団体、あるいは町民の方々、そしてそこが競技だけではなく、子供さんや老人の方々も自由に使えるような、本当に有効な広場にしていきたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 前向きの答弁、ありがとうございます。

あそこの広場は面積が広くなりまして、今年東雲高校の陸上部、鹿西高校の陸上部も修養にもあった訓練方法もやっておられますし、10月1日に石川県の交流大会がございました。そのときは約390～400名の方々が集まっておられました。今の現状では、50mコースでは2組、3組、1組は大体10名、12名でございますが、町ということでありまして、そのときの発言としては前の緑の広場を拡張できないかという県外からのご意見もありました。今の芝の管理は大変、県下でも優秀でございます。鹿西さんのアッピー広場もいいんですけども、あそこはサッカーが使うのでデコボコがありまして、なかなか難しいかと思っておりますので、ここは一つ、今のグランドゴルフ協会の武田会長も前会長の甲部さんもおられますので、是非ともグランドゴルフが使用できる、又パークゴルフも併用してできるような広場に取り計らっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） ここで、1時30分まで、昼食のため休憩に入ります。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

3番 諏訪良一議員

〔3番（諏訪良一議員）登壇〕

○3番（諏訪良一議員） 三件について質問

をしたいと思っております。

最初に、中学校再編後の財政の見通しと廃校の有効活用についてであります。学校統合検討委員会の答申を受けて、新たな場所で統合中学校建設に向けての用地の取得が進められているようです。統合中学校が建設されるにともない、巨額な財政負担を強いられるとともに、必然的に既存の3つの中学校の廃校化に伴い、その後も維持管理費がかかることは申すまでもありません。

これまで以上に、不転の意志をもって行政改革を執行しなければ、町財政の健全化はあり得ないのではないかと危惧を抱くものです。

町民と行政が一体となって、知恵を出し合い、3校の空き校舎や跡地をいかにして有効活用を図りながら、経済効果を捻出するかが今後の町活性化を促進していくうえでの重要な課題でもあらうと考えます。

これらのことを踏まえまして、財政の見通し、廃校、跡地の有効活用についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、中学校再編後の財政の見通しについてお答えいたします。

現在、平成25年度当初の開校を目指して統合中学校建設事業を進めています。現時点で想定している概算総事業費は約45億円、財源は、国費6億9,000万円、合併特例債36億円、一般財源2億1,000万円を見込んでおります。

この合併特例債に伴う公債費は、借入れ条件を元金均等10年償還、内2年据え置き、金利年2%で設定した場合、平成23年度から利子の償還が始まり、平成25年度から元金の償還、平成27年度に元利償還額はピークとなり5億1,000万円となります。

その後、平成34年度に償還が完了となり

ます。この間の元利支払合計は40億4,000万円となり、この内70%相当の28億2,000万円が13年間で普通交付税で補填され、一般財源は12億2,000万円が必要となります。

また、平成20年度末の財政調整基金残高は、百万円単位で申し上げますと、35億7,600万円、減債基金4億1,200万円、合併まちづくり基金16億6,400万円、合計56億5,200万円余りとなります。

従いまして、現時点での財政調整基金等の残高からは、統合中学校建設時から合併特例債償還終了時までの一般財源の必要額14億3,000万円は、今後将来において十分に負担しうるものと判断いたしております。

また、中学校の統合により普通交付税の算定においては、学校数の減少により減額となりますが、光熱水費、清掃費、庁務員・調理員の人件費などは大きく削減できるため、経費減少によるメリットが普通交付税の減少分をカバーできるものと考えております。

政権交代に伴って地方財政の先行きは非常に不透明な状況にあります。このような時こそ、さらに効率的な行財政運営を心掛けていきたいと考えております。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 続きまして2番目の問題、廃校の有効活用についてお答えいたします。

現在、統合中学校の平成25年度開校に向けて、全力で取り組んでいるということにつきましては、先ほど町長も言われたとおりであります。

ご質問いただきました廃校の有効活用というのは、非常に重要な問題であると認識しております。

具体的な活用方法につきましては、統合中学校の用地等の確保ができて、建設スケジュールが確定できました段階で、各方面の皆さんのご意見をいただき、議会とも十分に協議をさせていただきながら進めていきたい

と考えております。

今のところ、いろいろな機会をとおして、県内外における有効活用の事例や計画などの情報を集めたり、得たり、意見交換を行ったりしているわけですが、正式な構想、あるいは原案作成というまでには至っておりません。

文部科学省の方では、平成20年6月に財産処分の手続きを改正いたしました。これによりますと、既存施設の有効活用を推進する観点から、財産処分手続きの弾力化・簡素化が図られ、国への返還金を必要としない範囲が拡大されました。

当町における有効活用策も従来よりも幅広い対応が可能になってきたと考えております。どうかご理解とご協力をいただきたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 自治体財政健全化法に基づいて、財政指標が発表されておりますが、建設後の実質公債費比率と経常収支比率について説明をお願いします。

○議長（藤本一義議員） 永源参事兼総務課長

〔永源勝参事兼総務課長登壇〕

○永源勝参事兼総務課長 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率の将来見通しについて申し上げます。

健全化判断比率の内、実質公債費比率が平成19年度15.8%に対し、平成20年度は19%に上昇しており、公債費負担が重くなってきております。

この要因は、平成19年度にほとんどの下水道事業債の据置期間が経過し、元金の償還が始まったこと。また、下水道事業財政調整基金が不足したことによって、一般会計からの繰出金が増額となったことによるものであります。

また、統合中学校建設に伴う合併特例債の実質公債費比率への影響額は年平均で約1億

円ですが、一般会計の既往債の公債費は、平成20年度が13億6,890万7,000円、平成23年度に14億2,000万円がピークとなり、平成27年度には9億5,000万円となる見込みであります。

実質公債費比率は、平成21年度、平成22年度は20%前後、平成23年度から平成25年度は18%前後、平成26年には一般会計の公債費がピークとなり19%前後が予測されます。

しかし、それ以後、一般会計・下水道事業会計ともに公債費が減少することから、実質公債費比率も年々減少する見込みであります。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 教育長にお尋ねしたいと思いますが、跡地の活用についてですが、開校後に考えていきたいという説明であったわけですが、そう簡単に答えが出てくるものではなからうかと思えます。

やはり、今からそれくらいのつもりで進めていかないとうまく活用が進んでいかないのではないかと思います。

それからもう一つには、3つの中学校が廃校となった場合の維持管理費は、おおよそどれくらい見ておいでなのかについてお尋ねします。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 跡地利用の問題につきまして、先ほど舌足らずであったかなと思えます。

事業の建設が軌道にのった時点、現在、用地買収に地権者の皆さん方の合意をいただくために一生懸命にご説明をさせていただいております。用地の問題も合意に達して、建設計画も軌道にのった時点で早急に跡地利用についても一緒に考えていきたいなというふうに思っているところです。開校後の検討開始ではありませんのでよろしくお願ひします。

維持管理費につきましては、後ほど答弁さ

せていただきます。

○議長（藤本一義議員） 堀内教育文化課長
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 諏訪議員の質問にお答えしますが、今一度確認させていただきたいんですが、休校後の旧施設の維持管理費のことをおっしゃっているのか、それとも建設に伴い新しい学校の維持管理はどれくらいなのか。休校後でよろしいですね。

休校後につきましては、どういう施設になるかによってその維持管理費というのは全く異なってくると思いますので、今の時点ではまだ将来の施設利用がはっきりしていないものですから、お答えすることはできない状況です。ご理解をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 私をはじめ、町民の方々が今、大変心配しておいでるのは、なるほど新しい学校はいろんな手立てで、町長の説明からいくと余り財政的な心配はなさそうな答えであったんですが、隠れたところに相当お金がかかってくると思うんです。そういうことから、あえて跡地の3つの学校の有効活用、それから維持管理費ということについてお尋ねしているわけですが、この点を最も望んでいるところであるわけです。これが今日、答えられないということであると、あまりこの質問は意味がなかったような感じを受けるわけですが、この点どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 新しい学校ができれば、3校が空いてくるわけでございます。そういう中で、鹿島中学校は今の統合委員会からの答申をいただきまして、鹿島地域の小学校統合に充てるということでありますし、鹿西、鳥屋中学校につきましては、今これからどのようなものが一番いいのか、それらを含めて早急に検討をしてまいりたいと思っております。学校の体育館につきましても、勵志館

は既に40年以上経っているわけでありまして、耐震工事等をいたしますと多大なお金もかかります。そういう中で、できれば鹿西中学校の体育館につきましては、励志館にかわる施設として、また鳥屋の体育館にいたしましても40数年経っておりまして、雨漏りがしているという状況であります。新しく中学校ができれば、あれも近々壊さなければならぬ施設であると思っております。

そういう中で、空き施設につきましては、いろんな考えがあろうと思っておりますけれども、町民の皆さんの意見を聞きながら、また、一つの例を申し上げますと、この地域はアパート、あるいは一軒家が建ったり、まだ町の方にも今ある町営住宅、それら全ては一件あげばすぐ抽選になるくらいの申し込みも多々あるわけでありまして、改造費などあまりかからなければ住宅としてどうかとも思っています。これは一つの例でありますけれども、そういうことでこれからも早急に考えていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 今日、中学校ということで質問したわけですが、9月の定例会では町長は中学校が片づいたら、すぐに鹿島地区の小学校の問題にかかりたいという答弁であったわけですが、大変なことになってくると思うんですね。

3つの小学校が空いてくるわけですが、町中の変な広い面積が遊休化することになりますと、これは大変なことになると思いますので、早急にこの点も考慮していただきたいと思っております。

それでは次に、消火器の法定点検と廃棄処理についてを質問します。

この質問を取り上げた理由としては、一つには、家庭における消火器の設置状況、普及状況ですが、その本数、あるいは製造年、型式等についての数字がどこにもありません。このことは、消火器が地区の自衛消防団や町

会、あるいは区ですが、及び販売店などからその購入ルートが多岐にわたっていることに加えて、これまでそのような調査の必要性やその機会が全くなかったことによるものと思われれます。

2つ目には、危険な消火器がゴミステーションに持ち込まれるようになってきているということです。ということは、持っている消火器がかなり古いものもあるようなことも感じられるわけです。古い消火器は破裂事故を起こす危険性があるのです。日本消火器工業会加盟のメーカーは9社あるそうですが、これらによりますと容器の耐用年数は製造年から8～10年ほどだといわれております。これは消火器の設置場所によって大変傷みが異なるそうです。

3つ目には、新たに廃消火器リサイクルシステムが平成22年1月から適用されるようです。これまでは、各メーカーがそれぞれ自社製品のみ回収し処分していたものが、新しいリサイクルシステムが適用をされてくることによってその処理法が変わるようです。

いずれにしても、これから寒くなるにつれて暖房器具を取り扱う機会が非常に増えてきます。痛ましい住宅火災を未然に防止するうえからも、火災警報器と消火器とをセットで備えておくことも初期消火の不可欠だと思います。適正な指導を実施する上での基礎データの把握が必要です。火災への適応性を高めておく上からも、法定点検の実施が不可欠です。安全で、しかも適正な廃棄処理の啓発が必要ではなからうかと思いますが、以上、これらについてお尋ねします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 消火器の法定点検と廃棄処理についてであります。まず、消火器の法定点検の実施についてお答えいたします。

役場庁舎や学校等の施設では、消防法で消火器の設置義務が定められており、法第17条の3の3の規定に基づき、防火管理者を選

任して消防用設備等の法定点検を行い、その結果を消防署に報告いたしております。

しかし、一般家庭に備えられている消火器については、設置義務がないことから、保管・点検については、自己管理となっております。

このため、一般家庭については、住宅防火診断として、消防署の職員が町内の一般住宅を巡回訪問し、火元確認や消火器の点検、設置箇所の指導を行っている状況であります。

また、消火器の設置状況であります。設置義務がないことから、町及び消防署では、設置軒数や数量の状況把握をしていますが、メーカー等の調査から全国での一般住宅設置普及率は約50%との状況でございます。

次に、廃棄処理についてであります。消火器を一般ゴミ・不燃ゴミとして廃棄することができないため、購入業者や消防防災製品の取り扱い業者及び点検を実施している専門業者に依頼し、処理しているのが実態でございます。

このことは、広報の「消防署だより」の中で、消火器の点検方法や取替・廃棄の方法を周知いたしております。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 今後のことを考えておきますと、やはり消火器が普及の本数よりも、むしろ、いつ頃入ったものか、いつ頃買われて設置されているかを把握する必要があると思っております。

これは、どこの機関でもいいと思うんですね。ということは、消火器が自分のところにあるということだけで満足されている場合があると思うんですが、やはり器具の中に入っております消火剤、液体と粉剤があるんですが、これの適応性のないものを家に持っていたても有事の時には使えないということです。

もう一つ心配されるのは、古くなってくることによって爆発の危険性があり、消火器に

も縮圧式と加圧式とあるそうですが、古くなってくると爆発するということが危険なんです。消火しようと思ったときに、ピンを抜いて爆発して怪我をして消火に間にあわないようなことがありますと大変であるわけです。そういうことから、設置状況、実態把握をする必要があると思うんですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 永源参事兼総務課長

○永源勝参事兼総務課長 再質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたが、消防の方で一般住宅の巡回訪問をし、消火器の点検、設置箇所の指導を行っています。この指導につきましては、20年前から実施し、現在町内巡回の3周目に入っている状況でございます。そのおりに、そのような消火器につきましても、耐用年数等済んでいる場合には強く指導していただいて、その情報を役場も共有して町の方からもPRしていきたいと思っております。

ただ、今年に入りまして、ある区の方では、区の事業として各家庭へ古い消火器の取替えを促している区もございますし、ある消防団の分団の方では、消防の方でその地区の家庭に啓発も行っている分団もありますので、そういうことも加味しながら、これからより一層啓発を強めていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 実は、この質問をしようと思ったときに、広域圏の消防へ行っただけです。そうしたら、自分が聞きたい数字が聞けなかったわけです。そういうことで、あえてここで質問しているわけです。この点いかがお考えでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 永源参事兼総務課長

○永源勝参事兼総務課長 私も消防の方から

具体的な数字を聞いていませんので、また消防の方とも連絡をとって普及に努めていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 今、全国的に消火器による破裂事故が起きて問題になっている矢先であります。そういうことから、このあたりを軽く思わないでいただきたいと思えます。

それでは、3つ目に行政刷新会議による事業仕分けについて質問します。

新聞やテレビなどの報道を拝見する限りにおいて、政府の行政刷新会議に進められている事業仕分けで、廃止や縮減及び予算計上の見送りなど現在も評決中であり、決定したものではないにしろ、事業仕分けで当町において影響が今後生じてくるとされる関係がありますれば、現時点で掌握しておいでる程度で新しい情報を報告していただきたいと思えます。そういうことから、影響が生じると予想されるような事業があるか否や、仮に生じたような場合には町としてその対応策があるのかどうか。この点について伺います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 行政刷新会議による事業仕分けにより影響が生じると予想される事業についての質問にお答えいたします。

まず、事業仕分けでは、大変多くの事業が討議されましたが、そのうち農林関連予算をはじめとして、約40項目程度が関連するものではないかと思っております。

しかし今、予算の中でまた復活というようなこともありまして、全く分からないというのが現状であります。

その中で懸念いたしていることは、地方交付税の交付金についても議論され、制度等の抜本的見直しを行うとの結論が出されております。

このことは、「地方固有の財源」にメスが入ったということであり、今後、当町におい

ても重要な財源である地方交付税でどのような影響が出てくるのか懸念いたしているところでございます。

次に、影響が出た場合の対応策とのことですが、現在は国家予算の編成作業中でありまして、全く先が見えない状況の中で対応策の検討のしようがないというのが正直なところであります。

しかし、影響が生ずれば予算総額を圧縮するような方向性はやむを得ないのではないかと考えておりますが、事業ごとに真に必要な額を再度見極めるなどの対応が必要であると考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） いずれにしましても、新しい情報が入った段階で迅速に対応をしていただきたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは、12月議会にあたりまして質問を行いたいと思えます。

一般質問の通告書、私の通告した案件と諏訪議員の通告されました案件と重複する面があるわけございまして、それらについては、私は確認するというところで終わりたいと思えます。

まず初めに、消火器の問題でございます。この点につきましてお聞きしたいのは、この問題点、誰が最終的な事故が起きたときに責任を持つのか。と申しますのは、旧の鳥屋、鹿島については知りませんが、旧の鹿西のときは、行政の方で消防団にお願いして、各家庭へ消火器の購入運動をやったわけでありまして。そういう中で、私も消火器を購入したわけでありまして。新しい家に移ってから早8年。その前から買ってあるわけですから、大

変古いものがあるわけでありませぬ。

先ほど、諏訪議員がこの消火器にいろんなものがあると言われました。蓄圧式消火器と加圧式消火器、いろんな消火器がありますが、やはり古いものについては、消火器を使用した時点で爆発する恐れがあるということになりますと、この点について町としてはどう考えていくのか。その時は、一家庭に消火器を一台持ってほしいという運動の中で消火器を購入したわけでありませぬ。そういう点で、この危ない古い消火器というものを、今後、町としてはどう考えていくのか。火事の場合、慌てて、家に消火器があるからということで使用した場合、爆発した場合、誰が責任をとるのか。そういうことが今、町民の中にも言われております。

先ほど諏訪議員が言いましたように、容器の耐用年数は8年から10年ということでありませぬ。この点について、基本的に町の考え、これらをきちんと町民の中に浸透しなくては、古い消火器の問題点というか回収というか、そういうものできないと思うんでせぬ。それをどうするのかということが1点、聞いておきたいと思ひます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 杉本議員の質問にお答えいたします。

消火器についてであります。先ほど諏訪議員の質問にもお答えいたしましたが、防火対象物以外の一般住宅や建物には、消火器の設置義務がありません。そういう中で、旧鹿西の町にありましたように、私も自衛消防に入っているときにはお願いして入れていただきました。そういう中で、今言えることは、今のところは設置義務はありませんから、自己点検ということしか言えませぬけれども、やはりこれはみんなでどうすればいいのか、事務的に入れてそれを管理するのか、町でそれらを管理するのか。これからの対応を早急に皆さんと相談をしながら詰めていく必要が

あるのではないかなと思ひております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 今、町長が答弁したように、旧の町では、私はこの消火器の問題はまちまちではないかと思うんですが、旧の鹿西におきましては、古い消火器を回収いたしまして、消火剤を入れ替えることもサービスとして行ってきたわけでありませぬ。

だから、この点についてきちんとした統一見解を出して、消火器は、町長の言われるのでは、各家庭に消火器を保持するという位置付けはないということでありませぬが、以前はそういうことではなく、一家に一本持っていたきたいということで指導したわけでありませぬ。そういう面につきましてのきちんとした行政の方針を確立して、消防、また町内会を通じてこの問題を処理していかなくては、事故が起きたときに誰が責任をとるということで、その時に騒ぎを起こしましても遅いと思うわけでありませぬ、この点をきちんと要求しておきたいと思ひます。

それでは2点目、平成22年度の予算編成に向けて、中能登町の基本姿勢ということについて考えをお聞きしたいと思うわけでありませぬ。

先ほど来から町長も答弁の中に言っておりますように、今の新しい政権の中で具体的に来年度の予算編成は稼働していないというのが実情であります。だが、今の民主党政権は、マスコミ、テレビ等で大きく報道されたように、国の事業仕分けを行っております。

これまで、国民にとって縁遠いと思われていた国の予算が、身近な存在として認識されたということでありませぬ。今まで予算が官僚たちによっていい加減に扱われたことが白日の下に明らかにされている。これが今の事業仕分けの中身であります。

だが、私も見ておきまして、この事業仕分けは果たして効率性だけを追求して、現在の現場の意見を反映していない、そういう乱暴

なやり方も見受ける面があると考えております。

そういう中で、国民の中にも一定の批判が起きていますが、その先に、今までの自民党政治の中で、官僚が握っていた事業が国民の目の前に明らかにされた点は、私は大きなプラスになっていると考えております。

そういう中で、先ほど諏訪議員も聞きましたが、先般、石川県の発表によりますと、予想される石川県の影響といたしまして、商工労働費、農林水産費、土木費の3部門で廃止、縮減、見直し、移管と判断された全事業費は総額、国庫負担を含めまして、3つの部門で知事は320億円と新聞で発表しております。

廃止には、農林水産事業費の22事業、商工労働部が30ほどありまして、土木にはなかったと言われております。そうしますと、この計320億円の石川県の事業総額の中で、影響が出ると思えば、この点については中能登町も県の補助をもらっているわけですから、私はこの点について影響がないということにはならないと考えますが、1点目、町長はこの点についてどう考えているのかお聞きいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私も一つも影響はないとは思っておりません。しかし、細部についての箇所付けは一つもできていないわけでありまして、それらは見なければ分からないということでもあります。

今、ほ場整備にいたしましても、20%の削減でございます。その中で今、新しくお願いをしている井田地区が入るのか入らないのか、これが入れれば影響はありませんし、もしも入らなかったとすれば影響があるわけでございます。

そういう中で、どれ一つ、道路にいたしましてもいろんな農業の予算にいたしましても、箇所付けまではいっておりません。そう

いう中での暗中模索といいますか、分からないというのが現状でございます。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） ただいまの町長の答弁では、具体的に影響の箇所がどこにあるかということとは分からないが、総体的に影響が出てくる恐れがあるということで判断してよろしいですか。

そういう中で、これからの中能登町の来年度の予算編成というのは始まるわけでありませぬ。

先般、11月21日の新聞報道等によりますと、県内19の市町村の中で8つの市町が起債許可団体に転落したわけでありませぬ。その中で、新たに中能登町、羽咋市の1市1町が増えまして、10の市町になったことを報じております。

先ほどから、公債費の問題も出ておりました。実質公債比率も中能登町は平成19年度は15.8%でありましたが、20年度は19%になっております。財政運用は、今後益々厳しいものがあるかと考えますが、そういう中で、ただいま諏訪議員が質問した懸案の小中学校の統廃合が待ったなしにあるわけでありませぬ。

町長は、廃校になった中学校は、一般管理費が縮小されるから、それなりに運用の面で経費の縮減になるということを言われました。それではお尋ねしますが、そういう中で、庁舎の問題についても、今は分庁舎であります。これらも早晩、総合庁舎に衣替えをするということに町長は考えているのかどうか。そこら辺について私は是非ともお聞きいたしたいと思ひます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 庁舎の問題につきましては、いろんな補助金とか一切ないのが現状であります。ただ、使えるのは、合併特例債でございます。そういう中で今、3つの中学校、これから空くであろう小学校の空き校舎

につきましても、それらも対象として庁舎は1日も早く一つにすべきだと。それも今一つにするにいたしましても、改造費、あるいは増築費もかかるわけでありまして、それらも合併特例債を使わせていただいて、その間でやるとすれば日が限られているわけでございます。今の庁舎をも含めまして、そして空いてくる校舎等も含めまして、利便性、経済性、いろんなところから勘案して、これらも含めて庁舎まで考えていかなければならないと考えております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは改めてお聞きしますが、先ほど総務課長は将来の中能登町の再生について答弁をされました。一つお聞きいたしますが、合併したのは17年の3月でございますね。10年間は既存の交付税で3町の分が交付されるわけですね。あとの5年間は特例によりまして段階的に交付税は削減されるわけですね。3町としての分は、5年後には初めて中能登町としての交付税が算定されるわけでありまして。

町長は今、この前も道の駅につきまして合併特例債を2億円ほど使えと。合併特例債は打ち出の小槌のように出てくるというものではないと思うんです。

だから、そういう点について、合併して15年目経ったら、交付税というものは大変厳しいものがあるかと思うんです。中能登町は15年目に人口についてどのような判断をいたしているのか。

現在、19,000の人口ということで、基準財政調整額で国は交付税を交付しているわけですが、私は昔、鹿西のときによく聞いたんです。人口が1人増えると20万円の交付税がプラスになるということをよく言われました。交付税が一本算定になった15年目に、人口がどのように変化しているのか。そういうものも計算に入れて現在の交付税というものを健全財政の中にどうみているの

か。それらについても報告を願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 永源参事兼総務課長

○永源参事兼総務課長 合併して15年後の中能登町としての本格的な交付税の額でございますが、その資料がございませんので、後ほど議員に報告したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、今の質問を別の面から町長に見解を伺いたいと思っております。

新潟県に津南町という、今年の10月1日現在の人口が10,947人の町があります。高齢化率は33.7%、中能登町は28.69%でありますから、5ポイント高い高齢化率の町であります。

集落の数は81集落があるそうでございます。その内、1世帯から9世帯の集落は18集落。限界集落、消滅集落に近いわけでありまして。10世帯から19世帯は16集落ある町であります。この津南町、先般もNHKのテレビ放送でやっておりましたが、こういう町でありながら福祉を充実し、住民の暮らしを守る行政を行っているわけでありまして。

私は、先般、この町へ視察に行ってきたわけでありまして、この町はどうしてこういう町でありながら、そういう福祉を充実してやっているかということでありまして。

これは、簡単に言いますと、今の民主党でやっている事業仕分けを先取りしたわけでありまして。

平成15年、16年の2年間にわたって、津南町が自立できる独自路線を求めるということで、独自の方策を打ち出しました。

平成15年4月に自立推進室を新設いたしまして、2年間をかけて4つの重点目標の見直しを行ったのであります。

1番目に、全事務の見直し。2番目に分野

別自立推進チームによる具体的なまちづくりの検討、構築を行いました。3番目に人事と給与機構の見直しを行いました。4番目に予算、税財政の見直しを行ったのであります。

この作業は、聞くところによりますと、職員一人一人が事務事業を基に、事業費、一般財源、国・県の補助金、地方債といった出所別にそれに要する人件費を洗い出しまして、さらに町関与の妥当性を考えたわけでありませ

す。私は、こういう中で、この津南町が現在新しいまちづくりに推進しているわけでありませ

す。この改革の必要性は、またコストの低減の方策、そして給与評価等を行いまして、事務事業評価を点検表に記入してもらう形で実施をしたようでありませ

す。11のチームを結成いたしまして、町民も必ず1チームの中に4人が出席、参加する。そういう中で、町独自で、今の政権のやっている事業仕分けを行ったわけでありませ

す。その結果、次のような結果が出ております。津南町の今までの1,147事業を評価し、その内、継続する事業として543事業、廃止する事業として145事業、要改善の事業として339事業、縮小する必要があるという事業は129という数字をはじき出したわけでありませ

す。私は、そういうものがなければ、町長が先ほど言いましたように、総合庁舎の建設、小学校の統廃合の予算、それらについても今のままで漫然と中能登町は事業をやっていたら行き詰まってくると思うんです。そういう点について、町長の考えをお聞きしたいなと思

うわけでありませ

す。○議長（藤本一義議員） 杉本町長
○杉本栄蔵町長 今、津南町のいろいろな例をあげられましてご説明をいただきました。中能登町にとりましても、今のままで漫然としているというわけではありませ

ん。今、町を見てみますと、予算を組むときには町民の方々からの要望、あるいはこれらを聞いて各課で予算を組み、そして副町長査定、町長査定、そして議員の皆さん方に全項目にわたって出して説明をいたしてあります。全協、質疑、一般質問、そのあとにおきましても議会行政改革特別委員会、あるいは決算審査特別委員会、またそれぞれの団体の方々から町長と語る会、あるいは町から各在所へ回って町の説明、そういう中でできるだけ経費の節減、無駄のないようなことをしているわけでありませ

す。○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 今、町長の答弁をいただきましたが、私はこの予算、財政、それから将来のまちづくり、諏訪議員が言いました。空いた中学校はどうするのか。空いた小学校はどうするのか。総合庁舎にしたら空いた今の庁舎をどうするのか。課題というのは本当に大きくあると思うんです。だから、今、町長は現在までの中で進めてきたいろんなものを再確認して、そしてまちづくりをしていくと言っておりますが、私はそういうことでは、これからの財政の中で、いろいろな課題があと送りになると考えるわけでありませ

す。私は、試みにこの津南町へ行ってきたときに、新生津南町自立に向けてのまちづくり報告書という分厚いものを貰ってきました。

未来のために今私ができること。家族のた

めに、地域のためにという、これをスローガンにして職員、町民が合同で11チームを作りまして、2年間かけて議論したそうであります。

私は、そういうものは、これからの中能登町の中にもしなければいけない。そして新しい中能登町でなければいけないと思うんです。

今、漫然と中能登町の人口は能登において縮小率が一番小さいということで、町長は常日頃言っていますが、その元にあるのは福祉の町、暮らしを大事にする町という評価をいただいているからそういうものがあるわけがあります。

財政的に破産したとなりますと、そういうものが縮小せざるを得ないということになりますと、私はこの点につきましても危惧するわけでありまして、是非とも中能登町もこの津南町と同じように事業仕分けを行って、無駄なものを削る。そういうものを構築していただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。志賀原発事故を受けて、町長に見解を求めたいと思います。

第1点目といたしまして、11月13日に発生した原発2号機の油漏れであります。新聞等で大きく報道されました。定期検査の調整運転で原発2号機で重油ディーゼル発電機が潤滑油が漏れたために起きた事故で、原子炉を手動停止したものだそうであります。

発電機は原発に電気を供給されなくなった場合、原子炉を安全に止めるための電源用の発電機であり、3台ありまして2台が動かなくなると原子力発電の保安規定によりまして、20時間内に原子炉を停止しなくてはならない重要な部所にあると言われております。

今日まで、2号機をめぐって2006年3月にタービン損傷の問題で運転を停止し、昨年の3月に再起動させましたが、廃棄中の水素

の濃度が上昇したためにまた手動停止を行いました。そして定期検査に入ったわけですが、作業員のミスが頻発いたしまして、事務棟で火災が起きて県として、また町からも文書で注意を受けているというトラブルが相次いでいるわけであります。潤滑油の油漏れの原因は、ディーゼル発電機の制御弁であると言われておりますが、新しく交換した直後に、また12月7日に新たに油漏れが起きたと発表いたしております。

12月13日は、石川県が原子力防災訓練の予定日でありましたが延期になりました。私もこの13日に参加することになっておりましたが、延期になったわけであります。

新聞等で大きく報道されておりましたが、これではもはや北電の体質だという声があがっているということを報道いたしております。

町長は、こういう相次ぐ原発事故に対して、隣の町、境を接している隣町といたしまして、どのような見解を持っているか。これが1点目に答弁を求めたいと思います。

2点目といたしまして、今度の事故に対して、北陸電力から事故に関しての具体的な報告が町にあったのか、なかったのか。この2点について答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 原子力発電所の事故がある度に、原子力発電所の地域社会部の担当者の方がおいでて、経緯について説明されます。

そういう中で私がいつも言っていることは、大変遺憾である。ここへそういう格好で来なくてもいいようにしてほしい。体質になっているのではないかという大変厳しいお話をいつもさせていただいております。そういう中での隣接町として、北陸電力から事故の報告があったのかという質問であります。

本年7月10日の志賀原子力発電2号機の定期検査開始以降、度重なる人的ミスによる事故が発生しており、隣接町であります当町

には、その都度、報道発表前に北陸電力の地域社会部の担当者が事故の経緯についての説明と謝罪に訪れております。

町民の安心・安全のためにもしっかりとしてほしいと、そのように厳しく言っているわけでございます。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） ただいまの町長の答弁で、原子力の事故というものを軽視していると思うんです。その都度、その都度に志賀原発から事故の説明に来ている。

今日、午前中の1番目に作間議員が質問いたしました。今までに何回も全員協議会を開いているのになぜ説明をしないのか。それと同じようにその都度、その都度に説明に来ていたら、今日までの全協の席上で何故にそういう面について説明をしないのか。これが1点。町長はこういう点をどのように考えているのか。

もう一つ、今年の3月23日に中能登町の議会全員協議会を開いて、こういうものを資料として電力側が私らにくれたわけですね。

6月19日にもやはりこういう資料をくれたんです。それに基づいて、スライドを使って事故についての説明をいたしました。

私は、そういう説明は、いろんな意味で大切であるかもしれないけれども、そのあとに同じような事故が起きているのでは、私は、北陸電力は事故に対してマンネリ化していると言わざるを得ないのであります。この6月19日の全議員にわたりました文書の一番最後に、こういうことで載せてあります。「当社は、隠さない企業風土づくり、安全文化の構築を実現するために再発防止対策を確実に実施、定着させてまいります。今回の臨界事故や不適切な事案を改めて深く反省し、法令、ルールを遵守し、絶対に隠さないとの決意をもとに全社一丸となって新しい北陸電力をつくりあげてまいります。」

こういうことを私たちの前に約束したんで

す。それを受けて3月議会に議会といたしまして、北陸電力に対しまして原子力発電所事故隠蔽に関する抗議文を可決して、電力会社に送付してあるわけでありまして、最後を読みますと、「よって今回の事故の事実関係及びその根本的な原因の徹底究明並びに根本的な再発防止策を講じることとともに、住民に対して説明責任を果たし、地域住民のみならず国民の原子力発電に対する信頼が得られるまでの間、原子炉の運転を再開しないように求めることを強く抗議するものである。」

これは中能登町の議会の北陸電力に送りました決議文であります。

私は、こういうものを経て、今またこのようなことが起きていることに対しまして、町長は今、報告に来るたびにそういうことを言っているということではありますが、私はこれでは電力は反省しないと考えているわけですが、町長はこういう点を踏まえまして、どうこれから考えていくのか、再度質問いたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この電力の地域社会部の担当者は、私の所だけではなく、議会、担当部署など全てを回っておられます。そういう中で、中能登町だけではなく隣接町ということになりますと、七尾市、羽咋市、門前もあるわけでありまして、そういう所へも回っておいでるのではないかと思います。そういう中でまた、石川県に原子力環境安全管理協議会がありまして、これは志賀町、当町、隣接町、各社の方々、その会長が山岸副知事でございます。何か事故がありますと、原子力環境安全管理協議会が開催されまして、その時には社長であったり、原子力の常務であったり、電力からも出席をしていただいて厳しく申し入れをいたしております。この潤滑油漏れにいたしましても、10月9日に開催されまして、再度の潤滑油漏れの原因究明を徹底し、県民の信頼が得られるような発電所運営

に努めてほしいと厳しく申し入れもしたところでございます。そういう中で、今の原子力委員会、あるいはまた志賀町、当町、隣接町とも共同歩調をとりながら、こういうことがないように促していきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） この点について、私は議員になりましてから何回も質問していると思うんです。柏崎の原発のときも視察に行つてまいりました。原発事故というのは、本当に過激な事故なんです。今、水害、雪崩等で人家が流されるというものではないんです。私は専門家ではないので分かりませんが、安全工学の一つの原理といたしまして、法則があるそうであります。町長、一つの大事な事故の背景には、約29の中事故が潜在している。そうして、小事故が300隠されていると言われているわけであります。

私は志賀原発の今の事故は、小事故かも分かりませんが、これらが積み重なって大事な人命を破壊する原発事故が起こる恐れがある。私はそういうことを懸念するわけでありまして。町長はこの点につきまして、抗議をするという発言であります。具体的にこの問題について次のように言わざるを得ないのではないかと思うんです。

これは、11月19日の朝日新聞の記事でございます。JRの尼崎の事故を受けまして、このように記事を書いています。井手会長の、これは責任をとって辞めたわけですが、独善を批判。JR西日本の問題について最終報告を行ったそうでございます。中身においては、経営体質について次のように触れております。「JR西日本、独善的で上にもものを申さぬ文化をつくり、技術を軽視して進んできた。効率最優先にして進んできた」こういうことで批判されているということが新聞に載っております。

私は、この新聞を読みまして、今の北陸電

力に対しましても言われるのではないかと思うんです。テレビ等で志賀原発の事故に対しまして報道いたしておりますが、社長の顔が全然見えてこない。一番下の担当部署の顔ばかりがテレビに映っている。責任ある社長がこれであつては、今後の北陸電力のあり方、事故に対してのあり方に大変危惧します。本当に全社一丸となつて、事故を防ごうとしている体制が社長を先頭にしてあるのかどうか。

私は、こういう点、本当に事故が起きたら能登半島は大きな被害を受けるわけでありまして。簡単なわけにはいかないわけでありまして。町長は、そういう点につきまして、厳重に北陸電力の会社自体に対して、より強力な抗議を行つていくことを求めたいと思ひます。この点につきまして町長の答弁を求めます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 先ほども答弁をいたしましたように、今、中能登町だけが突出して抗議をしていっても無視されればそれで終わりでありますので、志賀町、隣接町、また石川県の原子力環境安全管理協議会の委員に私もなつております。そういういろんな場から、みんなで一つになつて今の体質についても、またこれからの安全についても強く申し入れをしていきたいと思ひしております。

原子力環境安全委員会にいたしましても、先般の新聞等によりますと、志賀町の小泉町長もいろんな面でかなり心配もしたり、怒りもあるという状況でございます。中能登町も一緒になつて、これから町民の安心・安全のためにも強く体質を変えていただく。そして絶対に事故のないようにしていただく。そういう点に向けてこれからもみんなと歩調を合わせてやっていきたいと思ひしております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 町長の答弁を聞いておりますと、何ら具体的に進展がどうし

でも見えない。それは、いろんな意味でそういう方策を隣町の市町と共同してやっていくということでありますね。私は飛び抜けて中能登町にしてほしいと言っているわけではないんです。隣の町として中能登町がリードしていく。志賀町と共同していく。一歩リードする気構えというものがなくて電力におきましての今の事故対策というものは、これからも永遠に続くような気がするわけでありまして、尼崎も大きな事故を起こしまして、初めてJR西日本が反省をしたわけでありましてね。社長が辞めない。責任をとらないと言っていました井手社長が責任をとって辞めざるを得ない。私は、そういう点につきまして、今日の電力の会社の体制というものに厳しく行政の方から注文をする。そういうものを求めて、12月議会に対しての質問を終わりたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本議員、もう一つ答弁漏れがありますので、答弁漏れをさせてからにして下さい。

永源参事兼総務課長

○永源参事兼総務課長 先ほど、杉本議員からご質問のありました人口の推計についてであります。合併前に作成した中能登町まちづくり計画では、平成27年に人口18,000人と想定しております。

また、合併後、16年目、平成32年度の普通交付税は33億円前後になると見込まれております。

ちなみに、平成20年度の普通交付税の額は39億3,500万円でありました。

○議長（藤本一義議員） 暫時休憩します。
午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） 皆さん、こんにちは。

今、師走の日本列島はデフレ、円高、株安と三重苦に見舞われ、景気の二番底の危機に瀕し、具体的な経済対策を示せない新政権に対し、国民の不安、不満、そして不信が渦巻いております。

この12月、私ども公明党の新しいイメージポスターができました。「1番近くで動く、働く、公明、チーム3千」を合い言葉に3,000人以上の公明党の地方議員、国会議員一人一人が地域の皆様の声をしっかり受け止め、政策に反映できる活動を展開してまいります。

私もさらにフットワークを軽くし、中能登町の皆様にお応えできるよう頑張らせていただきます。

それではまず、介護保険制度の持続、発展のための取組みについて質問いたします。

私たち公明党では、現在、介護保険、介護問題総点検運動を行っています。深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んでおります。

11月20日、厚生労働省は、65歳以上の高齢者に対する虐待の実態調査を発表しました。08年度に家庭内、介護施設などでの確認は、全国で14,959件、前年度より1,624件、12%増加しています。その内、殺害などで24人が死亡、深刻な実態を浮き彫りにしています。また、家庭内虐待の内、被害に遭った高齢者の45.1%が介護の必要な認知症です。そして、その加害者の4割が息子です。認知症を患った高齢者の言動への苛立ち、介護疲れなどの背景が見られます。

また、中日新聞が同じく11月20日発表したのは、介護保険制度が始まった2000年から今年10月までの10年間に、全国で高齢者介護をめぐる家族間での殺人、心中などで被

介護者が死に至る事件は少なくとも400件にのぼるという実態です。事件は、肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどです。加害者となった介護者のうち、4割が執行猶予判決です。行政や周囲の支援を受けられずに孤立し、親や配偶者と死を選ぼうとした姿に同情する検察官もあると言います。前者は65歳以上の高齢者への親族による虐待の相談、通報を受け、自治体が事実確認した事例の集計であり、後者は警察発表された新聞情報のデータベースからのもので、これらの数値はほんの氷山の一角であります。ここに超高齢化、家族の崩壊、貧困、制度の不備など様々な問題が絡みあう介護社会の重い現実を認めざるを得ません。介護保険制度は、地方分権の試金石といわれ、自治体の自己決定、自己責任において運営できる自治事務であります。

介護保険制度は、これからこそ必要な制度であり、私たちが改革し育てなければならないのです。

そこで、以下5点にわたり当町の介護現場の現状と課題についてお尋ねします。

介護保険制度は、平成12年4月の制度開始から10年目に入りました。平成12年度、全国で約180万人だったサービス受給者は、平成19年度には約360万人と2倍になり、給付費は約3.2兆円から約6.2兆円へと1.9倍に増加しました。

当町においては、要介護者の認定率は本年3月時点で16.2%、給付費は約14億7,200万円となっております。

1点目の質問として、制度スタートより10年の経過から見える当町が持つ課題を杉本町長にお聞きします。

2点目として、在宅介護支援についてお聞きします。

現代は、核家族化による高齢者のみの世帯が増加しております。独居、老夫婦世帯、独身の子と老人の二人暮らしなど、介護力のな

い、または脆弱な世帯は7割に達している現状です。

加齢に伴い病気がちになり、一人でできないことが増えてくるのが軽度要介護者の現実です。そこに生活支援が入ることで、在宅生活の維持と健康状態の悪化予防ができるのです。家庭における介護力が低下し続ける現状に対して、在宅サービスの基本である訪問介護、通所介護、福祉用具の利用を抑制した結果、在宅で暮らすことができない高齢者を増加させてきました。

在宅サービスを利用するには、要介護度によって支給限度額が定められ、限度額内で1割の利用者負担、限度額を超えるとサービス利用は全額自己負担となります。介護度が高いほど支給限度額のサービスだけで生活するのは困難な現状です。

しかし、市町村の上乗せ、横だして利用者の負担を軽減できている事例もあります。

また、増え続ける男性の家族介護者、高齢者虐待の加害者の4割が息子という現実から、男性ならではの悩みなど深刻な課題が浮き彫りになっております。

そして介護をめぐる事件では、加害者のうち定職を持たない男性介護者が6割を占め、介護を機に離職して収入を失い、経済的に追い詰められる介護者の姿も浮かび上がっています。

家族介護者の生活を安定される支援を講じることが重要です。ヨーロッパでは、今や家族介護者への支援が大きな流れになっております。イギリスでは家族介護者を労働者とみなして、家族介護手当が支給されております。

当町では、介護慰労金が月2万円支給され、他の自治体にはない助成を行っていただいておりますが、ニーズに見合った取組みになっているのでしょうか。

2点目として、当町における在宅介護は被介護者、また家族介護者が安心して在宅介護

を続けるために必要としている支援にどこまで対応ができていますでしょうか。在宅介護支援の現状と課題についてお聞かせ下さい。

3点目として、地域密着型サービスについてお尋ねします。

統計でみると在宅サービスの利用額は、利用限度額の約半分に留まっています。それは、家族の親孝行に頼る傾向や1割の利用者負担が重いといった原因に加え、地域によってサービスの量や種類が不足している影響が大きいと考えられます。ニーズに応じたサービスの量と種類を整えることが急務です。介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、365日24時間体制で様々な介護サービスを提供するのが小規模多機能型居宅介護です。

今年9月末時点では、全国に2,192箇所あります。地域密着で在宅サービスを支えるための拠点としての機能を発揮するには、まだまだ不足しております。

団塊の世代が75歳を迎える2025年には、3万箇所の整備が必要とされております。地域密着型サービスの整備が遅れている要因の一つに、市町村が自らの町の将来像に向けた独自のビジョンを持っていないとの指摘があります。

3点目として、在宅介護の切り札といわれる小規模多機能型居宅介護の現状と課題、今後の設置目標についてお聞かせ下さい。

4点目として、地域包括支援センターについてお尋ねします。

平成12年4月に介護保険制度がスタートし、改正の度に制度が複雑化し、かつ給付費が増大する中で全てのニーズや希望に介護サービスだけで対応することは、保険制度上適切ではありません。

そこで、生活圏域を基盤として、地域包括ケアシステムを構築するために、平成18年4月、地域包括支援センターが創設されました。

しかし、現状を見ると、要支援1、2を中心としたケアプランの作成に追われ、事実上の介護予防センターと化しているとの指摘があります。

また、「痴呆ケアではないの」との大変厳しい声もあります。包括と愛称されるこのセンターは、地域における支援の情報センターであり、ネットワークセンターであり、その機能を果たしているセンターは地域住民の安心と信頼を獲得しています。

例えば、静岡県富士宮市のように、同センターを柱に高齢者、認知症、障害者、児童、DVに対応するために総合相談支援体制を構築し、地域包括ケアの実現にしっかりと取り組んでいる模範の自治体もあります。

4点目として、地域包括支援センターが十分に機能していない市区町村が少なくないことですが、当町においてはどのようなのでしょうか。現状と課題についてお聞かせ下さい。

5点目として、介護を軸とした新たな地域づくりについてお尋ねします。高齢になり、認知症が進んだり、身体が不自由になっても普通の暮らしを続けることができる、安心して老後とは安心して死ねる場所があるかどうかではないでしょうか。そのためには、信頼できる在宅医療と介護の両輪が一緒に動き、地域を巻き込んで機能する社会のシステムづくりの実現が不可欠です。まさに介護保険でまちづくり、福祉でまちづくりの時代であります。福祉のまちを自負する当町の現状と今後の展望をお聞かせ下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員のご質問にお答えいたします。

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進展により、要介護者を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に導入され、以後、老後の安心を支える制度として定着してきました。

しかし一方では、制度の定着とともに総費用が急速に増大し、今の制度のままでは保険料の大幅な上昇が見込まれ「制度の持続可能性」が課題となっています。

また、中能登町における平成21年度の65歳以上の高齢化率は28.4%で、県平均の23%を大きく上回り、年々増加しています。

そして、団塊の世代が2015年には高齢化のピークを迎えること、認知症や一人暮らしの高齢者の増加も見込まれることなど、新しい課題への対応が求められているところであります。

次に、在宅介護支援につきましては、高齢者の多くは住み慣れた自宅や地域での継続的な暮らしを希望しており、在宅生活を支える介護サービスの利用促進や家族介護者への支援等の施策の充実を図る必要があると思っております。

町の在宅福祉サービス事業につきましては、介護慰労金や介護用品支給事業、緊急通報体制等整備事業、配食サービス事業などがよく利用されているところであります。

今後も、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう努めていきたいと思っております。

地域密着型サービスにつきましては、現在、中能登町には、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームは4事業所あり、定員は63名であります。

また、小規模多機能型居宅介護事業所は1事業所で、定員が25名となっております。

今後も、利用者のニーズや近隣自治体の状況なども勘案しながら、設置について検討していきたいと考えております。

中能登町地域包括支援センターは、支えが必要な高齢者や障害者の支援の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点機関として平成18年4月からスタートいたしました。

業務内容では、総合的な介護や福祉に関する相談や在宅サービスの調整、ケアプランの作成、虐待防止と権利擁護事業などを行っており、社会福祉士や保健師、主任介護支援専門員などがその業務に当たっております。

そして、閉じこもりや寝たきりを防ぎ、いつまでも元気で楽しく過ごしていくために、家族介護教室、介護予防教室等を開催しております。

また、地区住民が協力し合い、自発的に活動している町内で30地区の地域サロンに対しても支援を行っております。

介護を軸とした地域づくりでは、現状における課題やこれまでの成果を踏まえ、認知症や虐待、生活苦等の複数の問題を抱える世帯や家族解決力の低い世帯等が増えている中で、地域における見守りネットワークは重要な役割を有していると認識しております。

現在町では、民生委員を中心とした担当区域内の区長や町内会長、保健推進員、母子保健推進員、食生活改善推進員、老人保健ビジターなどの保健福祉活動者とともに「地域福祉推進チーム」を組織し、地域全体で高齢者を見守る体制づくりを推進しているところであります。

また、援護を必要とする高齢者も、住み慣れた地域で個人としての尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉サービスの効果的な提供を図り、高齢者を地域全体で支えあい、心豊かに安心して暮らし続けられる、明るく活力ある中能登町の未来を創造していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 今、町長の方から答弁をいただいたんですが、どの項目に関しましても具体的な明確な課題というものが見えてきませんでした。しっかりと今の現状、実態を掌握していただいて、当町が抱えている課題というものに対応していただいき

たいと思っております。

ところで、家庭内虐待の内、45%が介護が必要な認知症であります。認知症を患ったお年寄りを地域全体でサポートする見守り、支援体制の強化も喫緊の課題です。

多くの自治体で認知症啓発講座など、地域の住民をはじめ商店街や銀行などの民間企業、消防署や警察などの官公庁、そして小中学校を対象に実施し、認知症を理解する取り組みとして積極的に行っております。認知症高齢者、また家族の日々の生活を支える大きな力となっています。

また今、本人の意志を尊重したケアを目指すセンター方式が全国で大きな効果をあげております。

センター方式は、厚労省が設置した認知介護研究研修センターが2004年に開発したケア手法です。16枚からなる専用シートに認知症の高齢者の生活歴や本人の言葉、生活リズムなど介護職員や家族らが書き込み、その情報を活用しながら本人らしく暮らせるケアを作成しております。本人の何気ない動作や言葉を手がかりに、本人の意志が理解できるようになり、ケアの改善が可能となります。

また、介護する側の精神的負担も大きく軽減されるなどの利点もあります。調査によれば「表情が生き生きする場面が増えた。安心した様子で過ごせる時間や場面が増えた」などの成果が寄せられ、介護する側の本人を理解するようになり、観察が深まったなどの反応がありました。県内でも加賀市が毎年、センター方式の普及推進を図る研修会を開催しております。認知症の高齢者は記憶が薄れている分、感性が豊かです。そうした高齢者に残された能力をフルに活かし、人生を安らかに楽しんでもらうのが介護の本来の目的です。センター方式の普及のためには、地域ぐるみでの支援体制が必要不可欠です。自治体の姿勢が問われます。

そこで、当町の認知症高齢者に対する支援

体制の取組みの現状と課題についてお聞かせ下さい。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長
〔坂井信男福祉課長登壇〕

○坂井信男福祉課長 認知症の現状と課題についてお答えさせていただきます。

現在、認知症の予防対策といたしましては、2段階テストの実施ということで平成19年度より実施させていただいております。

それと、地区介護予防教室での認知症予防についての啓蒙普及活動も行っているわけでございます。これにつきましては、平成20年度が4回、参加延人数につきましては60人、平成21年度につきましては11月末現在で実施回数が7回、参加延人数につきましては166名となっております。

予防対策における課題でございますが、認知症は要介護状態に移行するケースが多いことから、認知症の早期発見、早期対応の対策の充実が必要であると思っております。

平成19年度より行っている2段階方式テスト、認知症判断のものさしでございますが、今後も継続し個別性を重視した対応によりまして、確実に認知症予防に繋げていくことが大切であると思っております。

一方、広く町民に対しても認知症予防の意識の啓発や知識の普及を継続していくことが大切であると思っております。

今後、より効果的に認知症予防の取組みを行うためには、地区介護予防教室だけではなく町内会や老人会等の集まりを利用したり、生涯学習と連携してやっていくという工夫が必要であると思っております。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 今、課長からのご答弁では、認知症予防ということで町が力を入れてくださっているということをお答えいただいたんですが、現在も既に認知症である方に対して地域住民、また対策を町でしっか

りととっていただきたいということで、今、私は質問をさせていただきました。是非、予防ももちろん大切です、またその対策もとても重要な問題ですので、積極的にこれから検討して行っていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

先日13日、東京で高齢社会をよくする女性の会が主催する女たちの介護保険討ち入りシンポが開かれました。今回は47都道府県の47人の代表から介護の点検、報告があり、平成23年度の介護保険制度見直しに向け、日本の介護の未来を要望、提案するという、何とも頼もしいシンポジウムだとお聞きし、全国の生の声に是非学ばせていただきたいと私も参加してまいりました。

そこで改めて認識したのは、高齢化問題はまさに女性問題であるということです。女性は子育てで仕事を中断、ようやく再就職のスタートをきっても、今度は舅、姑の介護で再中断、早期退職は女性の無年金、低年金、資産形成力の不足を招きました。家族の介護の果てに、今度は自分の長い老いをより貧しく生きる女性、かつて親孝行の範囲で考えられていた親の介護は、高齢化とともに比較にならないほど長期化、重度化、かつ老老介護化していることを介護の最前線にいる女性たちは知っていたのです。全国から集った女性たちの姿に社会に果たす女性の使命の大きさを改めて感じました。

ある方は、介護保険制度は市区町村の実力を試す絶好のリトマス試験紙であったと言っております。介護保険制度の持続、発展のためには、今ここでしっかりと住民の声を受け止め、中能登町の暮らしぶり、社会資源などの特徴を分析し、特に女性の意見を大いに取り入れ、中能登町のニーズにあった中能登町発の介護を検討すべきです。そのための発信力のある検討委員会を設置すべきだと考えます。杉本町長の見解をお聞きいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この件につきましては、現状、また隣接市町村、県内の市町村をみながら少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 検討していただけるということですので、よろしくお願いたします。誰もが住み慣れた我が家、地域で暮らし続けることができる安心のまちづくりへ町長のリーダーシップのもと、積極的な取組みをよろしくお願いたします。

次に、女性の健康支援がん対策について質問いたします。

本年は、女性特有のがん検診推進事業として、全国で乳がん、子宮頸がんの無料検診が行われました。当町においても133名の保健推進員の皆様の迅速な協力を得て、受診対象者へ直接無料クーポン券を届けていただき検診を呼びかけていただきました。お陰様で、県内はもとより、全国でもいち早く実施することができました。本当にありがとうございました。私も検診のお手伝いにあたらせていただき、無料クーポン券を手を受診される方を何人もお見かけし、「券あたってから来たわ」との声に大変うれしく思いました。

今回の推進事業は、無料受診の対象者が年齢により限定されたものでしたが、今年の乳がん、子宮頸がんの受診率はどのくらいあったのでしょうか。お尋ねいたします。

また、2点目として、今回の受診結果より、今後中能登町としてどのような取組みを考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 女性の健康支援がん対策についてお答えいたします。

まずは、今年度実施いたしました女性特有のがん検診推進事業についてご説明いたします。

この事業は、国の平成21年度第1次補正予算において新規事業として開始されました。

2つの事業があり、一つは検診無料クーポン券利用による検診の無料化。もう一つは、女性特有のがんの知識の普及を目的とした検診手帳の配布で、対象となる方は、子宮がん検診では20歳から40歳、乳がん検診では40歳から60歳の5歳刻みの節目の年齢の方であります。

クーポン券などは、保健推進員の方に受診勧奨もあわせて配っていただき、7月の女性がん検診の初日よりクーポン券利用の検診を実施し、現在では医療機関での子宮がん検診を除き終了しております。

そこで、受診状況について報告いたします。クーポン券を利用して受診された節目の年齢の方は、子宮がん検診では103人で、受診者1,057人に占める割合は10%。また、乳がん検診では258名で、受診者1,227人に占める割合の21%となり、昨年と比べると節目の年齢の方の占める割合が倍となっており、今年度の受診者数の増加にもつながっていることがうかがえます。

さらに、クーポン券利用の受診者の中でも、過去3年間で受診の履歴がない初回の受診者が、子宮がん検診では52%、乳がん検診では36%と多くを占めています。

このことから、クーポン券の発行が受診のきっかけとなり、受診行動に結びついた結果、受診者の拡大につながったと評価できると思っております。

次に、女性特有のがん検診についての今後の取組みについてお答えいたします。

今年度の受診状況からクーポン券発行がきっかけとなり、節目の年齢の受診者の増加と、新規の受診者の増加につながりました。

このような結果を踏まえ、単年度の取組みで終わるのではなく、経年的に実施することで、受診者の方々が今後もリピーターとして受診していただけるよう、保健推進員の方々の協力を得ながら、さらに受診者の拡大を図ることが大切であると考えております。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 大変効果の大きかった取組みだったと感じました。本当に良かったなど感動しております。是非引き続きよろしくお願いいたします。

今年10月に子宮頸がんのワクチンの認可がようやく日本でもおりました。これにより、子宮頸がんは、検診と予防ワクチンの接種の2施策でほぼ予防できるがんとなりました。

しかし、予防ワクチンは3回の接種で、約5万円とかなりの高額で、公費負担を考えないと普及は難しいと言われております。国内で12歳児にワクチンを接種した場合、発生を年間3,700件、約73.1%減らすことができるという試算がでています。治療費との費用対効果を考えると、投資額に対して約2倍の効果が期待できます。予防ワクチンは世界110カ国で既に認可され、定期接種に取り組んでいる国は40カ国近くあり、また、国の公費負担や保健償還ができる国も約30カ国あります。

特に、オーストラリアでは、接種を義務化し、現在年間280人の子宮頸がんによる死者をゼロに抑えこもうとしています。日本の子宮頸がんの死者は、年間3,500人ほどのぼっており、対応を見習うべきであります。新潟県魚沼市では、この12月定例会で来年度より公費助成を実施するとの市長の答弁に話題がのぼっております。全国初の取組みです。

そこで杉本町長にお尋ねします。子宮頸がんの予防ワクチンの普及に対し、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。お聞かせ下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

子宮頸部がんの予防ワクチン接種に係る公費負担についてお答えいたします。

このワクチンは、今年10月に認可を受け年内に販売される予定となっているもので、10歳以上の女性を対象に半年で3回の接種となり自費診療となります。

ワクチン接種による効果は永久的ではなく、また、ワクチンを接種してもがんになる可能性があることから、接種に係る助成については、今後検討の必要があると考えております。

町といたしましては、まずは、今後とも子宮がん検診の必要性の普及と、受診しやすい体制等の整備を検討し、受診率の向上を目指したいと考えております。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） どうか女性の人生、そして生命を守る健康支援、がん対策に対し、今後も力強く取組みを推進していただきたいと申し述べ、私の一般質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） まず、質問に入る前に一言申し上げます。

議長は、開会時に通告順に発言を許すと発言されましたね。今日の通告書、私は10日の9時33分です。私の前に質問されました笹川広美議員は10日の10時22分です。今後、変わることがないように強く申し上げておきます。

それでは、私の質問に入ります。

私は今回、病後児保育事業、有害鳥獣対策、保育園の指定管理者制度の導入、県の小中学生携帯電話規制条例の対応等について質問いたします。

まず、病後児保育事業について、今年11月12日、新聞報道に会計検査院の指摘の不正経理、中能登町病後児保育事業で過大交付があったとの件に関しまして、10月10日の議案質議で私の質問に対し、町長は国・県の

指導に基づき処理をしており、厚生労働省と会計検査院との見解の相違により生じた返還金であり、当町の対応には問題ないと明言されほっとしているのです。

ところで、当町の病後児保育に対する条例、規則等はどのように定めてあるのかお尋ねいたします。

条例第103号 保育園入園児童に要する費用徴収の条例 第2条保育料の徴収額は別表による。別表の9項です。9項に通園中の児童が病気の回復期にあり集団保育が困難な期間に病後児保育を利用する場合は、1申請者あたり2,000円を徴収すると定められております。そのほか、私の調査では、条例等はありません。町長の権限であります規定もそうです。告示もそうです。どれにも出ておりません。

また、12月10日の質疑の際、保育士、看護師、それぞれ1名で旧鹿西保健センターに開設し、4人まで収容できるとの答弁でありました。

先ほど申しあげましたように、条例103号だけでよいのでしょうか。その理由は、申し込みが必要、1件2,000円です。

また、医師の病後児保育許可書が必要であります。なのに、多分、内部趣意書はあると思います。それだけで対応できるとお考えなのかお答え願いたいと思います。

それと、申し込み料2,000円は、保育料ではなく手数料ではなからうかと思えます。19年に初めて導入されております。19年、20年、21年の12月です。その間に気がつかなかったのか。私も19年、20年の時には気がつきませんでした。今の新聞報道によりまして調べてみて初めて気がついた状態です。監査委員の方は、例月出納検査もされております。定期監査もあります。それから決算もあります。そういうときにそういう指摘があったのかなかったのか、それもあわせてお答え願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 武田議員の質問にお答えいたします。病後児保育事業についてであります。

「中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例」においては、ご指摘のとおり簡略な記述のみとなっておりますが、新規事業として取組む際に「中能登町病後児保育事業実施要綱」を定めて事業を運営してまいりました。要綱には「事業の目的」、「実施施設と定員」、「対象児童と利用時間」、「対象疾患の範囲」、「申し込み方法」、「利用者負担」の項目に従い内容を記述しております。

また、病後児保育の利用料金について、保育料ではなく手数料ではないかのご指摘でございますが、延長保育料金や一時保育料金と同様、保育料として取り扱いをしているのが現状であります。

この度、この事についてご指摘をいただきましたので、今後検討させていただきたいと思っております。

続きまして、これらについて監査委員からの指摘はなかったのかということでありますけれども、監査委員からの指摘は受けておりません。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私は、新聞報道後、インターネットで調べました。何箇所かの自治体の条例も持っております。一部は担当課の方にわたしてあります。

今、町長のおっしゃられた要綱もいただいておりますけれども、これもどこどこが欠落しているかということを担当課には申し上げてあります。

例えば、高崎市の病後児保育ですけれども、この中で、通所中の児童または要支援児以外の市内に住所を有する未就学児が同項に規定する場合は同じ取り扱いをするということは中能登町では、のの保育園、七尾や羽咋へ行っている方もおいでます。それも高崎市

の場合には、それも該当するといわれております。

それともう一つ、この病後児保育というのは、平成14年から実施していますね。それをなにゆえに19年までできなかったのか。それともう一つ、19年に実施したときにこれだけの試算があって、なおかつこれだけしか検討できなかったのか。条例は町がつくるのではなく、専門機関、行政がつくるという諺があります。まさにそのとおりでなかるうかと私は理解します。答弁を願います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 不備な点は再度見て、直すものは直しますし、19年度までなぜつくなかったかといわれても、19年度につくったということでありまして、今までそのような要望もなかったことだと思います。そういう中でこういう制度もあるということで19年度につくらせていただいたということです。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私もこれに手抜きがあったというのは、19年の予算内に新病後児保育、新と書いてありました。それで決算特別委員会にも所属しておりましたのですが、これを見落とし、指摘できなかったということであります。

それから私は、鹿西にありました在宅支援のあとに、今の病後児保育をされたと。去年、雨漏りがありまして直してもらっていますね。その時も行ってみてきました。大変暗いという印象を私はもっております。他の方はどうか分かりません。大変暗い、そういう中で病後児の方を預かるということに関しては、私は少し疑問符ではないかなというふうに思います。自園型というのもあります。これが平成18年度から補助金が増額になっております。読み上げます。厚生労働省は「保育所で急に病気になった子供や怪我が治りかけの子供を預かる病児病後保育園の支援を強

化する方針を定めた。保育中に体調不良となった子供が親が迎えにくるまでの保育所で、看護師らが世話をする自園型の場合、2008年度から1施設あたり補助金の基準額を現在の年間312万円から441万円に引き上げる」とあります。病後児保育というならば、これは保護者の方、この方に仕事を継続し、女性の自立を促すというのが本当の趣旨でございます。そういうことから是非もう一度、先ほど町長があるとおっしゃられました中能登町病後児保育事業実施要綱、これをぜひ見直していただきたいと思います。

それと、中能登町にあります案内はこれですね。申し込み書はこれです。担当課の方には渡してありますけれども、ほかの自治体のやり方、申請の仕方、これを参考にされて早急に検討をし、訂正の方よろしく願います。もし何かありましたら。ありませんか。

ないようでしたら次に移ります。次に、有害鳥獣についてです。特にイノシシ対策についてお尋ねいたします。

11月30日午後7時ごろ、かつて石動山に在住していた方から、久しぶりに石動山に行ったらクマではないかと思われる糞、足跡、荒らした跡があったそうです。直ちに担当課長に通報し、担当課長は翌日担当職員と猟友会の会員の方、それから通報された方で現地調査をされました。その結果、イノシシによる傷跡、荒らした跡だというふうに判断されました。

私は昭和46年、滋賀県長浜市に勤務しておりました。その時、山芋掘りで恐ろしいのはクマではなくイノシシだと。猪突猛進で向かってくるということを聞いておりました。

また、我々の住んでいる中能登地区にはイノシシによる被害は今までにありません。金沢の方でもここ1、2年の間にイノシシが出ております。私どもは、イノシシに対する取り扱い方、身のこなし方は全く未経験であり

ます。

今日の北國新聞にも出ておりました。金沢市のイノシシなど獣害対策を強化という中に、電気柵の設置や藪の刈り払いなどでイノシシによる被害拡大防止を図っていくということをおっしゃっておいでますけれども、今年の被害は去年の7倍であります。捕獲された頭数も前年度は7頭ほどでしたが今年は19頭です。崎山の方から能登島へ向けてイノシシが泳いでわたったということも聞きました。

それから、担当課の話では、山びこ荘もイノシシに荒らされているということも聞いております。

私は、クマ対策につきましては、平成19年1月17日に林道城石線の延伸に関係しまして、中能登林業事務所所長より問い合わせがありました。なぜ問い合わせがあったかと言いますと、久江地内、原山の方です。で町の担当課の方が計画した路線は町道であると。そういうふうになりましたのでこの案は採択できないということで、1月7日にカメラを持って現地に行き調査をしてきました。町道の担当課に聞きましたら、それは違っているということで、その次の日に林業事務所へ行き説明もしております。その時、富山県側、久江から上がってたどり着く所は一剋という在所です。一剋の方へ行きましたら、「イノシシ出没注意」という看板が沢山ありました。それから、小田中から行く道、これも一剋の方ですけれども、そちらの方にも同じく「クマ出没注意」という看板が出ておまして、帰ってきたあとに担当課の方に話しまして、「クマ出没注意」という看板を設置されております。これは眉丈山の方にはないと思います。石動山山系の方に設置してあります。

それから、「なかのとチャンネル」の方でも、クマ対策について何回も放映されています。是非、イノシシ、先ほど申し上げました

ように、石動山、山びこ荘の方も荒らされているということで、イノシシの母体というのは1年に沢山増えるそうです。そうしますと、雪どけ後、今までにない被害が出てくると予想されます。特に久江の原山の方。ここに人家があります。田んぼもあります。私どもの小竹の方でも山中に田んぼがあります。それに原山の方もあります。そういう所がイノシシの被害に遭う恐れがあります。そのイノシシ対策をお示し願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 クマ、イノシシ対策についてお答えいたします。

平成10年に旧山中町で農業被害が発生して以降、ここ10年間でイノシシの生息域が急速に拡大し、それに伴う農業被害も広がっております。

生息拡大の要因についてはクマと同様、住みやすい環境が広がったことが原因といわれております。

昨年、七尾市の山間部集落で農業被害が発生し、いずれ当町にも出没するのではないかと心配しているところであります。

11月30日に武田議員から、石動山に大型獣らしいものとみられる被害の跡があるとの情報を寄せていただき、翌日、担当が現場を確認いたしました。

石動山の歴史公園の道任坊跡に、かなりの広範囲で芝がひっくり返されている被害の状況の報告書も目を通しました。

現時点で農業被害は発生しておりませんが、七尾市では1.7haの水稲被害が発生しており、今後、当町でも農業被害の発生が懸念されるところであります。

七尾鹿島地域におけるクマやイノシシなどの大型獣の出没などを踏まえ、今年の3月に今後3年間の被害対策計画を定めた「七尾鹿島鳥獣被害防止計画」を作成いたしました。

関係機関で構成する「七尾鹿島鳥獣被害対策協議会」で、国の鳥獣害防止対策事業の採

択を受け、被害対策を実施しているところであります。

具体的には、被害対策のための研修会やワナなどの購入、地元猟友会への捕獲やパトロールなどの委託を行っております。

町においても今後の被害状況を見極め、大型獣に関する普及啓発などを行いながら、農業被害や人身被害の防止に努めていきたいと思っております。

今回、当町にもイノシシ出現が確認できましたので、これらの対応のために、新年度予算に何らかの形で反映していきたいと考えております。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 21年度の有害鳥獣対策というのはカラスだけですね。当町では、是非、来年から町長のおっしゃられたように、クマ、イノシシ、それと猟友会の方々の巡回パトロールをされるということですので、それともう一つ、イノシシの習性をお分かりでしたら「なかのとチャンネル」なり広報で掲載し、町民に広くイノシシがいるということを知らしめるようお願いをいたします。

次に、保育園の指定管理者制度の導入についてお尋ねいたします。

町長は、2年ほど前、保育所の指定管理者制度導入を検討しているとの発言がありました。現在までの取組み方と開設に向けてのスケジュールをお答え願いたいと思います。

また、私は新町になりまして、民生委員会に所属しておりました。所管の福祉施設を実施視察しました。その際、さくら保育園の温水プールを見まして、過剰施設ではなかろうかという印象を強く感じた次第であります。その理由は、近隣に送迎するスイミングクラブが2つあります。それから温泉を利用した温水プールもあるからです。

私は、平成18、19、20年と、この温水プールに関しては資料の提供を求めました。

これは、19年、20年に関しましては、決算特別委員会に対する私の要求で資料をいただいております。その中で、この温水プールの利用実績は4歳児が5回、5歳児が12回、それから保育所へ入る前の子供1回で、合計85回の実績であります。これだけの85回、寒くなってから保育園児に温水プールに入って健康を保持する。それから友だちとの融和を図る。これは本当に必要なのかということを保護者のみならず、広く町民の意見を聞かれてみればいかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 保育園の指定管理者制度導入の検討状況についてお答えいたします。

進捗状況としては、導入による経費節減額の規模を概算で算出しております。9月議会において、保育園の規模により、1箇所あたり1,700万円から3,500万円の節減効果が見込まれると報告させていただいており、町財政において重要な課題であると認識しております。

また、今年11月、公立保育園の保護者を対象に、保育事業に関するアンケート調査を実施しております。内容は、「保育時間に関する希望調査」及び「保育事業の民間委託や民営化に対する意識調査」でございます。集計結果の概略を報告いたしますと、平日の保育は、午前7時から午後6時までの11時間保育に加え、引き続き1時間の延長保育を実施しております。これに対し、92%の方は現状の時間帯で十分であると回答されております。

また、土曜日の保育は、午前7時から午後6時までの11時間保育であり、延長保育は実施しておりません。これに対し、83%の方は現状の時間帯で十分であると回答されております。

また、日曜日や祝日の休日保育は、現在実施しておりません。これに対し、65%の方

が必要ないと答え、30%の方が「月に1、2回利用したい」と回答されています。

休日保育へのニーズや、少数ながらも夜間の保育に対するニーズもうかがうことができます。

また、公立保育園の民間委託や民営化についての意識調査では「民営化により、夜間保育や休日保育などのサービスが良くなるなら賛成できる」が40%、このまま「民営化を望む」が4%、「どちらとも言えない」が42%、「民営化を望まない」が13%となっております。

以上が集計の概略です。アンケート調査は、保護者の方々の意見を聞かせていただくにあたり、有効な手段だと考えておりますので、今後も必要に応じて実施したいと考えております。

また、導入に向けては、保育園を安全に、かつ安定的に運営していくためには、受託事業者の選定においても、より慎重さが必要でありますし、そしてまた、幼い子供をお預かりする保育園は、何よりも信頼の上に成り立っておりますから、保護者の皆様の意向に沿うような導入でなければなりません。保護者の理解が得られず、計画を中止する自治体が全国で相次いでいるとのニュースも報じられております。

今後は、こうした状況を踏まえ、他の市町における導入状況やその成果も確かめながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、屋外プールが利用できる夏場等を除く7カ月間、公立保育園の4歳児と5歳児の子供たち、約300人がプールを利用しております。

それぞれの保育園ごとに、4歳児は年5回ずつ、5歳児は年12回ずつ利用しております。児童の体調や行事等により中止する場合がありますが、平成19年度、20年度とも85日間利用しております。

プールでは、指導者のもと、遊びの中で水泳も学ばせており、子供たちは大変楽しみにしておりますし、スイミングスクールもありますが、送迎の都合や金銭的なこともあります。是非、保育園で経験させてあげたいと思っております。

また、保育園に入園していない乳児と母親を対象とした「ベビースイミング」も年1回実施しており、喜ばれております。

鹿西地区では、さくら保育園建設以前より、町立第2保育所にプールを備えていた経緯があります。本地区は、かつてより水泳教室が盛んな地区であり、保育所の子供たちにも水泳に親しみ、たくましく育てほしいという願いがあったものと思われま

す。町といたしましてもそうした願いを大切にするとともに、子供たちのために現在ある施設を有効に活用したいと思っております。私も何回か保育所回りをしたときに、寒い時、雪の降っている時でも子供たちは喜々としているのを見て、ほのぼのとした気持ちで見ていることも思い出しています。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私は先ほど、病後児保育のときに、のの保育園のことも申し上げました。今、町立保育園の方はプールを利用しております。のの保育園に関しても、大変多額のお金がかかっています。そうしましたら、のの保育園の4歳児、5歳児、この子供たちにもそういうチャンスを与えられないのか。これを検討していただきたいと思

います。もう一つ、さくら保育園の温水プール。私は今でも行き過ぎではなかろうかと思

います。灯油代、電気代だけで年間40万円になります。そのほかに今後は維持管理費もお金がかかってくると思

います。これは私の方からの要望であります。答弁はいりません。

最後に質問をいたします。

次に、県では、この12月の議会であったことなんですけれど、小中学生の携帯電話の規制条例がされております。携帯電話普及に伴い、N T Tの公衆電話が次々と撤去されております。その中で、当町の体育施設、公民館等にN T Tの公衆電話が設置されているのは、鹿島体育館、創修館、励志館ではなかろうかと思

います。その他の施設では、I P電話の子機が設置されて、補完機能を果たしていると思

います。ただし、I P電話は、これは私が6月に見にいった時には無い方が多く、それがこの質問をするにあたり全ての箇所へ行って設置されているか見てきた次第でございます。このI P電話の方ですけれども、町の施設、児童館や学童保育、その他町の所管しておいでる施設に、今後、I P電話の子機の方ですね。事務所にいちいち入らなくても窓口の方で通話できるI P電話、これを設置する考えがあるかどうか。もう一つ、I P電話は大変小さいです。そうすると、高齢者には大変使いが

ってが悪いと思

います。番号が小さい関係でそういう苦情などありませんでしょうか。お答え願いたいと思

います。また、この県条例に伴いまして、学校の方では生徒の指導、前にも答弁があったと思

いますけれども、保護者とのコミュニケーションをどのようにされているか答弁願いたいと思

てお答えいたします。

携帯電話につきましては、これまでも各学校において警察や携帯電話会社から講師を招いて児童生徒、並びに保護者への研修会を開催して、問題点、危険性、安全・安心な使い方、ルールやマナーなどについて理解を深めてきたところです。

いしかわ子ども総合条例の改正に伴って、いよいよ平成22年1月から小中学生の携帯電話の適切な利用に向けまして、フィルタリングサービスなどの徹底が求められることになってまいりました。

中能登町におきましても、この10月に教育委員や社会教育委員、校長会、PTAの代表者によります協議会を持ちました。携帯電話問題の検討を行ったわけですが、結論的には、PTAが中心となって携帯電話に潜む危険性などの理解を今後さらに図っていくということで話をしたわけです。

小中学生には原則、携帯電話を持たせないとの方向で今後も取組んでいきたいというふうに思っています。

もう一つは、町有施設の電話関係に関する問題です。小中学生が特に利用する施設ということになりますと、ふるさと創修館、ラピア鹿島、カルチャーセンター飛翔、鹿西公民館、励志館などがありますし、さらに鹿島体育センター、スポーツセンターなども子供たちがよく利用している所です。

今ほど議員がおっしゃいましたとおり、鹿島体育センターやふるさと創修館、励志館、この3つには今も公衆電話が設置されています。

ただ、ラピア鹿島とカルチャーセンター飛翔では、利用頻度が少ないということで、N T Tの公衆電話が撤去されてしまいました。このように引きあげにあった施設では、公衆電話の代用として町内の家庭へ繋がっております I P 電話を窓口を設置し、皆さんに利用を図ってきております。

もちろん、町外へかけたりというような場合につきましては、事務室の電話を利用させていただいております。I P 電話の利用に関しては、張り紙も出してありますし、高齢者の皆さん方におかれましても問題はないというように聞いているところです。

児童館及び学童保育の施設につきましては、I P 電話を設置されていないわけですが、それぞれ担当の職員がおりますので、子供たちが必要になればいつでも職員に申し出て、保護者などへの連絡はやっております。

今のところ、不都合はないだろうなど思っているわけですが、I P 電話が必要であるかどうかということについてはまた検討いたしまして、もしそういうようなことであれば設置できるものならしていきたいというふうに思っています。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 携帯電話普及に伴い、親への連絡方法は携帯電話が主流になってきているのではないかと理解しております。I P 電話のあるところへ行きますと、「携帯電話を利用される方は事務室へお入り下さい」というようになっているかなと思います。この料金の方になってくると大変難しいことがあろうかなと思いますけれども、その辺をクリアするにはどうしたらいいのかなと。1通話いくらぐらいかかるのかということも、町内に関しては、普通の電話からみれば高いですね。そういうことも必要でなかろうかと思いますがいかがでしょうか。携帯電話で親の方へ連絡することが多くなっていると。ところがI P 電話では、携帯電話の利用は控えて下さいとなっています。事務所へ入って下さいとなっていますが料金はどのようにされているのか。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 窓口でI P 電話で十分可能な時にはそれを使っております。ただ、I

P電話が使えないような所にかける場合には事務室の方へお願いして、職員の方で対応して、料金につきましては、1回10円ということにしております。多い少ないは別にして、10円いただいているということです。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） どうもありがとうございました。以上で私の一般質問は終了いたします。

◎散 会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日17日、午前10時より引き続き会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時35分 散会

平成21年12月17日（木曜日）

○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保健環境課長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外喜夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第4号)

平成21年12月17日 午前10時開議

日程第1 一般質問(第2日目)

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（藤本一義議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（藤本一義議員） 日程第1 一般質問

これより、一般質問第2日目を行います。
それでは通告順に質問を許します。

14番 岩井礼二議員

〔14番（岩井礼二議員）登壇〕

○14番（岩井礼二議員） おはようございます。

今年初めて一面が銀世界になった朝でありました。大変寒い厳しい朝でありました。この降り始めというのは誠に寒く感じるものですが、落ち着いてしまうと、またそうでもないものだと思います。運転にも注意が必要であろうかと思えます。

そこで、一般質問をさせていただきます。「中能登道の駅」、今後の展望についてということでございます。現在のアルプラザ周辺は、中能登町の賑わいの中心であろうかと思えます。そこにさらに賑わいを増やすべく、相乗効果を期待して中能登町の道の駅をつくることを提案してきました。

また、以前にほかの議員の各位から直売所を設置し、さらなる集客、賑わいを増やすことが中能登町のイメージアップ、人口増に寄与すること間違いないと、そういった関係する一般質問もありました。

杉本町長は、その後、熱心に取り組んでおられます。以前のことを思いますと、アルプラ

ザ建設の協議の頃はジャスコから始まりまして、いろいろと賛否両論の議会、執行部の内で大変な論議を重ねてまいって今日に至っているわけですが、現在の姿を見ると「これで良かったかな」と、つくづく感じる次第でございます。

以前の状態ですと、田んぼの中を車が多く通過するだけの田園風景では、中能登町のイメージは寂しくビジョンが見えません。私も孫がいますが、金沢から爺、婆のところへ時々遊びに来ます。やはり、それもこのアルプラザを一つの楽しみにやって来ていることと思えます。

また、現在の中能登町へ移住したいという若者たちには、重要な条件の一つの賑わいの場所であろうと思えます。

そこで、さらなる集客の道の駅ですが、先の全員協議会では、議員各位よりいろいろな心配が出ました。主に採算性でございます。そのことも最もと思えますが、指摘の議員の言葉のようにならないように注意するといった叱咤激励を受けたことと思いを切り替えて、各界の関係者を取組んでもらって研鑽、研修、また先進地の研究を重ね、努力をして実現していただきたいと思えます。地産地消といわれる今日ですが、中能登町も色つき野菜、大変頑張っている方々に対しても、売れてこそ元気が出るわけでございます。その売場の確保に努力してほしい。そのための今後の展望、見通しを杉本町長にお尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。岩井議員の質問にお答えいたします。

「なかのと道の駅」に関する今後の展望についてでございますが、「道の駅」とは道路利用者のための「休憩機能」に加え、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、「地域連携機能」の3つを併せ持つ施

設であります。

当町にも道の駅整備を図ることにより、地域産業の振興発展と地域の情報発信が可能となり、町観光拠点の一角を担うとともに、町の代表的なPR塔として位置付けられ、シティーセールス効果、すなわち、町の魅力を効果的に伝えることが可能となり、地域活性化に大きく寄与するものと思っております。

なお、具体的な中身といたしましては、道路利用者が安心・快適に休憩できるための駐車場、トイレ、道路情報発信施設等の道路関係施設と、町が創意工夫をもって設置する地域振興施設を構想しております。

また、地域振興施設の具備する核機能といたしましては、今、岩井議員も言われたように地産地消を目的とした農産物直売所を考えております。全国的にも地域振興施設内に農産物の直売を実施しているケースが非常に多くなってきており、安全・安心・安価といった評判が高く、報道関係でも多く取り扱われております。そのほかにも、町特産品等の体験、販売、飲食関係など、施設の魅力向上による観光振興と、ふるさとの風土を活かした賑わい機能創出を図ってまいりたいと思っております。これからも一生懸命頑張っておりますので、これからもよろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 岩井礼二議員

○14番（岩井礼二議員） 以前に私も道の駅のビジョンについて話をしたことがありますので、今回はそれほど多く申すつもりはありませんけれども、アイデアというものは大切なものだと思いますけれども、できるときのビジョンの一つに、近年、大道芸人の芸がよくニュースでありますけれども、バナナの叩き売り大会のようなことをして、全国から募って、その人たちにバナナのほかに色つき野菜の叩き売りをしていただいて、賞をつけて、入賞した方々には町からイベント大賞

のようなものをあげて、そして町の町祭に招待をするといったようなこともいいのではないかと思います。その経費は売上げの一部を利用するというのもいいのではないかと思います。何分、聞くところによりますと、今年度中の努力によって大きく方向性が決まってくるということも聞きました。どうか一つ、あとになって悔いの残らないような努力をしていただきたい。そう思い、そうお願いをして次の質問に移ります。

次に、中能登町の対外的コマーシャルを有効に。そして大小いろいろな行事、出来事、発掘、アイデア、マスメディアを有効に活用すべきだと思いますが、その手立てを考えたいということで質問させていただきます。

中能登町のコマーシャルを有効に発信する。新聞は毎日読みます。そして読んでいる中で、中能登町や地元の記事がないか探します。

以前は、かなり毎日のように目立ったときもありました。最近は少し少ないように感じます。

先般、能登島の民宿で、朝、民宿の女将が「中能登町さんのいい記事が毎日載っていて、いい町ですね」と、その女将に言われたことがありました。本当にうれしく思っていたこともありましたが、最近では全く載っていない日も続くこともあり、寂しい思いをすることがしばしばあります。

また、他の市町に同じようなことの記事があるのに、中能登町の記事が掲載されてなく、残念に思うこともあります。

また、町からは、いろいろな行事や出来事をマスメディアに連絡をし、取材などもお願いしているかと思いますが、もっと積極的にPRして、テレビや新聞に取り扱いされることで、その行事が仮に催し前のニュースなら、催し当日の行事は必ずや動員のプラス、盛り上がり寄与することと思いき、済んだ後、事後のニュースなら主催者、参加

者、また次の行事への励みのもとになるかと思ひます。そんなことが中能登町の商業となり、対外的にも中能登町が住みよく、明るい町、また活力ある町としての印象を強めて「行ってみたい、住んでみたい、良い町だ」として受け止めらると思ひますし、それが地域の発展や人口増加など町の活性化にもつながることと確信いたします。

ただし、お悔やみ欄や三面記事は別でございますけれども、これはあまり歓迎するものではありませんが、またそういった励み、活性化にあらゆるマスメディアに対して、町が積極的に情報提供と取材要請を行う必要があると思ひますが、その辺をどういう体制にもっていけばいいのか、杉本町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私も新聞は毎日かかさず読むようにしております。いつも町内の話題やニュースの記事がないかなど確認をしているところでもあります。

町から、各報道機関への情報提供についてですが、現在、町長日程は新聞社やテレビ局の各社にスケジュールを提供しておりますし、町の主な施策発表など、いわゆる報道発表につきましても、情報をくまなく提供し、取材も受けております。

また、町の主な行事などは、担当各課から報道機関へ連絡し、取材依頼なども積極的に行っております。

岩井議員の発言にもありましたとおり、こうした町内の行事や出来事、とりわけ明るい話題の報道は、町外の方々への中能登町の大きなPRに繋がるものであり、明るい好印象を与えることで、町の地域活性化にも役立つものと考えております。

こうした報道には、新聞社やテレビ局に取材を受けることが大変重要でありますので、今後も報道各社へ、より多くの情報提供をすることはもちろん、町からも積極的に取材を

お願いし、住みよい明るいまちづくりをPRしていきたいと思っております。

次に、「町内の地区行事などを報道機関へ取材依頼する場合の総合窓口の整備を」との意見についてですが、現在、町内の各種団体などによる主な行事の取材依頼は、役場の担当各課がお世話させていただき、報道各社へ連絡しております。

また、地区行事などは、ケーブルテレビや広報取材も関連しますので、情報推進課で分かる範囲を取りまとめ、報道機関への情報提供をしております。

地区の方々に、「珍しい話題や頑張っている方、また、地区行事などを新聞やテレビで紹介したいが、問い合わせ先が分からない」といったことがありましたら、ご遠慮なく役場情報推進課まで連絡いただければその都度対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、広報やケーブルテレビでも皆さんの取材要望にできるだけ対応し、和やかな明るい話題を提供したいと思っておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 岩井礼二議員

○14番（岩井礼二議員） 今、地域の一般の方々がテレビ、新聞の窓口はどこか分からない人が大変多い状態ですが、今、町長が言われました情報推進課へということ町民の皆さんにもっと分かりやすい手段でお知らせすることが大変増えるものになるかと思ひます。子供会の行事とか地域の小さな行事などは、大げさに北國新聞、中日新聞に言うのもどうかと思ひし、役場にいてもさらえつけられるような気もするしなといったような懸念もあろうかと思ひます。ところが、そういう記事に限ってマスメディアにとっても小さくても耳新しいことは取り上げやすいし、また初めてという記事が大好きでございますので、そういったことが取り上げられやすい

ように、情報推進課の窓口ということにより分かりやすく示すことが大事だと思いますので、そのことをお願いいたします。

次に進みます。統合中学校の建設の進捗状況についてお尋ねいたします。

建設に向かったの決議はなされて、目標、スケジュールを組んで努力されていることと思いますが、現在の現状、見通しはどうか説明を教育長にお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほどいただきました、統合中学校建設の進捗状況についてお答えいたします。

今年6月19日に議会の統合中学校建設特別委員会で建設場所の承認をいただきました。その後、町では8月11日に第1回目の地元説明会を開催して、統合中学校の受け入れと用地提供のお願いをいたしました。

次いで、9月24日には、議会の統合中学校建設特別委員会で用地買収の単価に対する案を提示し、了解をいただいたところであります。

この単価の決定を受けまして、町では10月15日に第2回目の説明会を開催し、地権者の皆様に単価をお示しいたしました。町運動公園に隣接するこの地区での統合中学校の建設には全く異論はありませんでしたが、単価面でのご理解をいただけませんでした。

その後、11月16日に第3回目の説明会を開催し、各区分ごとに面積と価格を明示するなど、より詳しい説明に努めてご協力をお願いしたわけですが、現時点では、まだ金額面での合意にはいたっていない状況であります。

一方、基本構想からさらに詳細な検討を進めるために、基本設計に着手するとともに、町執行部、教育委員会、統合中学校建設委員会が合同で先進事例の視察を行いまして、統合中学校建設に向けた取組みを進めていると

ころです。

また、建設用地は農地であるために、先に開催されました農地法によりますと、学校施設についても転用許可手続きや農振農用地区域からの除外手続きが必要となりました。そのため、関係課とも協議を進めているところであります。

とにかく、平成25年度開校の目標は全く変わりはありません。今後も誠心誠意、地権者の皆さん方との話し合いを進め、ご理解とご協力をいただきまして金額面での合意ができますよう努めてまいりたいと思っております。

何としても来春には、建設用地を確保させていただき、測量や地質調査に着手して、できるだけ早く基本設計の内容につきまして、また議会の皆様にお諮りをしていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 岩井礼二議員

○14番（岩井礼二議員） 時は待ってられません。昨日の一般質問でも町長の答弁の中で、合併特例債を有効に大切に使いたい。統合する庁舎にまで使いたいといった答弁の一つがありましたが、合併してから10年という期限が決められている中での条件ですので、この学校問題は大変だとは思いますが、何とか速やかに地権者の合意を得なければなりません。単価面ということでありました。いろんな条件も要素もあるんだろうと思います。この町にはこうして議員さんも当然いるわけですが、その地権者にあたる手段として、言いやすい人、言にくい人がいると思いますが、我々議員でも「あの人の票をもらいにいくときはこうした方がいいな、あの人が行った方がいいな」というようなことも通常考えて行動しているわけですが、その地権者の人にも得意な人、そうでない人もいるのではないかと思いますけれども、そういったことに町の議員もある程度は参加して、その目的に寄与される方法があっ

てもいいのではないかなと私は思います。

そして、その大いなる努力をしたあと、どうしても駄目だということであれば、それは時間を区切ってこの日までに、駄目なら駄目という判断をして、方向転換をすることも必要だろうと思います。その時にはやはり、それまでに合意をされたその土地を十分尊重して、その右に予定していたものを左の方へふるとか、前へふるとか後へとか、そういったことも考えて、ある程度のときには見切りをつける勇気も必要でなからうかと思いません。その辺をいついつまでもズルズルと引っ張るばかりが能ではないのではないかということをお聞きしたいと私の質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、5番 宮下為幸議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） それでは、12月議会におきまして、新型インフルエンザについて1点だけお聞きしたいと思います。

5月に新型インフルエンザが上陸したわけですが、その勢いは加速的に感染を拡大させています。まさか予想できなかった真夏の流行ということで、昨日現在、感染者が1,414名を超えたとテレビで放送されておりました。

12月10日に宮崎県で51歳の男性の方がワクチンの接種後に死亡されております。そういう中で、6項目の質問をしたいと思いません。

1番初めに、町内での新型インフルエンザの患者状況は。2番目、ワクチンの輸入と国産とで違いはあるのか。3番目、副作用などの不確定要素も周知徹底すべきではないか。4番目、任意接種である接種率をどう試算されたのか。これは臨時議会に接種率がでいましたので、それをどう試算されたのかということをお聞きしたいと思います。それと、小中学校の接種率をどのようにしてあげるのか。最後に、インフルエンザ脳症や意識障

害、おかしい行動がないか、注意をすることをお呼びかける必要があるのではないかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 宮下議員の質問にお答えいたします。

5つの質問をいただきましたけれども、最後の小中学校につきましても、教育長の方から答弁いたしますのでよろしくお願いたします。

1つ目の町内での新型インフルエンザ患者状況はという質問については、8月25日以降、医療機関における新型インフルエンザと診断した患者数の報告が不要となったことから、以降、保育園や学校などの集団において患者数を把握することとなっております。

そこで、町における保育園、小中学校の状況について報告させていただきます。

まず、患者の推移をみると、保育園、小学校では10月末頃、中学校では11月の初めから徐々に増えております。患者数のピークは、保育園、小中学校ともに11月10日前後で、保育園では61人、小中学校においては学級閉鎖の児童生徒を除いた患者数が小学校で46人、中学校で50人でした。

その後、11月中は増減がありましたが、徐々に減少傾向をたどり、12月に入ってから保育園、小中学校ともに5人ほどとなっております。

現在までの患者は、保育園では29%、小中学校では46%であります。

2つ目の質問である、ワクチンの輸入と国産の違いについてお答えいたします。

違いは2つあります。一つは、輸入ワクチンには免疫補助剤といわれる、免疫をつくりやすくする物質が使用されております。この物質は一般的に副作用の発生する確率が高いといわれております。

2つ目は、原料であるウイルスの培養方法の違いです。国内産は鶏卵を使って培養して

おりますが、輸入ワクチンでは細胞を使っており、鶏卵による培養よりも生産効率は高いとされており、しかし、まだ世界で広く使用されるには至っていない状況でもあります。

以上の違いがありますが、国内産ワクチンの生産には限界があり、今年度は約5,400万回分の生産であり、不足する分は輸入ワクチンに頼ることとなっております。

3つ目の「ワクチンの副作用などの周知徹底を図るべき」との質問につきましては、ワクチン接種に伴う副作用を含めた効用は、町民の皆様にご覧いただきたい大切な内容であります。

町でも11月の広報におきまして、新型インフルエンザ特集をくみ「ワクチンの効果」としての有効性と副作用についてお伝えしております。

また、11月3日の新聞に掲載されていた「政府広報」においても、新型インフルエンザワクチン接種についての内容が明記されております。

さらに、接種する医師からも副作用については説明を受けることとなっております。

町民の皆様方には、ワクチンの効果や副作用についても理解していただけるように再度、周知を図りたいと思っております。

次に、接種率は、新型インフルエンザに罹る率が高い傾向にある基礎疾患をお持ちの方、妊婦、1歳から小学校低学年、さらに1歳未満の乳児を持つ保護者の方々は8割として見込み、小学校高学年、中高校生は接種時期が流行のピークを過ぎることと予測されることから7割とし、さらに65歳以上の方においては、毎年行っている季節性のインフルエンザの接種率が6割であることを参考に見込みました。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 引き続きまして、小中学校関係についてお答えいたします。

12月に入りまして感染はかなり少なくなっていたわけですが先週から再び感染者が増え始めてきました。今日現在、越路小学校の1年2組が12月15日から、明日18日までの学級閉鎖に入っております。さらに、今朝、鳥屋中学校の方から連絡がありまして、あるクラスに新たに6、7人の感染者が発生したという連絡も受けております。年末に向けて、また感染者が増えていくのではないかと心配をしているところです。

学校におきましては、これまでうがいや手洗い、消毒、マスクの着用、十分な睡眠や栄養摂取など、予防の観点に重点を置いて指導や啓蒙を行ってきました。

しかしながら、予想以上に感染者が拡大いたしましたので、その後は感染防止の観点で、学級閉鎖、学年閉鎖を行ってまいりました。幸いにして、今のところ重症化の事例は報告されておられません。

新型インフルエンザが重症化した場合の怖さは、テレビや新聞などで報道されておきまして、そのために保護者の皆さんもワクチン接種を希望されているんだろうなというように考えています。

接種率をどのようにしてあげていくのかということですが、ワクチンの効果として重症化、あるいは死亡といったものの予防については、一定の効果が期待されています。

ただし、感染予防、流行阻止の効果は保証されておられません。

さらに、このワクチン接種というものは任意のものとなっております、教育委員会といたしましても情報の周知には努めてまいります。しかし、最終的に接種をするかどうかは、保護者の皆さんにご判断をいただきたい。ワクチンはごく稀にですけれども、重篤な症状を引き起こす可能性もあります。従いまして、保護者の皆さんがかりつけのお医者さんとよく相談され、適切な判断で接種についてお願いしたい思っているところです。

最後のインフルエンザ脳症やおかしな行動がないか、注意することを呼びかける必要があるのではないかということですが、インフルエンザ脳症というのは、小さなお子さんがインフルエンザに罹ったときに発病する最も重い合併症であります。保護者の皆さんは、子供が新型インフルエンザに罹っていないかどうか、また罹った後もその治療の間において注意深く見守っていく必要があると思っています。

また、タミフルなどの治療薬服用については、効果は大きいものの、服用後に突発的な行動を起こす事例が報告され、懸念されているところです。そのために治療の際には、担当のお医者さんから注意事項として伝えられていると思うんですけれども、保護者の皆さんも注意深く看病をしていただきと思っています。

いろいろと学校の方では、いろんな機会をとおして情報の周知には努めてまいりたいなというように思っています。

○議長（藤本一義議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 接種率をあげることなんですが、11月の臨時議会で接種率のパーセントがでております。その中で、小学校1、2、3年生は2回接種、80%、小学校4、5、6年生が70%で、200万円の予算がついているわけですが、この接種率の試算をどういうふうにされたのか。なぜこういうことを言うのかといいますと、先ほど町長が言われた副作用の問題について、今しておかないと国内産がなくなれば、3月になれば輸入ワクチンが入ってくると。70と60の接種率の試算をどういうふうにされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長
〔大森一義保健環境課長登壇〕

○大森一義保健環境課長 宮下議員の方から臨時議会でもお認めをいただいた件でございますが、その接種率の求め方はどのようにし

て求めたのかということでございますが、先ほど町長の答弁にもありましたが、基本的には季節性の高齢者のインフルエンザ、これの接種率が大体平均6割のところでございます。今年は、新型インフルエンザの流行とあわせまして、高齢者の接種率も今年は6割から7割近いという高い状況であります。基本的な考え方といたしましては、季節性インフルエンザの普段の状態が大体6割というふうなことを根拠として、そういった各階層に伴う接種率の算定をさせていただいたものであります。

○議長（藤本一義議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 季節性の任意接種が60から65%といわれましたが、定期接種の場合でしたら95%ぐらいなされると聞いておりますので、任意の場合は本当にそれだけの数値があるんですか。その辺をお聞きしたいのと、任意接種とはいえ、国の事業として医療機関が委託されているわけなんです。もし万が一、接種後に問題があった場合、救済措置として町はできないかもわかりませんが、国の方ではどのような措置をとられるのかもお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 宮下議員の再質問にお答えいたします。救済措置というようなご質問等もございました。私どものところでは、ここでご報告をさせていただきたいと思っております。

救済行為等につきましては、12月4日に新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法というものが交付されております。新型インフルエンザの健康被害の救済措置といったような内容が示されているものでございます。内容といたしましては、ワクチンの接種をしたことによりまして、入院を必要とする程度の医療を受けた場合、また、障害が残った場合、亡くなられた

場合、そういった場合に利用できる制度でございます。

給付の種類といたしましては、医療費、障害年金、遺族年金、葬祭料などがございす。手続きといたしましては、国へ申請をいたしまして、国の方で審査をされるわけでございますが、こういった形で12月4日から交付され、現在、受け付けが開始されている状態でございます。

また、この法律が成立いたします12月3日以前に予防接種を受けられて、健康上の問題点が発生した場合の方々においても適用されるということで聞いております。

○議長（藤本一義議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 季節性定期接種は95%ぐらいあるということを聞いているんですが、任意の場合は本当に65%もあるのかどうか。それは間違いありませんか。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 季節性のインフルエンザでは、65歳以上の高齢者の方に町も一部自己負担をいただきながら助成をして実施しているものでございますが、これに関しましては大体6割ぐらいはあるということで聞いておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 昨日、作間議員さんが、一般の人の接種をどう考えているのかということで、町長の答弁は今は考えていないということを言われました。

この接種の助成を受ける人が6,456名いるんですね。全額助成と一部助成の方は6,456名おいでます。残り1万人強の人が、受けられないという不公平感というものが漂ってくると思います。3月以降は一般の人は輸入ワクチンということで問題、リスクも出てくると思います。その辺のことについて、これから考える必要があるのではないかなということをお聞かせいただけますので、再度、聞きたいと思

います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 現在の町の助成対象者に一般の方が含まれていないのは、公平性に欠けるのではないかとこの質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、助成の対象は優先接種対象の方のみとし、6,471人と見込んでおります。それ以外の方は対象となっております。なぜならば、助成制度を開始した時点におきましては、優先接種対象者に該当しないの方々、すなわち宮下議員のおっしゃる一般の方への接種開始は未定でありましたので、その時点における国の示す優先接種対象者から医療従事者を除いたの方々に対する助成制度とさせていただきます。是非、ご理解をお願いしたいと思います。しかし、国から12月15日に一般の方、すなわち18歳から64歳の健康な方へのワクチン確保の見通しがついたために、今後、一般の方への接種を勧める旨の基本方針がだされ、一般の方に対しても町民税の非課税世帯、または生活保護世帯に属する場合は費用軽減の措置をとるとの情報を昨日の昼からいただきました。昨日の午前中の時点では、それらはいつでるか分からなかった中での作間議員の質問に考えていないと答弁をしたわけでありまして、15日に発表された改定につきまして、これらにつきまして今後検討してまいりたいと思

○議長（藤本一義議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今、18歳から64歳までの方が今後助成をするかどうかということをお聞かせしたので、是非、助成できるものならしていただきたいと思

それと、優先接種者ですが、今までワクチンを接種した人はどれくらいいるのか。その接種者の副作用の割合を精査されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 町における優先接種者のワクチン接種状況についてご報告いたします。

町で把握しておりますワクチン接種を受けた方は、昨日までで187名であります。あくまでもワクチン費用の助成の申請と町内医療機関からの報告から把握した数でありまして、町外の医療機関からの報告はないので、総数をもれなく把握することは困難な状況でありますので、ご了承願いたいと思います。

また、副作用の状況についてであります。予防接種後の副作用が認められた場合は、医療機関が直接国へ報告することが定められており、町へは情報が入ってこないことになっております。

○議長（藤本一義議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） これで質問を終わりたいと思います。暖冬から一変して冬型の気圧配置になりまして、今日は雪が降りまして、週末も冬型の気圧配置ということで、中学校でもインフルエンザの感染者が出てきているそうなので、是非、徹底して手洗い等をさせていただきたいなと思います。以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（藤本一義議員） ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） 12月の定例会で、2つの質問をいたします。

まず最初に、温暖化対策についてということになっております。それはエコキュートと呼ばれるCO₂、いわゆる二酸化炭素を冷媒としたヒートポンプ給湯器に補助金がつけられないかということをお願いしたいと思います。

今は、国際的に地球温暖化防止対策が呼び

かけられている時代であります。鳩山首相も2020年までに1990年比で温室効果ガスCO₂削減を国際会議で言明をし、拍手で承認され約束いたしました。

その施策としていろんな対応があります。石川県でもエコリビング支援モデル事業として住宅の省エネ改修設備導入を対象とした補助金が受けられる制度がありますことは、ご存知だと思います。石川県からは、このような、本当に見難いというか沢山書いてあるこういうカタログというかパンフレットも出ております。なかなか読むのには大変だと思いますが、こういうものもごさいます。

この制度は、県の指定した項目の中から、3つ以上を抱き合わせすることにより、設備投資額の5%を補助するというものであります。

ただし、上限は25万円となっております。この制度を利用する方は、今、家を新築する方なら多額の設備投資化も可能だと思いますが、単に家の改修のみを行う人は金銭的になかなか問題もあるのではないかと考えます。

従って、この県の事業と抱き合わせに当町としてはこのエコキュート導入設置に対して、町独自の補助金をつけることが考えられないか、町長にお聞きいたします。

国もこれに補助金を出しており、1台当たり41,000円の補助があります。設備投資には、定価で1台当たり約80万円かかるそうです。先の行政刷新会議の事業仕分けでは、来年度の補助金制度が廃止と判定されました。温室効果ガスの削減は各家庭でも真剣に取り組む必要があると認識いたしております。当町でも普及に尽力すべく補助金をつけられないでしょうか。電気式給湯器は、以前から電気温水器がありますが、これは定価でエコキュートの約半額で導入することができます。お湯を沸かす原理のため、消費電力が多く、電気代も高くつくということになってお

ります。それに比べてエコキュートはエアコンと類似しており、自然界にあるCO₂を冷媒とし、ヒートポンプにより圧縮したときに発生する熱を利用してお湯をつくるのですが、消費電力も電気温水器の約3分の1で地球環境にもやさしく、CO₂削減に貢献でき、家庭の経済にもよいということになるわけでございます。町長のこの件について所見をお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の質問にお答えいたします。

エコキュートとは、ヒートポンプ技術を利用し空気の熱でお湯を沸かすことができる電気給湯器で、冷媒としてフロンではなく二酸化炭素を使用しているものであります。夜間電力を使用していることもあり、燃焼式給湯器に比べ電力消費量を3分の1程度にまで抑えることができることにより、二酸化炭素排出量と電気代の双方を削減することができ、環境にも経済的にもやさしい製品といえます。

では、エコキュートに対する補助については、国では高効率給湯器導入促進事業費補助金として、県ではエコリビング支援モデル事業として補助をしております。

その補助内容につきましては、国では一定条件を満たした家庭用エコキュートに対し、1台あたり41,000円を補助しております。

県の事業では、エコキュートや太陽光発電などの17の設備の中から3つ以上導入した場合、設備投資額の5%で上限25%の補助をしております。

そこで、県内の他の自治体に目を向けますと、今のところは補助を実施しているところはございません。

しかし、国の方では政権が交代し、事業の見直しが叫ばれ、先月に行われた事業仕分けの中では、高効率給湯器の価格が大きく低下しており、また低額の補助では効果が低いと

の理由により、来年度は補助金廃止との話が出ているのが現状であります。

また、県事業においても複合的な設備の導入が条件となっており、多額な設備投資がネックとなっております。

そうはいうものの、甲部議員が言われたとおり今年9月、鳩山首相が温室効果ガス排出量25%削減を明言したことにより、今後さらに地球温暖化防止対策について、より一層注目が集まることが想定されます。

そのような中で、今後は国、県、県内自治体の動向を慎重に伺いながら、エコキュート補助金導入の可否を検討させていただきたいと考えております。

○議長（藤本一義議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） 一般の町民の方々は大変敏感であります。近隣の市町を比較してこれからの生活を考えたときには、金額はわずかであっても行政が住民に対して補助金を出して生活の応援をするということは、そのことにより中能登町が住みよいということになれば、一人でも多くの住民が増えるということに直結すると思います。

どうか、是非とも実現していただくようお願いいたします。これでこの質問は終わりたいと思います。

続きまして、政権交代についてということになっておりますので、これでお伺いいたします。

本年の8月30日に施行されました衆議院議員選挙において、50年以上も続いた自民政権が民主党政権に代わり4カ月が経ち、新聞やテレビ等で政策や予算の問題が大きく報道されており話題にもなっております。当然、政権が代われば政策も代わるということもあるわけですが、11月11日から27日まで行われました21年度予算に関しての事業仕分けにおいて、約450項目の予算に関しての事業仕分けが行われ、国庫返納や予算削減などで1兆8,000億円もの金額が捻出されると

の報道がありました。

また、自治体においても、事業の予算執行の停止や削減、見直しなど大変厳しい現状になっているものと思われます。

以前に、町当局は、議員の皆さんに現在のところ当町にはあまり影響がないので、補正計上したとおりに計画を進めるという説明があったと思います。その後、少しずつ変化が生じているのではないかと思いますがいかがでしょうか。当町においても、来年度の予算編成など大変なわけですが、町長は政権交代による事業仕分け等による影響をどのように感じておいでになるか。また、町の統合中学校や道路整備などの基本的な方針には変わりはないのかという点をお聞きするとともに、今後の町政執行に不安というものはないのか。また、町が行う町単事業や区の要望事業などに影響は出ないのか、一括して杉本町長にお尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 来年度の予算編成、政権交代により進められている事業仕分け等の影響はないかとの質問にお答えいたします。

まず、国の行政刷新会議が行った事業仕分けの結論の大部分は、予算要求の縮減や見直しを行う、または、各自治体の判断に委ねるというものであります。

このことから、今後該当する項目につきましては何らかの影響は出るものと思われますが、今は、国の予算編成を注意深く見守り、情報の収集と状況に応じた的確な対応をとっていきたいと考えております。

次に、今後の町政は基本的に変更はないかとの質問ですが、中能登町の基本理念は「ふるさとふれあい 心を育む 中能登町」であり、町民憲章では「人間性豊かな活力あるまちづくり」を目指して、心の絆を深め、産業の振興に努め、健康で安心して暮らせるまちづくりを実現することと謳っております。

この基本理念、町民憲章の目標を達成すべく、町政の伸展に努めてまいり所存でございます。

次に、町の事業については、今後、国の補助金制度の見直しにより、影響を受けることも予想され、また、区要望事項につきましても、財源の確保が不透明な状況であります。できるだけ要望を取り入れていくよう今後とも努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） 今の町長の答弁では、基本的には変わらない、前向きに一生懸命にやっていただくということですが、テレビの仕分け作業等を見ていると、大変すさまじいものがあるなどというふうに考えております。今後とも、いろんな問題も出てくると思いますが、町当局には是非頑張ってもらって、安心と安全のまちづくりに努力していただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤本一義議員） 次に、17番 小坂博康議員

〔17番（小坂博康議員）登壇〕

○17番（小坂博康議員） 今回私は、2点ばかり質問をさせていただきます。

まず1点目、行財政改革について質問をさせていただきます。以前にも何回か質問させていただいて、かなり町も努力され前進をしてきている中で、目に見えた、町民が頑張っているんだなというのが見えてない面がかなりありまして、また再度質問させていただきますし、少し議会の方のPRも兼ねながらやらさせていただきます。

議会は、次回の議員の定数も大幅に削減ということ。それと費用弁償も廃止することなどでかなり努力してきておりますし、今後まだ続けていかなければいけないということ

も議論をしております。そういう中で、行財政改革委員会が議会の中で開かれ、町の執行部の方も入っていただいた中でやっている答えを聞いていると、小さいこともものすごく大事なんです、できる、できないというような行ったり来たりの問答が多いような気がします。

今、民主党に代わって、公約も守られない面がかなり出てきている中で、国民も我慢というか、代わったときに痛みを伴うということで、日本人の忍耐強さというものが目に見えている顕著な場面ではないかと思えます。

当然、うちの町もそういうことに取組んでいけば、それは町民にも必ず痛みは出てきますし、執行しようという課長さん方、職員の方もひいては町民ですので自分のところに引っかかってきますので、それは当然痛みはきます。でも、そこは未来の子供のために今やっておかないという強い気持ちでやっていたかないと、本当にすぐ夕張になります。それと、新しい施策が生み出されて、今回も委員会の研修で行ってきた町は素晴らしく、全国で評判になっている葉っぱをビジネスにしているという町、徳島県上勝町に行ってきました。そこは、みかんが主産地のところで、雪の冷害でやられてしまってゼロになった町なんです。ゼロからの出発だと新しいものが芽生えてみんな成功しています。だけど、今のようにいろいろな質問の中で、「まだ財政は大丈夫です」という答弁が出てくるというのは、それはそうなんです。みんな理解しているんです。でもその中にも心配をして、みんな質問しているんです。だからそういうことを踏まえて思い切ったことをやっていたかないと。昨日からの質問を聞いていると、建物がまだ新しいので使わないと困るという発言が出ていますが、夕張のようになったら、新しくても玄関の前に入口をバリエードでとめてあるんです。それぐらいしないと駄目な状況になるんです。ということで

あるのだったら、新しくても使わない。電気も止める、水も止める。屋根が雨漏りしても放っておく。というぐらいの覚悟でやらないと前へ進まないのではないですか。そういうことを踏まえてお聞きしますが、今現在、どういう状況になっているのか。金銭的に表示していただかないと町民も私たちもよく見えてこないんです。昨日の質問に、財政の指数がいいからそういうことなんですよということなんです、そういうのでは困るんです。それと、来年度はどのような金額で予定しておいでるのかを教えてください。

それと、町全体の皆さんがやっておいでる改革委員会の状況が何も見えてきません。そういうことで、どういうスケジュールでやっておいで、どういう話が出ていて、来年はこういうことを取組むんだということがあれば示していただきたい。

それと、取組みの姿勢、意気込みというものをお聞かせしていただきたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 小坂議員の質問にお答えいたします。

行政改革について、経費節減の取組みについての質問にお答えいたします。

まず、行政改革の進捗状況であります、中能登町では平成18年3月に行政改革大綱を策定し、「簡素な体制づくり」と「効果的な体制づくり」、「効率的な体制づくり」を目指してきました。

現在までの実施状況につきましては、担当課長職を順次廃止し、組織機構を見直しており、職員の採用についても、必要最小限の採用を行ってまいりました。

また、保健センターの統合や教育委員会を生涯学習施設に移すなど、施設の有効利用にも取組みました。

なお、金額での節減効果は、地方財政状況調査の平成17年度決算と平成20年度決算の経常的経費の比較では、人件費で1億5,300

万円、物件費1億6,800万円の減少となっております。

また、中能登町は現在でもなお、能登地区において人口の減少が抑えられ、財政調整基金も県下トップクラスを維持していることが一つの評価に値するものではないかと思っております。

次に、平成22年度に実施予定の金額はどれくらい予定しているかについてですが、これまでも予算査定においては、行政改革を常に意識して取組んでまいりました。

平成22年度においては、新政権のもと国の予算編成方針がまだ示されていない状況にあり、こうした不透明な情勢の中で、国の補助制度の見直しによる影響を想定しながら、中能登町平成22年度予算の編成作業中であります。

従って、行政経費の削減額については申し上げる段階ではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、行政改革の会議は開かれているかとの質問ですが、課長補佐職を招集し、11月10日に行政改革の庁内会議を開き、行政改革大綱及び実施計画の見直しや事務事業評価の抽出検討を行い、町営循環バスの事務事業評価や生涯学習センター3館の事務事業評価、各町営公衆浴場の営業における事務事業評価を事業仕分けの手法を使い議論しております。

なお、スケジュール表につきましては、行政改革大綱実施計画において平成17年度を起点として5年間の改革の目標期間を定めたものがあります。

次に、行政改革の意気込みの質問ですが、中能登町は基金残高からの側面から見ますと、県下でも誇れる健全財政を維持しております。

このことは、旧3町の健全財政を維持し、今日に至っているという長い歴史と努力を受け継いでいるものと感じております。

その一方で、健全であったがゆえに、どの施設も新しく、かつ旧町の単位で建設されているため、利用者は少ないが、どの施設も利用されており、廃止すればこれまでの利用者に影響が出ることなどがあり、実態を調べれば調べるほど統廃合に苦慮している現状であります。

また、上水道料金を代表するように、サービスは高く、負担は軽くという合併時の方針を現在まで維持しており、新町としての一体性の確保を優先したところであります。

しかし、大きな視点に立てば、皆様ご存知のとおり、国の予算編成では、税収以上に国債を発行し国をまかなっている現状でもあり、必ずや将来、その負担が回ってくると覚悟せざるをえません。

このことを思うと、来るべき日に備えて着実に行政改革を進めていくことは、とても重要なことでもあります。

市町村の業務は住民と一番身近なところで住民の皆様を支えていくことがとても大切な業務でもあります。

まずは、身近な経費削減の意識を高め、効率的な行財政運営を確保することを重点的に進めていくよう考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（藤本一義議員） 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 今ほど11月10日の会議で、町の循環バスの事務事業の評価など4点ばかり議論しておりますということで報告を受けたんですが、この中身について、これで良かったという評価、これはもう少しやらなければいけない、例えばこういうものだったらもうやめなければいけないという項目があるのではないかと思います。それは今、どのような判定になっているのか。今後、来年度にそういうことに取り組んでいくという気持ちがあるのかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 永源参事兼総務課

長

〔永源勝参事兼総務課長登壇〕

○永源勝参事兼総務課長 小坂議員の再質問にお答えいたします。

11月10日の課長補佐会議では、議員ご指摘のとおり、循環バス、公衆浴場等の事業について、このままずっと続けていいのかという議論がありました。

ただ、こういうものについてはいずれ見直す時期がきますけれども、22年度からすぐするというものではなく、例えば公衆浴場については、近い将来、施設の老朽化が著しい所から廃止すべきだという意見であります。年度まで区切ってごさいません。よろしくお願いたします。

○議長（藤本一義議員） 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 大体そういうことで、我慢してもらうものは我慢してもらうという方向でいかないと、利用する方がおいでるから、これは続けるというようなこともないのではないかと思いますので、思い切るときは思い切る。ということで、速やかに判断をしていていただきたいと思います。

それと、この前も全協でしたか委員会できてきたんですが、こういうことも皆さんに分かりやすく説明しなくてはいけないという問題の話なんです。例えばこの前は、インフルエンザの案内の中に、「ゆうゆう」という場所へ……と、限定されたような書き方をしていたんですが、町民の方は近くに庁舎があるのに、分庁舎があるのに、そういう所ではできないのかということで議論になり、説明を聞いて理解はしたんですけども。

それともう一つ、この間「ケーブルテレビを値下げします」という案内の紙がきたんですが、これを読んでいても、パッと見ると「半額近くになって安くなるんだな」と思うけれど、よく見たら何がどう安くなるのかよく理解できないんです。こういうパンフレットがかなり多いのではないかと思います。

だからもう少し皆さんに分かりやすくしてもらおうような、特にケーブルテレビになると、私らぐらいの年代より上になると、かなり拒否反応をおこしてなかなか理解ができないんです。そういうことで、もう少し分かりやすく、もっとアピールするような機会を設けるなどしてほしいと思います。

それと前も出ていました、そういう話だったらもう少し先にふっておいたらどうかという話が出ていますね。そういうことは前ぶれをしていただいて、「こうやるんだから議員も協力してくれ」とか言えばするんです。それは理解すればですが、できないものはおかしいのではないかと反発しますが、理解を示したら皆さんにアピールしたり知らせて、努力していただくようなこともお願いする場面もあると思うんです。そうなんですけれど、何か舌足らずというか、もう少し分かりやすいように、前もってきちんとやっていただくという方策を考えていただきたいのですが、何かお考えはありますか。

○議長（藤本一義議員） 澤情報推進課長

〔澤伸一情報推進課長登壇〕

○澤伸一情報推進課長 小坂議員の再質問にお答えします。

先週、各区長配布で、インターネットの料金の値下げのチラシを配布させていただきました。月々6,090円から3,675円に下がるという見出しで出しましたが、通常使っている方には分かりやすいと思いますが、平生使っていない方には理解しにくい点もあったかと思っておりますので、今後、検討してやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、今年の10月から緊急雇用促進で2人の方を雇いまして、ケーブルテレビのPR、またインターネットのPR等も行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） まだ加入率もい

い方向へいっていないと思うんです。ということであれば、やはりそれだけ台所が苦しくなるということですから、できるだけ入っていただいて少しでもという思いがあるのですしたら、もう少し入っていただくように努力するというのもお願いしたいなと思います。

それともう一つ、昨日の質問の中に消火器の話がでていましたが、町にもかなり沢山あると思うんです。古くなって更新しなくてはいけない、取り替えなければいけないということになると、今年いっぱい普通の家庭のものは1個500円、これはうちの在所で世話をさせてもらったので分かったんですが、来年になると倍になるんです。1個処分するのに1,000円。だから、そういうこともうまく捉えて、町全体だったらかなりあると思うんです。一家庭だと「たった500円か」という感覚なんでしょうけれど、町ですとかなり金額がはってくると思うんです。そういう点も早めに情報をつかんでいただいて実施することでも大切ではないかと思しますので、これはお願いしておきます。

次にいきます。入札の件についてお伺いいたします。

現在の実施している方法でよいと思っておいでるか。それと、他の市町村はどういうような実施をやっておいでるかという実情を把握しておいでるかどうか。

それと、少し耳にしたことがあり実際に調べてみたんですが、隣の県の福井市なんですが、変わったやり方をしています。これの一番のメリットは何かというと、談合防止。2番目が特定業者に落札金額を教えられないという利点があるんです。公明、ガラス張りで見られると。ただ、少し気になるのが、例えば82～85%の範囲内で入札してもらおうように案内を出します。例えば1,000万円だったら850万円から820万円の間に入札して下さいといっておいてもらいます。当然、みんな分かってますからこの中でおさめてきます

ね。ところがこの82にあたるか85にあたるかはこれをルーレットで決めるんです。例えば、コンマ2桁、3桁、4桁とすれば、いっぱい範囲は作れます。その予定金額を入札した金額で割ってかえして、そのパーセンテージに、ルーレットで出た一番近い人に落とすという方法ですが、これの欠点は一番高いところの数字がでたら、一番安いところと差額があるんですね。この分をおかしいのではないかとってしまったらこれは終わりなんですが、こういうやり方でもしないと、確かに金額は分かっていたら落ちますよということも言えないしというような話になってくるんですが、これがいいか悪いか別にして、こういう方法もありますということでも分かったので、他のところもいろいろやっておいでるのか、勉強されているかなということでもお聞きしているわけです。よろしくお願ひします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 入札について、現在の実情はという質問にお答えいたします。

入札については、地方自治法及び同法施行令の規定に基づいて、入札事案の目的・性質、町内業者への配慮等を勘案しながら執行しております。

平成20年度の入札総件数は160件であります。内訳として工事が95件、業務委託が62件、物品購入が3件で、主に指名競争入札による契約方法を採用しております。

予定価格が概ね3,000万円以上の工事につきましては、事後審査型制限付き一般競争入札を行っており、平成20年度は9件、うち工事7件、うち業務委託が2件であります。

次に、現在実施している方法でよいと思っただけの質問であります。現在執行している入札方法は、地方自治法及び同法施行令に則り行っているものであります。

入札方法はこれまで試行錯誤しながら現在に至っており、今後においても絶えず新しい方法があれば参考にしながら入札の透明性、

競争性を高めていかなければならないと思っております。

3点目の他の市町の実情を把握しているかとの質問であります。県内市町の入札契約状況及び入札制度の実態につきましては、県が毎年集計し調査をしている情報から実情を把握できることになっております。

また、県外市町の入札に関する状況等は、インターネットで必要とする情報を把握することが可能であります。

福井市の事例については、入札制度の参考として勉強させていただきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 福井の実例は、これは大きな金額の方がいいのではないかと思います。小さい金額は町の業者の方もおいでますし、頑張っていたかなければいけないという側面を見ると、かなり難しい面もありますので、現在やっておいでる制限付き一般競争入札でいいと思いますが、今後、大型の物件も予想されますので、是非いろいろ考えていただいて実施していただきたいなとお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） ここで、暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（藤本一義議員） それでは再会いたします。

続いて、9番 古玉栄治議員

〔9番（古玉栄治議員）登壇〕

○9番（古玉栄治議員） それでは私、今回「中能登道の駅」について質問させていただきます。

道の駅は7月31日現在、日本全国917箇所あります。その中で石川県内には19箇所あり、能登地区、中能登町以北に12箇所あります。道の駅では情報発信、特産品や新鮮野菜、我が町になりますと能登野菜とか、こ

のようなものの販売が行われております。

また、そのほかには、休憩、食事などを中心にその駅独自の運営に努力されています。駐車場も十数台から百十数台まで、規模は様々であります。このような中で、我が中能登町で計画中の道の駅では、どのようなものを発信されていくのか。道の駅について、現在どのような計画があるのか教えていただきたいと思っております。

道の駅の計画、運営母体についてどう考えているのか。また、9月補正予算の委託料300万円の使い道。それから、道の駅周辺に商業地の開発があるということも聞いておりますが、どのような計画があるのか教えて下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 古玉議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の道の駅について、現在どのような計画があるのかについてでございますが、本整備の計画の予定地はアルプラザ鹿島向かいの国道159号沿い、約5.7haの区域の一角であります。

計画予定地が国道159号に面しているという条件の中、道路利用者が安心・快適に休憩できるための駐車場、トイレ、道路情報発信施設等の整備を行いたいと思っております。

また、地域振興施設については、「賑わいと活力の創出」、「地域風土を活かした観光拠点」、「絆を育む地域の形成」の3つのコンセプトを柱に整備を進め、中でも具備する施設の核となるのは、地産地消を目的とした農産物直売所をメインブースとして考えており、そのほかにも町特産品等の体験、販売、飲食関係など、施設の魅力向上による観光振興と、ふるさとの風土を活かしたにぎわい創出を図るため、現在、鋭意努力検討を重ねているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の運営母体をどのように考え

ているのかということですが、現在、基本計画の中でどのような管理、運営形態が本整備に適しているかは検討中であります。

しかし、全国的な事例から鑑みますと、道の駅の運営主体は、従来、自治体直営や第3セクター方式が主流でありましたが、平成15年の地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入により、その多くが運営方式を変化させてきております。

本整備につきましても、指定管理者制度が一番望ましいのではないかと考えておりますが、今後、様々な検証を行い、適正の管理・運営を目指してまいりたいと考えております。

次に3点目、9月補正予算の委託料300万円の使い道についてでございますが、内訳といたしましては、道の駅計画にかかる基本構想・基本計画策定業務であります。

まず、基本構想の業務内容についてでございますが、道の駅計画策定に伴い、国庫補助事業採択を目的とした国土交通省並びに石川県等に提出する重要予算要望資料等の作成に必要なコンセプト、配置計画、概算工事費、鳥瞰図等の作成について考察を重ね、検討を行っているところであります。

次に、基本計画についてでございますが、前段で申し上げました基本構想を基に、次の2つの方向性から検討を行っているところであります。

1つ目は、敷地規模並びに建設の配置、及び諸機能の配置計画についてであり、立地条件及び周辺条件を総合的に勘案し、道の駅機能の配置に対する最適な条件設定を現在検討中であります。

2つ目は、地域振興施設の機能とその管理運営に関する検討であります。

町の産業振興を図るために地域振興施設として最適な機能は何か、という視点から検討を進めており、具体的には先ほども触れましたが、農産物直売所を軸に今後各種団体等と

も協議を重ねてまいりたいと思っております。

また、運営管理につきましても先ほど触れましたが、指定管理者制度を軸に検討を重ね、全体にかかるコストシュミレーションも含め、総合的に勘案して整理を行っていきたいと思っております。

次に、道の駅周辺の開発についてどのような計画があるかという質問についてですが、この区域内に民間企業数社から、町の道の駅ができたとすれば進出したいとの要望を受けております。

当該区域につきましては、町の土地利用計画で地域拠点ゾーンとして位置付けた産業支援地域でございます。町といたしましても民間企業の進出により、新たな雇用の創出と固定資産税、法人町民税などの税収増が見込まれるとともに、アルプラザ鹿島や隣接する中能登マイタウンを併せた能登地区最大規模の商業ゾーンが形成されることにより、商業の振興ばかりでなく、町民の利便性の向上と町の魅力アップ、定住人口及び交流人口の増大が図られるものと大いに期待しているところでございます。

また、これにつきましては、平成19年の一般質問で岩井議員、また平成20年の12月議会には作間議員、21年の3月議会にも岩井議員、そして平成21年9月議会からは諏訪議員、坂井議員、今回は上見議員からも質疑を受けておりますし、またこれにつきまして4日の全協、質疑、産業委員会でも十分討議をさせていただきました。反問権でありますけれども、古玉議員の道の駅に関する思い、これからの希望がありましたら、またご説明いただければ幸いです。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 私の聞いたかったことというのは、どのようなものが建てられるのかなということです。大きさとか駐車場の面積などです。私は道の駅に関しては、皆

さんが言われているとおり、賑わいということ、あるいはこれからの中能登町の商業の集積地ということでもいいことだと思います。ましてや、県内どこを見てもこれだけの商業集積地の中に道の駅があるという所はないんですね。志賀町は結構大きな所にありますけれども、それ以外は独立した小さな所でやっておいでということですか。そういう点から見ると、かなり活用される道の駅ではないかなと思います。私の答えはそれでよろしいでしょうか。

私が聞きたいのは、5.7haの面積の中で、どのくらいのものをつくれるかなということです。というのも、9月で道の駅基本構想策定業務で300万円使っております。その300万円の使い道、それが我々議員のところ、例えば図面などが出てこないの、出ないのかなと。それが今の話ですと、これから道の駅計画策定業務1,820万円という中に入ってくるという町長の答弁だったかと思います。そうしますと、この1,820万円という金額を算出した根拠ですね。どれだけのものをつくりたいから1,820万円がいるというふうになったのかなと思ったんです。それで大体どんなものができるのかということと、今、情報発信ということで、中能登の情報発信はしなくてはいけない一番大事な部分だと思います。そういう中で、中能登町には発信する部分としましては、石動山、雨の宮など、どんどん発信しなくてはいけないと思っております。その中で、石動山、雨の宮へ行かれるのはいいんですが、行って見てくるだけでは町の活性化にはならないのではないかなと思います。といいますのも、そこへ行って、そこで土産物を買うとか、それに付随した何かを開発できないかなと。そういうことに対して町長は今後どういう取組みをなされるかなという思いでいます。このことについてお答えいただけるでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 先ほどもお話ししたとおり、基本計画の300万円の使い道はお話いたしました。そして今、1,820万円の予算を計上している件につきましては、大きさ、規模など皆さんと相談していくための予算でありまして、こうこうこれだけの大きさで、これだけの敷地などというのは、今のところはまだはっきりとは決まっております。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 今、町長の答弁の中に、情報発信ということで、今後、石動山、雨の宮などの観光地に対してどういう方針でいくのかということをもう一度お聞きしたい。

それと、1,820万円という、今回提案されております「中能登道の駅基本計画策定業務」というものは、いつごろ設計などが出てくるのか。といいますのも、町民の方から、9月補正予算で300万円計上してあると。その後、今回1,820万円計上ということで、正直いいますと、町民の皆さんからどういうものが出るのかという問い合わせがあるんですね。実はまだ我々のところへは連絡がないと。最初の300万円があって、その300万円のいきさつは何かと言われ、そこでも分からないという言い方をしたんですね。これだけのものを出してくるんですから、ある程度、今、出せないのであれば、例えば来年1月に出せるとか、何かそういうものというものは出てこないのでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 雨の宮、石動山の情報発信というか観光発信は、今、石動山であれば県のウォークラリーをしたり、開山祭であったり、いろいろと大宮坊を使った会であったり、それぞれの研修施設としても使っていたいておりますし、ホームページや広報等につきましても発信しているところであります。雨の宮にいたしましても、あれだけの葺き石が見える古墳は全国でも稀であるという

ことで評価していただいております。それらにつきましても、雨の宮を歩くウォークラリーもしていただいたり、また歴史の勉強ということで小学校、高等学校から多くの方々に来ていただいております。

今回、6月議会で認めていただいた遊歩道もできまして、多くの方々がそこへ上がって徳丸の方へ下りられたり、また馬場の方へ下りたりということで喜んでおられると思います。また、それにちなんだこれからもいろいろなイベントもできればと思っております。

今の予算を認めていただければ、そして国、県の採択をいただけたら、今っておられる規模や面積、いろんな図面などをつくる予算でありました。国の採択がいただければ、一番最初の報告ができるのであれば、来年の5月か6月ごろには示されるのではないかなと思っております。国の採択によって、今の予算の方向にもよりますけれども、まだそこまではっきり採択されるかどうか。採択していただけるように一生懸命をお願いしている段階でございます。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 今、町長の答弁の中に、国の方で認めていただければ、5月か6月になるということでありました。私としてはそういうことを聞かれたものですから、皆さんもそうだと思いますが少しでも早く情報を入れて、皆さんにお知らせしたいという思いだったんですけれども、5月、6月、国が認めていただけるまでできないということです。これは非常に残念ながら待つことにしたいと思っております。もし、5月のそういう話がうまくいった場合、今度はいつごろできる予定になるのでしょうか。そういうのは分からないのですか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 これにつきましては、認められたといたしましても、地面の関係、入っていただく方、コンセプトなどいろんなこと

がありまして、25年か26年ぐらいいまでかかるのではないかなと思っております。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 25、6年ということで、まだ4、5年かかるのではないかなと思います。その4、5年の間に今、声をかけていただいている業者さんですが、そういう方と何とか話をもち続けてほしいと思います。私が心配するのは4、5年もかかるのであればいやだということがでてくるとつらいなと思い、できるだけ早く実現できないかなという思いで質問しました。今までもほかの議員も言われましたように、産直ということで能登野菜、あるいはいろいろなもの、我が町には沢山、繊維もあります。そういうものを開発して土産品なり、いろんな特産品を作っていかなければいけないのかなと思います。できるならその辺に対して、厚い手当てをしていただきたいなと思います。これで私の質問を終わります。

◎散 会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

明日18日、午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時16分 散会

平成21年12月18日（金曜日）

○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保健環境課長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外 喜 夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

// 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第5号)

平成21年12月18日 午後3時開議

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

日程第2 総務常任委員会委員長報告

日程第3 教育民生常任委員会委員長報告

日程第4 産業建設常任委員会委員長報告

日程第5 討論・採決

認定第1号 平成20年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成20年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成20年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成20年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算

議案第56号 平成21年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第57号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第58号 平成21年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第59号 町道路線の認定について

議案第60号 町道路線の変更について

請願第4号 後期高齢者医療制度の即時廃止、並びに75歳以上とこどもの医療費無料化を早期に実現を国に求める請願

請願第5号 消費税によらない「最低保障年金制度」の早期実現、生活費に見合う年金の引き上げを国に求める請願

請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願

- 請願第7号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願
請願第8号 悉皆（しっかい）方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願
請願第9号 新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める請願
請願第10号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める請願
請願第11号 平成22年度予算の年内編成を求める請願
請願第12号 高速道路原則無料化の撤回を求める請願
請願第13号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願

日程第6 閉会中の継続調査

（追加日程1）

- 日程第1 議案第61号 財産の取得について
議案第62号 財産の取得について
同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
（提案理由説明、質疑、討論、採決）

（追加日程2）

- 日程第1 発議第4号 悉皆（しっかい）方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書
（提案趣旨説明、質疑、討論、採決）
日程第2 発議第5号 新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書
（提案趣旨説明、質疑、討論、採決）
日程第3 発議第6号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書
（提案趣旨説明、質疑、討論、採決）
日程第4 発議第7号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書
（提案趣旨説明、質疑、討論、採決）
日程第5 発議第8号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書
（提案趣旨説明、質疑、討論、採決）
日程第6 発議第9号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
（提案趣旨説明、質疑、討論、採決）

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（藤本一義議員） ご苦労様です。
ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

まず、冒頭に申し上げております。

杉本町長においては、農政関係用務のため、谷本石川県知事とともに上京しているため、開会時間に間に合わないとの報告を受け、議会として了承をいたしました。

帰町後は、出席するとのことでありますので、よろしく願いいたします。

◎委員長報告

○議長（藤本一義議員） 日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

これより、9月定例会で付託をし、継続審査となっております、付託議案、

認定第1号 平成20年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成20年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成20年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成20年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上、認定9件を議題といたします。

認定9件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 武田純一議員
〔決算審査特別委員会委員長（武田純一議員）登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（武田純一議員） 決算審査特別委員会の審査の結果を報告いたします。

9月定例議会において、当委員会が付託を受けた平成20年度各会計決算認定9件については、11月18日、20日及び24日の3日間にかけて委員会を開催し、最終日の24日には現地視察も併せて行い、慎重に審査をいたしました。

委員会では、執行部から各会計決算の内容について、詳細な説明を求めた後質疑を行い、予算執行のあり方や事業の効果、適正な決算措置がとられているかを重点に慎重に審査を行いました。

決算認定による審査の意義は、行政効果の客観的な判断と利用後における今後の改善、反省事項の把握と活用であり、審査の結果は今後の予算編成や行政執行において適正に反映されることが大変重要だと考えております。

合併後、5年が経過し、中能登町では住みよいまちづくりを目指す、より積極的な子育て支援を含む福祉、教育、住環境整備等の充実は町が誇るべき行政サービスであります。

今後も、こうした住民の立場に沿った施策として、行政サービスの充実に努めながらも、業務の見直しの検討やより効果的な施設の運用等、統廃合を進めるなど改革においてもより迅速さが強く求められてきているものと思われま。

世界的にも厳しい財政状況の中、収支のバ

ランスのとれた健全な財政計画をもとに、中能登町に住んでよかったといわれるまちづくりに、さらに取組まれるよう要望するものがあります。

最後に、審査の過程で各委員からの発言がありました。指摘、意見、要望事項についてその真意を真摯に受け止め、厳しい財政状況の中ではありますが、それを改善、検討、努力、創意工夫をされ、本決算審査特別委員会の結果を踏まえ、新年度の予算編成にあたられるよう強く希望いたします。

認定第1号 平成20年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成20年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成20年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成20年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上、付託認定9件につきましては、全会一致で可決認定いたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、決算審査特別委員会からの報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 質疑はないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

日程第2から日程第4 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました

議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算

議案第56号 平成21年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第57号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第58号 平成21年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第59号 町道路線の認定について

議案第60号 町道路線の変更についての議案、及び

請願第4号 後期高齢者医療制度の即時廃止、並びに75歳以上と子供の医療費無料化を早期に実現を国に求める請願

請願第5号 消費税によらない「最低保障年金制度」の早期実現、生活費に見合う年金の引き上げを国に求める請願

請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願

請願第7号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する請願

請願第8号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願

請願第9号 新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める請願

請願第10号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める請願

請願第11号 平成22年度予算の年内編成を求める請願

請願第12号 高速道路原則無料化の撤回を求める請願

請願第13号 永住外国人への地方参政権付与の法政化に反対する請願

以上の議案6件及び請願10件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 岩井礼二議員

〔総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇〕

○総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）

総務常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会に付託された議案1件、請願4件については、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算では、石動山と瀬戸地区の町有林に係る保険の内容はどの質問に、石動山では14.9ha、4,507万100円の保険に加入している。また、瀬戸地区の学校林では、11.81haで3,920万9,000円の保険に加入しているとの回答を受けました。

さらに、間伐の整備は、瀬戸地区は終了、石動山は2、3年で完了するとの回答でありました。

次に、「広報なかのと」の印刷製本費の内容はどの質問に、1ページ当たりの単価の値上げにより増額を行う。また、残り4カ月分の経費がほぼ確定したことにより、今議会で補正予算を計上したとの回答を受けました。

続いて、防災対策費における工事請負費の内容はどの質問に対して、国が発表した災害などの情報を瞬時に市町村で受信するための

機器に係る工事費であるとの回答を受けました。

なお、これらの運用については、町民への情報発信について国、県と十分に協議し、有効に活用するよう要望をいたしました。

続いて、歳入について、現在、国で行われている事業仕分けにより中能登町が受ける影響はどの質問に、現時点では具体的な報告は受けていないとの回答でありました。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案1件につきましては、全会一致で可決いたしました。

請願4件については、3件を採択、1件については、平成19年12月定例会において既に可決しているという経過も踏まえて継続審査としたものであります。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務常任委員会での報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 西村秀博議員

〔教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員） 教育民生常任委員会における審査の経緯並びに結果について報告いたします。

今定例会で付託された議案3件、請願3件については、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算では、墓地管理事業の永年使用料返還金について、永年使用料に期限があるかとの質問に、永代使用料ということで期限はないが、更地のまま返された場合は50%の返還をする規則であるとの回答を受

けました。

また、清掃事業費の委託料について、ペットボトルは資源ゴミとして広域圏で行っているのではないかとの質問に対して、ペットボトルについては現在、町の方で対応しており、広域圏の圧縮機を活用し、圧縮梱包して収集運搬を委託しているとの回答を受けました。

次に、議案第57号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算における基金等について、積立はいくらあるかとの質問には、先に充当しており、現在、積立金はないとの回答を受けました。

また、高額療養費に該当する方は、医療費免除の方も該当するかとの質問には、医療費に関しては自己負担が発生し、該当はないとの回答を受けたものであります。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案3件につきましては、いずれも全会一致で可決、請願1件につきましては採択、請願2件につきましては不採択といたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会から審査結果の報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、産業建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

〔産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会に付託されました議案4件、請願3件について、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なもの

について申し上げます。

まず、議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算では、県営ほ場整備事業鳥屋北部地区川田工区で創出された土地を公有財産として購入する理由や、購入後の計画、構想案はどの質問に対し、隣接する古墳公園とりやの拡張整備を行い、町民の健康増進、あるいは各種スポーツ交流など町民がふれあう場として計画したいとの回答を受けました。

今後も事業を展開する中で、議会への逐次報告や協議を行いながら進められるよう要望いたしました。

また、手数料80万円について町で登記できないかとの質問に対して、所有権移転など多種多様な専門的手続きが必要でもあり、司法書士への手数料として計上したものの回答を受けました。

次に、土木費の道路新設改良費では、負担金の県工事とはどこかという問いに、主要地方道氷見田鶴浜線の富山県側工事が終了次第、石川県側の工事を行うとの説明がありました。

続いて、県営ほ場整備事業に係る負担金が補正計上してあるが、地元負担はどの問いに、地元負担は7%、町負担は8%との説明を受けました。

次に、議案第58号 中能登町水道事業会計補正予算においての質問では、後山浄水場濾過器修繕や給水管の漏水14箇所などの修繕を行うものとの説明を受けました。

続いて、議案第59号 町道路線の認定については、主要地方道七尾羽咋線、新庄地区から川田地区までの延長412.5mの新設道路を町道T-337号線と認定したい旨の説明を受けました。

次に、議案第60号 町道路線の変更については、まず、曾祢地内と金丸地内を結ぶ町道R-175号線を307.5m延長したい旨、また、主要地方道七尾羽咋線、新庄地区から川

田地区までの町道 T-125号線のうち402mを新設道路開設により廃止したい旨の説明を受けたものであります。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案4件のうち3件は、全会一致で可決、1件は賛成多数により可決とし、請願3件につきましては、1件は継続審査、他の2件はいずれも全会一致で不採択と決しました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」とおりであります。

以上で、産業建設常任委員会での報告を終わります。

◎質 疑

○議長（藤本一義議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 質疑がないようであります。これで、質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長（藤本一義議員） 日程第5 討論・採決

これより、認定第1号から認定第9号まで、認定9件について、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

認定第1号から認定第9号まで、認定9件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、全会一致で原案のとおり認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第9号まで、認定9件は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第55号から議案第60号まで、議案6件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はありますか。

11番 上見健一議員

〔11番（上見健一議員）登壇〕

○11番（上見健一議員） 私は、議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算について、反対討論をいたします。

議案第55号の歳出の部分、15ページ。農林水産業費、農地費の公有財産購入費1,399万7,000円についてであります。

これは、川田古墳公園を拡張するための用地取得との説明であります。具体的にどのような公園にするかの具体案がないとの説明であります。

公園の用途によっては、遊休町有地の利用も考えられることでもあります。加えて、この土地は、相続放棄された土地であり、持ち主は故人への債権者であります。このことから、単価的にも高額と思われ、無駄な取得と考え反対いたします。

次に、17ページ。8款土木費、道路新設改良費、なかの道の駅計画策定業務1,820

万円についてであります。

私は、道の駅をつくること自体は否定するものではありませんが、9月議会の補正で道の駅基本構想策定業務費用として300万円が計上されましたが、基本構想の中には、将来の経営母体、採算性とも含まれて当然だと思われる。

また、計画書策定業務は、町の職員でつくることのできないのか。専門業者に依頼をしないと国や県が補助金の対象として認めないのか。基本構想と計画書の何が違うのか。その点が曖昧なまま、なかのと道の駅計画策定業務として1,820万円ものお金が必要ということです。将来の展望が見えなく、あまりにも無計画であると思います。単なるハコモノになり、維持管理費、運営費用等、将来にわたり町民に多大な負担をかけ、夕張市の二の舞になる可能性もあると考え、もっと精査してから予算化すべきであると思い反対するものであります。

○議長（藤本一義議員） そのほか、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第55号 平成21年度中能登町一般会計補正予算について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成21年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第57号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第58号 平成21年度中能登町水道事業会計補正予算

以上、議案3件について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第56号から議案第58号まで、議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 町道路線の認定について

議案第60号 町道路線の変更について

以上、議案2件について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第59号及び議案第60号の議案2件は、原案のとおり可決されました。

続いて、請願第4号から請願第13号まで、以上、請願10件について、討論を行い

ます。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はありますか。

20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは、提出されております請願について、3点の請願について反対討論を行いたいと思います。

まず初めに、請願第8号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願であります。

今回提出された請願は、全国学力テストを悉皆方式によるテストの継続を求めるものですが、川端達夫文部科学相は抽出方式で行うことを言明しております。

今日まで平均点を上げるため、全国学力テスト用の想定問題を繰り返しやらせ、そのほか、そのために授業時間が削られるなどの本末転倒な事態が各地で起きております。

テストの点数だけで競う風潮を煽り、教育にプレッシャーをかけ、教育を歪める弊害が生じていると考えます。

学力の推移などを検証するためのデータの収集は、抽出調査で十分であります。今回の学力テストの見直しは、自公前政権が推し進めた教育に競争原理を持ち込んだ、また、子供をふるい分ける教育改革の抜本的な見直しの第一歩だと考えております。

以上で、反対討論を終わる次第であります。

続きまして、請願第9号 新たな防衛計画の大綱の速やかに策定を求める請願でございます。

現行の防衛計画は、多くの重大な問題点があり、内容においても容認できないものがあります。ましてや、今回提出された新たな新防衛計画大綱の素案の一つには、敵地攻撃能力などの保有などを盛り込んだものであります。

今の日本の憲法では、専守防衛が基本であ

ります。自民党部会防衛大綱への提言を念頭に入れたものと指摘せざるをえないと思います。

以上で、反対討論の理由を述べさせていただきました。

続きまして、請願第13号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願でございます。

今日、我が国に永住する外国人に地方参政権を付与すべきだという世論が高まっていると考えます。

地方政治は、本来、全ての住民の要求に応じて、住民に奉仕するために住民自身の参加によって進められなければならないと考えます。外国籍であっても、我が国の地方自治体で住民として生活をし、納税をはじめとして、一定の義務を負っている人々が住民自身の担い手となることは憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致すると考えます。

最高裁におきましても、永住外国人に地方参政権を保障することは、憲法上禁止されるものではないという判断を95年2月に判決をしているわけであります。

以上、3つの請願につきまして、反対理由を述べて私の討論にかえる次第であります。

○議長（藤本一義議員） ほかに、反対討論はありますか。

10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） 私は、請願第8号に関しまして、反対討論を行います。

悉皆という言葉を使ってあります。辞典をくりますと、おしなべて、全てという文言でございます。もし、この字のとおりだとするならば、試験する学科、科目、これはまだまだ多くなるはずだと思います。この用語が使われたことに関しまして、私は反対いたします。以上です。

○議長（藤本一義議員） ほかに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

請願第4号 後期高齢者医療制度の即時廃止、並びに75歳以上と子供の医療費無料化を早期に実現を国に求める請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第4号に対する委員長の報告は、不採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第5号 消費税によらない「最低保障年金制度」の早期実現、生活費に見合う年金の引き上げを国に求める請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第5号に対する委員長の報告は、全会一致で不採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意

見書の提出を求める請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第6号に対する委員長の報告は、全会一致で、継続審査であります。

この請願を継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、請願第6号は、継続審査とすることに決しました。

次に、請願第7号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第7号に対する委員長の報告は、全会一致で、継続審査であります。

この請願を継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、請願第7号は、継続審査とすることに決しました。

次に、請願第8号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第8号に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、請願第8号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第9号 新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める請願についてを採決

いたします。

お諮りいたします。

請願第9号に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、請願第9号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第10号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第10号に対する委員長の報告は、全会一致で、採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、請願第10号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第11号 平成22年度予算の年内編成を求める請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第11号に対する委員長の報告は、全会一致で、採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、請願第11号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第12号 高速道路原則無料化の撤回を求める請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第12号に対する委員長の報告は、全会一致で、採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、請願第12号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第13号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。

請願第13号に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、請願第13号は、採択とすることに決しました。

◎追加日程

○議長（藤本一義議員） お諮りいたします。

ただいま、杉本町長より、議案第61号 財産の取得について、及び議案第62号 財産の取得について、並びに同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてが提出されました。

これを、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

議案第61号及び議案第62号並びに同意第4号を日程の順序を変更し、直ちに議題とす

ることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後3時52分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程1 日程第1を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

小山副町長

〔小山茂則副町長登壇〕

○小山茂則副町長 本来であれば杉本町長より、提案理由の説明を申し上げるべきところではありますが、新政権への要望活動のため急遽、谷本石川県知事とともに今朝ほど上京いたしております。

用務内容は、新政権に対して来年度の中能登町の農業関連事業を強く要望するため、地元の町長の同行が必要不可欠と判断いたしましたので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

それでは、町長にかわって追加提案の説明をさせていただきます。

本日、追加提案いたしました議案第61号及び議案第62号並びに同意第4号につきまして、その大要をご説明いたします。

最初に、議案第61号は、財産の取得についてであります。この財産の取得は、平成21年度地域活性化経済危機対策臨時交付金事業において、中型バス1台を購入するものであり、12月15日に7社を指名し入札を執行した結果、1,659万6,849円でナガト産業株式会社に落札を決定し、仮契約を締結いたしましたので関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号も同じく、財産の取得についてであります。

この財産の取得につきましても、平成21

年度地域活性化経済危機対策臨時交付金事業において、マイクロバス1台を購入するものであり、12月15日に7社を指名し入札を執行した結果、732万7,400円でナガト産業株式会社に落札を決定し、仮契約を締結いたしましたので、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、同意第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

今回、人権擁護委員候補者として、最勝講力部23番地 服部顕了氏と徳前13部23番甲地 寺西外美氏が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき議会の同意を求めます。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤本一義議員） 小山副町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第61号及び議案第62号について、質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議案第61号 財産の取得について、及び
議案第62号 財産の取得について、以上、
議案2件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号及び議案第62号についての議
案2件は、原案のとおり決定することに、賛
成の方の起立を求めます。

○議長（藤本一義議員） 起立全員でありま
す。

よって、議案第61号及び議案第62号の議
案2件は、原案のとおり可決されました。

続いて、同意第4号 人権擁護委員候補者
の推薦についてであります。

本案は、人事案件であり、先に議員各位の
ご理解を得ておりますので、質疑、討論を省
略し、直ちに、採決をいたしたいと思いま
す。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めま
す。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決
することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第4号は、原案のとおり同意とするこ
とに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めま
す。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意
することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、提出者 西村秀博議員ほか賛成
者5名から、発議第4号 悉皆方式による全
国学力・学習状況調査の継続を求める意見
書。

提出者 岩井礼二議員ほか賛成者3名か
ら、発議第5号 新たな防衛計画の大綱の速
やかな策定を求める意見書。

提出者 諏訪良一議員ほか賛成者4名か

ら、発議第6号 農山漁村の多面的機能を維
持する施策の推進を求める意見書。

提出者 岩井礼二議員ほか賛成者5名か
ら、発議第7号 平成22年度予算の年内編
成を求める意見書。

提出者 諏訪良一議員ほか賛成者4名か
ら、発議第8号 高速道路原則無料化の撤回
を求める意見書。

及び提出者 岩井礼二議員ほか賛成者4名
から、発議第9号 永住外国人への地方参政
権付与の法制化に反対する意見書、以上、発
議6件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更
し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めま
す。

よって、発議第4号から発議第9号まで、
以上、発議6件を日程に追加し、日程の順
序を変更し、直ちに議題とすることに決定
いたしました。

議事日程を配付のため、暫時休憩いたしま
す。

それでは、このまま4時15分まで休憩に
入ります。

午後4時02分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続
き、会議を開きます。

追加日程2 日程第1 発議第4号 悉皆
方式による全国学力・学習状況調査の継続
を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

15番 西村秀博議員

〔15番（西村秀博議員）登壇〕

○15番（西村秀博議員） ただいま上程さ
れました意見書については、その概要を以下
朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます

す。

悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書

今般、川端達夫文部科学大臣は「全国学力・学習状況調査」について、来年度より「悉皆方式」から「抽出方式」に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額補正されております。さらには、政府の行政刷新会議が「全国学力・学習状況調査の実施」を「事業仕分け」の対象としたため、調査規模がさらに縮小される可能性が出てきており、都道府県や自治体間の学力比較ができなくなり、地域格差を是正する実効性が失われるおそれさえ生じております。

来年は3年前に小学校6年生だった生徒が、中学3年生となり、「全国学力・学習状況調査」に参加します。3年間の学習成果を、定点観測により検証できる初めての機会であるにも関わらず、あえて「抽出方式」に切り替える合理的な理由はありません。

何よりも、保護者から、子供の相対的な学力を知ることができるので、「全国学力・学習状況調査」に参加したいという声が数多くあります。

抽出調査の対象外であっても、設置者が希望すれば利用できる「希望利用方式」も併用するとのことですが、その実施に関しては非常にあいまいであり、多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となった者と比べて、著しく不公平を生じます。

悉皆調査であるからこそ、子供一人一人の課題などが把握でき、高度な分析・検証に関する調査研究も可能となることから、悉皆調査として継続すべきです。

よって、国会および政府におかれては、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6・中3の全児童生徒を対象とする全国学力テストを継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実

を図られることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日 石川県中能登町議会
よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第4号について、質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第4号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第2 発議第5号 新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

14番 岩井礼二議員

〔14番（岩井礼二議員）登壇〕

○14番（岩井礼二議員） ただいま上程されました意見書については、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書

政府は、10月20日に行われた安全保障会議において、新たな防衛計画の大綱の策定を平成22年まで先送りすることを決定しました。鳩山由紀夫総理は北澤俊美防衛大臣の就任時に、新たな大綱を速やかに策定するよう指示を出しましたが、その後、方針を撤回しました。現段階で、鳩山政権の安全保障に対する体系的な考え方は明らかになっていません。

現在の大綱は、平成16年に策定されたものです。それ以後、北朝鮮は核実験や大陸弾道ミサイルの発射を行い、我が国の安全保障上、現実的な脅威となっています。

また、中国による航空母艦の建造計画が進められるなど、北東アジアの安全保障環境は、現大綱が策定された平成16年から大きく変化し、我が国は早急な対応が求められています。

また、自然災害の対応や、有事における国民保護など、防衛省・自衛隊の活動は国民生活と密着に関係しています。防衛省・自衛隊の円滑な運用と、地方自治体との有機的な連携のためにも新大綱の策定は急務です。

よって、政府においては、新たな防衛計画の大綱策定を先送りする決定を撤回し、早急に新大綱と新たな中期防衛力整備計画を策定し、国防に対する新政権の考えを内外に発表することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日 石川県中能登町議会
よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第5号について、質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第5号 新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第3 発議第6号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番 諏訪良一議員

〔3番（諏訪良一議員）登壇〕

○3番（諏訪良一議員） ただいま上程されました意見書については、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推

進を求める意見書

我が国の農山漁村は安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮しています。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっています。このまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念されています。

よって、国会及び政府におかれては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、以下の施策の推進を図られることを強く求めます。

1. 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。

2. 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。

3. 木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて「美しい森林（もり）づくり」を展開するため、必要な財源を確保すること。

4. 今年度で期限が切れる離島漁業再生支援交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日 石川県中能登町議会
よろしく申し上げます。

○議長（藤本一義議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第6号について、質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようではありません。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようではありません。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようではありません。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第6号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第4 発議第7号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

14番 岩井礼二議員

〔14番（岩井礼二議員）登壇〕

○14番（岩井礼二議員） ただいま上程されました意見書については、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

平成22年度予算の年内編成を求める意見書

政府は新政権発足に伴い、従来予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成

の組み換えを明言しています。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた事業をいくつも地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針を示しました。同会議の結論通り、平成22年度予算が編成されるのであれば、来年度の地方自治体予算編成にも大きな影響を与えることとなります。

しかしながら、行政刷新会議が予算編成に対していかなる権限を持っているのか法的に根拠ありません。閣僚からも仕分け作業に対する異論もあり、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかは、全く不透明です。

地方自治体は新政権の予算編成を受け、年明けより速やかに22年度予算編成作業に着手し、国民生活・地域経済に影響を与えないよう適切な執行をしなければなりません。

しかし、現状では、政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっています。

よって、政府におかれては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年度予算を年内に着実に編成することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日 石川県中能登町議会
よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第7号について、質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第7号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第5 発議第8号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番 諏訪良一議員

〔3番（諏訪良一議員）登壇〕

○3番（諏訪良一議員） ただいま上程されました意見書については、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書
政府は高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費6,000億円を、平成22年度予算概算要求のなかに盛り込みました。

しかしながら、鉄道、フェリー、バス業界などから「客離れが進む」との懸念が示されています。特に、地域の公共交通を支えるバス業界にとっては、無料化による影響で経営が危うくなり、地域のバス交通網縮小につな

がる可能性が高く、また、鉄道の経営悪化を招く恐れもあります。その結果、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出すことは明らかです。

政府が目指す無料化による経済活性化についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流入し、結果的に地域格差の拡大を助長しかねず、地域経済の活性化にはつながりません。

また、地方では高速道路建設は途上であり、原則無料化の結果、高速道路をはじめ地域にとって必要な道路整備事業の予算確保が困難になることは明らかです。

さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、旧道路公団の債務返済についても国民負担が増大することは明らかであり、高速道路の原則無料化には国民の6割以上が高速道路の原則無料化に反対しているとの調査もあります。

よって、国会及び政府におかれては、高速道路原則無料化の方針を撤回されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日 石川県中能登町議会
よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第8号について、質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第8号 高速道路原則無料化を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第6 発議第9号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

暫時休憩します。

午後4時41分 休憩

午後4時42分 再開

○議長（藤本一義議員） 再開いたします。

先ほど、採決をいたしました高速道路原則無料化の意見書の中身でございますが、正式には高速道路無料化の撤回を求める意見書ということで訂正をさせていただきます。

14番 岩井礼二議員

〔14番（岩井礼二議員）登壇〕

○14番（岩井礼二議員） ただいま上程されました意見書については、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

民主党の小沢幹事長は、9月19日、韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人ら永住外国人への地方参政権付与について賛成

し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされ、懸念するところである。

参政権付与をめぐるっては、民主党は2009年の政策集に「結党時の基本政策に『早期に実現する』と掲げており方針は引き続き維持する」と掲載しているが、党内には一部の反対者もあり、衆議院選挙マニフェストでは見送っている。

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密着な関係を持つに至っていることから、これから外国人に地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば永住外国人に対する地方参政権付与について論議がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第15条において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を所有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することには、憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考えられる。

よって、国におかれては、永住外国人への

参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日 石川県中能登町議会
よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第9号について、質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第9号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（藤本一義議員） 日程第6 閉会中

の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第8回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時52分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 藤 本 一 義

署名議員 宮 本 空 伸

署名議員 若 狭 明 彦